The Taiwan jiho

臺灣時報

三月號

臺灣總督府 交換 ... 課

EAST ASIATIC ECONOMIC INVESTIGATION BUREAU
MAR 27 1925
SOUTH MANCHURIA RAILWAY LIMITED.

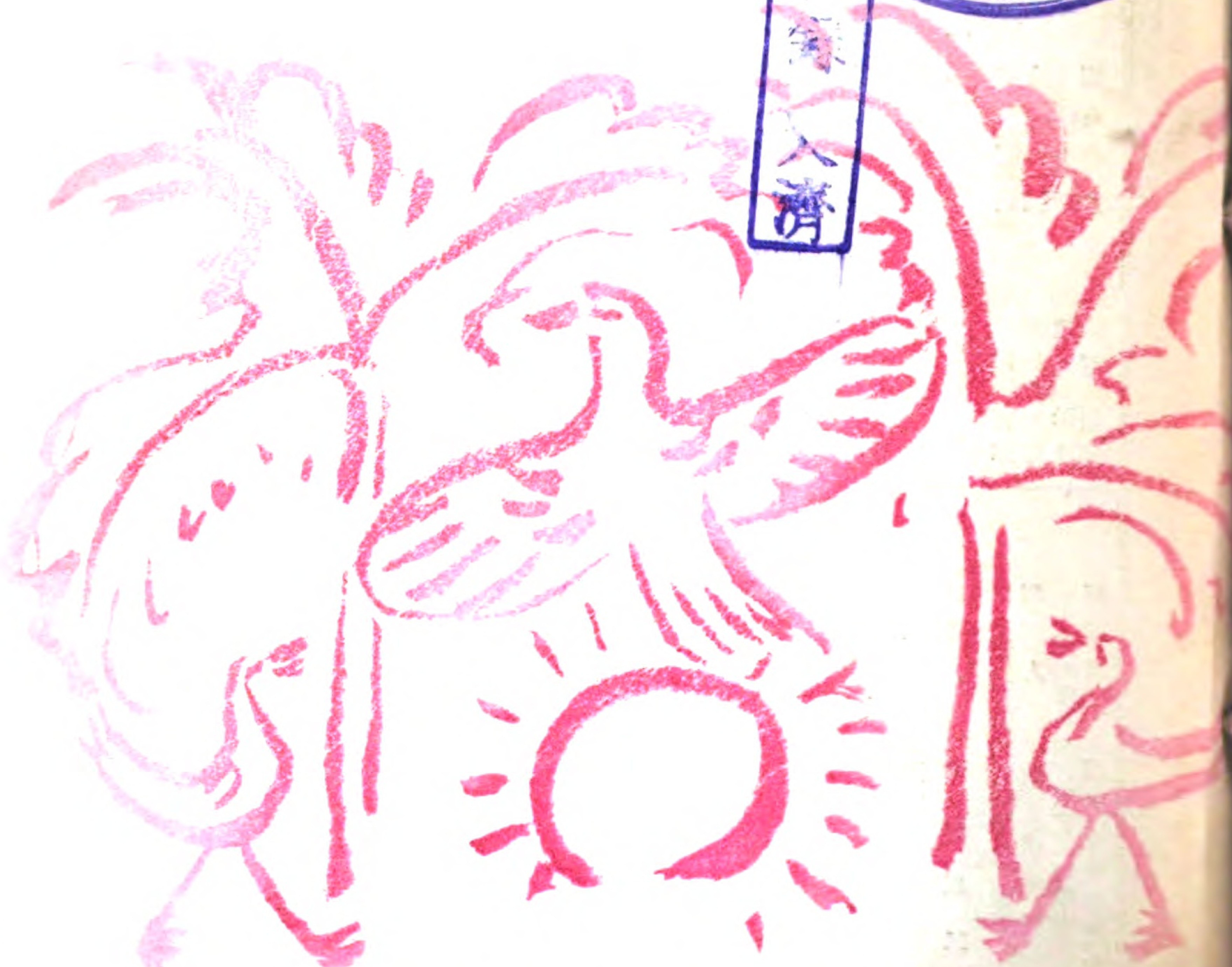

臺灣時報發行所

大正十四年三月一日發行

Digitized by Google
Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

臺灣時報發行の趣旨

政事、時事、農事、工事、商事、學術技藝、統計等の報道評論特に臺灣に於ける統治狀態及び諸般の情況竝に南支南洋に關する事項を周知せしむる爲め臺灣時報を發行す。（發行規定第一條）

臺灣時報發行所役員

評議員長　後藤文夫

評議員　（以下イロハ順）

石坂莊作　大賀甚作
今井周三郎　太田吾一
井村大吉　渡邊金造
伊藤兼吉　川崎軍治
岩本多助　關朗山
西川利藤太　片山三郎
醫學博士 堀内次雄　吉岡荒造
宮地近思　楊吉臣
陳鴻鳴　醫學博士 高木友枝
陳中和　田村武七
林熊徵　田村藤四郎
林獻堂　田賀奈良吉
林烈堂　高山仰
林鶴壽　瀧田傳吉
李延禧　武田英一
大竹勝一郎　津田毅一
農學博士 大島金太郎　津久井誠一郎
大越大藏　殷包美
永田隼之輔

内藤正太郎　淺田知定
宇賀四郎　近江時五郎
草鹿砥祐吉　坂本素魯哉
倉岡彥助　佐々木紀綱
日下粲　柵瀨軍之佐
松岡富雄　皿谷廣次
牧山清砂　紫逝舫
藤野幹　坂本森一
古木章光　齋藤透
小松吉久　佐藤得太郎
吳昌才　木村匡
辜顯榮　木村久太郎
古賀三千人　許廷光
黃欣　北村吉之助
吳汝祥　喜多孝治
黃春帆　木下信
後藤和佐二　三村三平
枝德二　三好德三郎
江口貞三郎　三浦碌郎
江崎眞澄　進藤貞英
鄭神寶　徐杰夫
赤石定藏　遠藤所六
赤司初太郎　平山寅次郎
後宮信太郎　森廣藏
阿部滂　本山文平
麻生誠之　鈴木重臣
荒卷鐵之助　諏訪禮次郎
相原祐彌

編纂委員

猪股松之助　林田軍五郎
今川淵　原口竹次郎
生駒高常　宮田松彥
服部武彥　大澤清高

常務員

大竹勇　深川繁治
和田一次　古山榮三郎
和田博　青木敬一
鎌田正威　淺野安吉
橫光吉規　佐藤續
田端幸三郎　水越幸一
中瀨拙夫　下村充郎
中田榮次郎　城間垣人
中田秀造　平山泰
內田隆

編輯係　鷹取田一郎　囑託　眞倉民治
同　中野顧三郎　同　秋澤次郎
囑託　泉芳德　同　安藤泰夫
同　尾崎保正　同　鈴木重男
同　橫尾善夫　庶務
同　栗山新造　會計　伊藤倚之助

大正十四年二月廿七日印刷
大正十四年三月一日發行（每月一回一日發行）
（定價一册郵税共金三十錢　廣告料一頁金二十圓）

發行所　臺灣總督府内　臺灣時報發行所
振替貯金口座臺灣第二〇七〇番
電話總督府内第八九番

臺北市東門町百八番地
編輯兼發行人　中野顧三郎

臺北市大和町三丁目二番地
印刷人　船橋寬一

臺北市大和町三丁目二番地
印刷所　臺北印刷株式會社

Digitized by Google　Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

株式會社 臺灣銀行（臺北）

支店出張所

臺灣

基隆　新竹　臺中　嘉義　臺南

高雄　宜蘭　淡水　桃園　南投

屏東　臺東　花蓮港　澎湖島

支店出張所

支那

上海　漢口　福州　廈門

汕頭　香港　廣東　新嘉坡

其他

盤谷　スラバヤ　スマラン　バタビヤ

孟買　カルカッタ　倫敦　紐育

內地

神戸　大阪　橫濱　東京

Digitized by Google　Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

臺灣時報大正十四年三月號　目次

口繪　爽吟閣　▼芭蕉市場

卷頭言＝宣傳の機會 …… 一

時報 …… 二―四

芝山巖三十年祭▼伊澤總督御用上京▼退官者へ土地拂下の特例▼全島各地の紀元節▼社會事業奬勵御下賜金▼社會事業團體へ助成金交付▼敎育研究論文當選者へ賞金▼汕頭博愛醫院の開院式▼臺灣神社祈年祭

伊澤總督の敎育に關する聲明書 …… 五

□□□□論　說□□□□□

昨年の臺灣貿易 …… 伊藤兼吉　六

汕頭博愛醫院の開設に就て …… 內田五郎　一六

□□□□調　査　研　究□□□□□

上海の關稅制度 …… 井出季和太　二一

臺灣四千年史の硏究 …… 尾崎秀眞　六七

臺灣に於ける保險業 …… 商工課　七七

最近汕頭の商況……………………………………………………商工課 八八
蘭領東印度の灌漑事業と復活的農業………………………越村生 九〇
佛領印度支那の有望なる產業…………………………………丁K生 一一〇
□□□□寄書□□□□□
自由港問題に對する世界的觀察………………………………野波靜雄 一一六
地質學上より觀たる臺灣の生命………………………………市川雄一 一二五
桃の新竹公園（寫眞）……………………………………………………… 一三三
□□□□說苑□□□□□
最近の歐洲見聞記……………………………………………………小林準一 一三四
熱帶學校園の話………………………………………………………福原與之助 一四一
島情…………………………………………………………………………………… 一四八
督府の職業紹介部▼特產課の分掌指定▼州稅徵收成績
臺灣貿易統計
詞苑…………………………………………………………………………………… 一五六
臺灣日誌▼人事消息▼任命▼寄贈書目………………………………………… 一五九
□□□□□□□□□□□□□□□□
南支那南洋其他海外重要記事……………………………………總督官房調查課 一六

F.170 .1919 B.24

Digitized by Google Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

大阪市高麗橋

株式會社 三十四銀行

資本金五千萬圓

各地支店 （東京、京橋（東京）、京都、神戸、兵庫、尼崎、尼崎東、西宮、姫路、廣島、德島、阿波池田、奈良、伊丹、傳法、臺南、高雄、（大阪市内）南、天滿、雜喉場、堀江、日本橋、九條、朝日橋）

本行之特色 （銀行一般の業務の外擔保附社債信託法に依り信託事業を兼營す
事業資金部を置き工業資金の供給を爲す
外國爲替は香港上海銀行の代理店として最も便宜に取扱を爲す）

臺北支店　臺北市本町二丁目　（電話三三四、五六、二一九五）

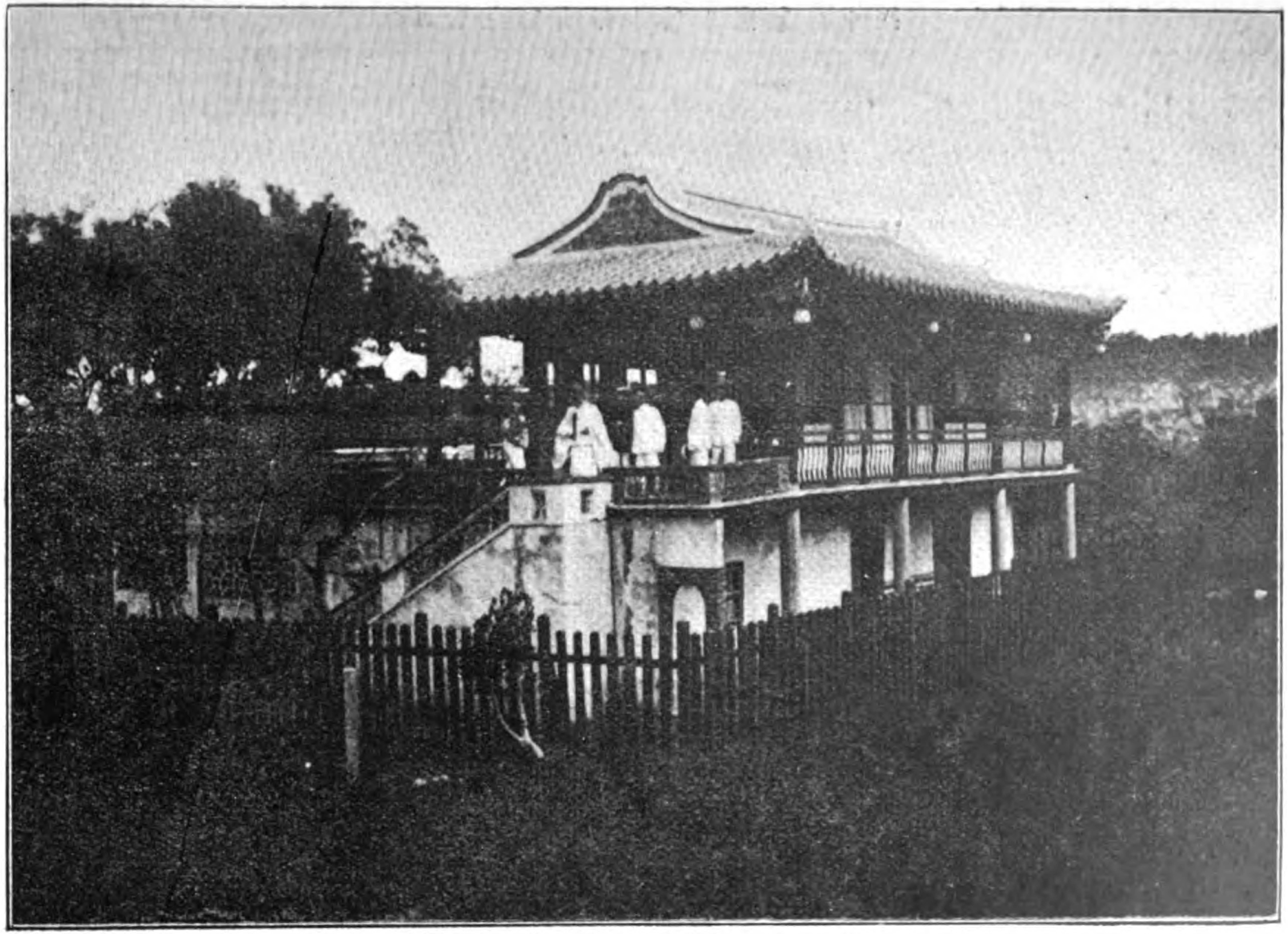

御遺蹟所「爽吟閣」(新竹潜園の遺趾)

御遺蹟を訪うた伊澤總督(閣上中央の黒衣)一行

Digitized by Google

Original from
UNIVERSITY OF MICHIGAN

臺中の芭蕉市場(中央は後藤長官)

Digitized by Google
Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

宣傳の機會

巴里の博覽會、大大阪の博覽會、熊本の共進會など、內に外に、斯る機會ある每に、昨今必ず臺灣喫茶店を設け、臺灣特產物を販賣するを例とするは、如何に本島官民の、臺灣宣傳に慣れ、物產販賣に熟したるかを、知るに足るべきである。斯くて宣傳回を重ぬれば、臺灣特產物の趣味特長は、漸次世人に知られて、普く其の愛用を受くるに至るべきは、決して疑を容れない。但ゝ宣傳は、徒らに形式に流れてはゐかぬ。その眞髓肯子は、眞風味を喫せしめ、眞特長を解せしむることに在る。この眞髓を得ることを力むるに於て、宣傳は初めて意義あるものと謂うべきである。望むらくは、臺灣官民の、この趣旨を諒し、以て本島產業の將來をして、世界經濟と普遍的交涉を有するに至らしむべく、各種の機會に善處せむことを。

Digitized by Google
Original from
UNIVERSITY OF MICHIGAN

時　報

芝山巖三十年祭

故伊澤修二氏が生前さる人に「若し自分が死せば骨は芝山巖に分けて埋めたい」との意を漏らしたといふ臺北士林なる芝山巖に於て二月一日臺灣教育會主催三十年祭を行ひ殉難教育六氏以下合祀者の靈を祭つた、此の日午前十時、春雨の烟る芝山に修二氏の令弟なる伊澤總督を初め多數の文武官僚、遺族、學校生徒等會同、山口宮司の祭式祭詞に次で後藤臺灣教育會長の左記祭文(代讀)、祭電朗讀等があり、次で伊澤修二氏作歌の「なきがらはいづこの土となりぬとも、みたまは玆に留まりたまへ、永遠こゝにしづまり給へ」の芝山巖歌を士林公學生徒が哀調しめやかに合唱した、斯くて伊澤總督の禮拜があり以下順次に玉串を捧げて禮拜し最後に昇神式があつて同十一時式典を終つたのは誠に感慨多く涙ぐましいものであつた、此の日總督は別項の聲明書を發し木下長官代理は之を各州知事廳長直轄學校長其他教育關係者に傳達した。

□後藤教育會長の祭文

大正十四年二月一日臺灣教育會長正五位勳四等後藤文夫幣を具へ饌を薦め虔みて遭難學務官僚六氏並に亡教育者二百二十二氏の靈を祭り併せて既往一年間に於ける殉職教育者十四氏を合祀するの典を修む、抑々諸氏有爲の材を抱いて夙に育英の事に從ひ不幸中道にして身を匪徒の兇刄に委し或は命を瘴癘の毒氣に殞す人生の慘事焉れより大なるは莫し、然りと雖諸氏多年の努力は著々として酬いられ今や向學の氣蔚然として全島に漲り山區海聚尙ほ伊唔の聲を聞かざるはなく各種教育機關の施設亦年を逐うて完備せんとす、是時に當りて三十年前六氏奮鬪の跡を憑弔し仰いで合祀者二百有餘氏の靈碑を拜すれば萬感交々迫りて顧望低徊去るに忍びざるものあり、嗚呼哀しい哉、尙くば饗けよ。

伊澤總督御用上京

政治季節に入りて政務の交渉ある爲め伊澤總督は二月一日、芝山巖の三十年祭典を終つた後、同日午後二時二十五分臺北驛發の汽車で上京の途に就かれ、基隆著驛直ちに驛前棧橋から汽艇にて蓬萊丸に乘船したが一路平安五日無事入京された。

退官者へ土地拂下の特例

舊臘發表せる總督府の行政整理によりて退官せる人々の中には現に本島に止まりて今後の方針を立てんとする向も尠からぬ次第であるが總督府に於ては是等の人に對する特典として官有森林原野豫約賣渡の特例を開き其の條件として、今回の退官者にして五年以

Digitized by Google　Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

上本島に在住し、尙ほ引續き永住する相當資力あるもの、願出により田畑の適地は十甲步以內、造林適地は三十甲以內、但し特別の事情あるものは總督の承認により二倍以內に增加し得べく、出願に就ては便宜を與ふべきに付二月十日迄に出願すべき旨一月二十日附木下長官代理から通牒が發せられて其の出願者も相應の數に上つたと聞く。

全島各地の紀元節

臺北では總督府に於て午前九時總督長官とも上京不在中に付木下局長總督代理として大禮服きらびやかに登廳、各高等官判任官の御眞影奉拜を行ひ其他軍司令部、守備隊、府所屬各官衙及び地方各官衙に於ても夫々奉拜式を行ひ又た學校其他に於ても夫々此の佳節を奉祝し瑞氣全島に漲つて見えた。

社會事業獎勵の御下賜金

二月十一日の紀元節に當り社會事業獎勵の思召を以て御下賜金ありたる中、臺灣に於けるものは左記の通りであつたのは、天恩優渥誠に難有い極みである。

五百圓　臺北仁濟院
五百圓　臺南慈惠院
五百圓　林本源博愛醫院
五百圓　臺中慈惠院
五百圓　臺南新樓病院
五百圓　嘉義慈惠院
四百圓　恩賜財團明治救濟會
四百圓　恩賜財團大正救濟會
四百圓　新竹慈惠院
四百圓　高雄慈惠院
四百圓　私立臺北盲啞學校
四百圓　護國十善會
四百圓　臺灣婦人慈善會
四百圓　財團法人臺灣三成協會
四百圓　新竹街救濟會
三百圓　存仁院
三百圓　澎湖普濟院
三百圓　私立基隆夜學校
二百圓　苓雅寮天主教會附屬孤兒院
二百圓　楊梅醫院
二百圓　鹿港博濟社

社會事業團體へ助成金交付

總督府に於ては社會事業獎勵の爲め同事業團體中成績優良のものに對し二月十一日紀元節の佳辰に當り金百五十圓宛左記の團體に交付せられ各州知事廳長は旨を受けて各團體に傳達した。

臺北州文山郡深坑庄同風會深坑支會、羅東郡五結庄同風會、新莊郡林口庄同風會
新竹州大湖郡尙風會、竹南郡矯風會、大溪郡文化會
臺中州大甲郡國風會淸水街支部國語練習會、豐原郡豐原街女子國語練習會、南投郡包美國語練習會
臺南州新營郡鹽水街自勵會、臺南市青年團、虎尾郡西螺青年會
高雄州枋寮青年會、鳳山青年會、潮州青年會
臺東廳新港國語普及會、馬蘭青年會
花蓮港廳下勝灣青年會、吉野村居住民會

教育研究論文當選者へ賞金

久邇宮殿下御下賜教育獎勵資金を賞與とする教育問題研究論文募集は第一回以來成績效著なるが本年其第四回として「本島教育上の訓練に關する實際的研究」と題する論文を島內諸學校教員竝に視學を應募有資格者として募集し昨年十一月一日から其の投稿を受付

け同末日締切りにて論文二十四篇を得、審査の結果、二月十一日紀元節の佳辰をトして入選優良篇を發表した、選に當りて賞金を得た人は左記の通り因に二等は七十圓、三等は五十圓、選外佳作は三十圓である。

（二等）近藤勝一、山崎睦雄、（三等）同松元勇助、堀尾一彥、（選外佳作）謝悦

汕頭博愛醫院の開院式

曩に大正十一年中汕頭の暴風水害に對する臺灣官民義捐救濟金の殘餘額より成る財團法人汕頭博愛會の施設に係る汕頭博愛醫院は板谷院長以下主なる職員を本島に求め今回準備全く成りて二月十一日紀元節の佳辰に盛大なる開院式を同院に擧行した當日來賓約六百、其中には

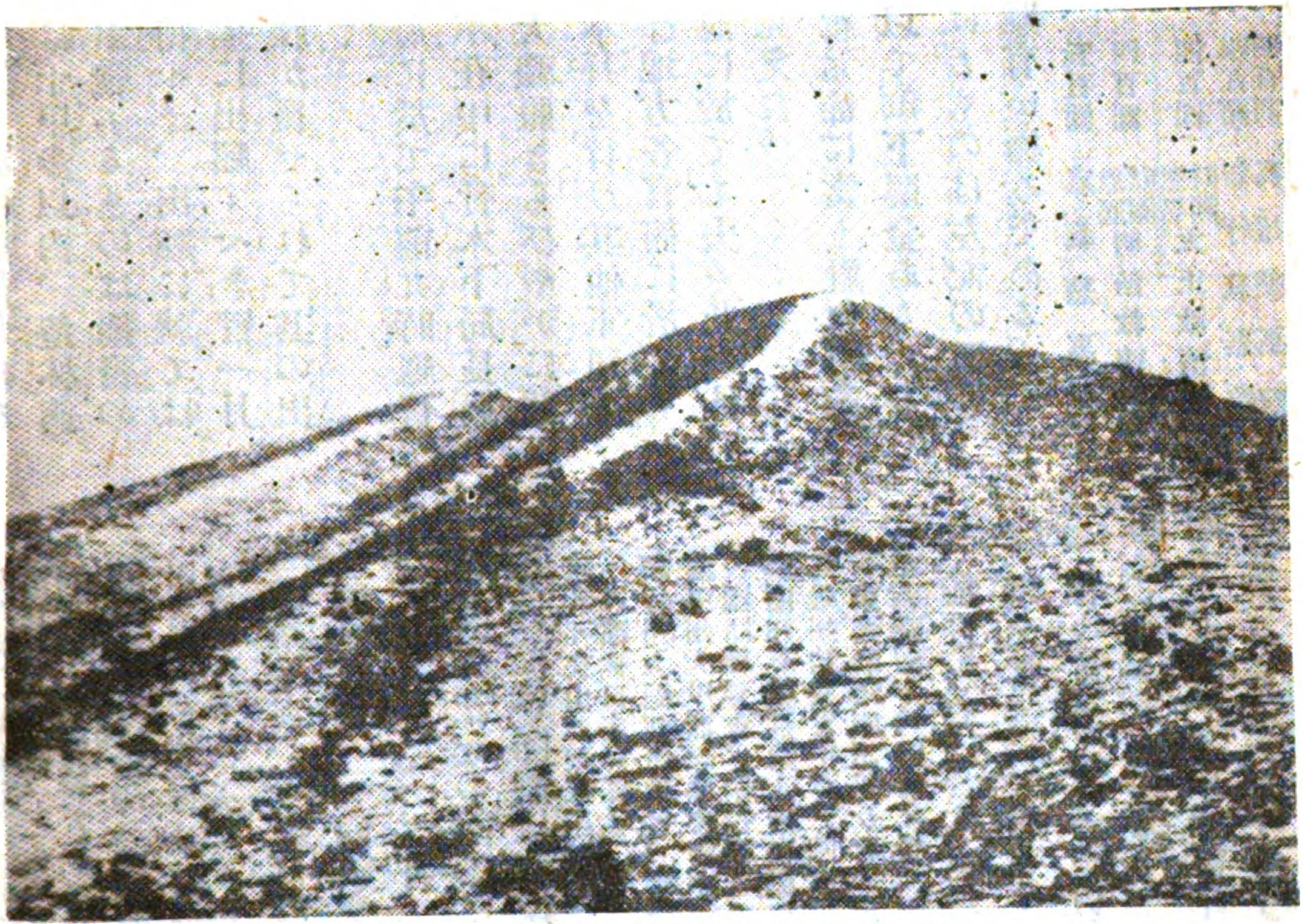

大屯山頂の積雪（二月一日の光景）

粤軍總司令陳炯明を初め中國の名士頗る多く臺灣よりは倉岡臺北醫院長が會同した、內田領事の式辭は別項の如く又た來賓の祝辭は陳炯明將軍のを初め十四人の多きに上つた、式場は煙火打揚げ、摸擬店、活寫、喜劇等で大いに賑ひ日支の男女入り交りて親善を表したのは近頃邦人施設中の簡にして要を得たものであらう。

臺灣神社祈年祭

春溫心地よき二月の十七日大直山なる臺灣神社に於て祈年祭が奉行され木下總務長官代理は幣帛供進使として參向、外に文武官僚、民間名士等百餘名參列し祭式は嚴肅に擧行せられて此の年の幸多かるべく神の御惠を祈つた。

Digitized by Google　Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

伊澤總督の教育に關する聲明書

軀を捐て職に盡すは士人公に奉するの道なり惟た其れ國家あるのみ何の顧みる所か之れ有らん抑も本島教育は兵馬倥偬の間に創始せられ拮据經營茲に三十年其の間彼の芝山巖頭匪徒の爲に斃れたる六氏を首とし刻苦精勵遂に教育事業に殉したる者擧けて數ふるに勝へす今此の奎運隆盛の時に當り往時を追想して感殊に深し

惟ふに國運の隆替は一に繫つて國民精神の消長に在り教育事業は即ち國民精神の振作を企圖する所以にして國家の要務蓋し之れより急なるは莫し本島住民の子弟を教養し以て德操を錬磨し智能を啓發し之れをして孝悌忠誠なる國家の元良たらしむるは寔に維れ教育者の職責たらさる可からす

苟も教育に從事する者世界に於ける帝國の地位を達觀し本島教育の使命を自覺し啻に子弟薰陶の任を完うするのみならす進んて民風の作興に努め終始一貫惟た其の至誠を以て統治の大本を培養し偲偲汲汲として以て　皇恩の萬一に奉答せんことを期すへし爰に芝山巖三十年祭を擧行するに方り所懷を披瀝して教育當事者の箴とす

——大正十四年二月一日芝山巖三十年祭の日に於て——

Digitized by Google　Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

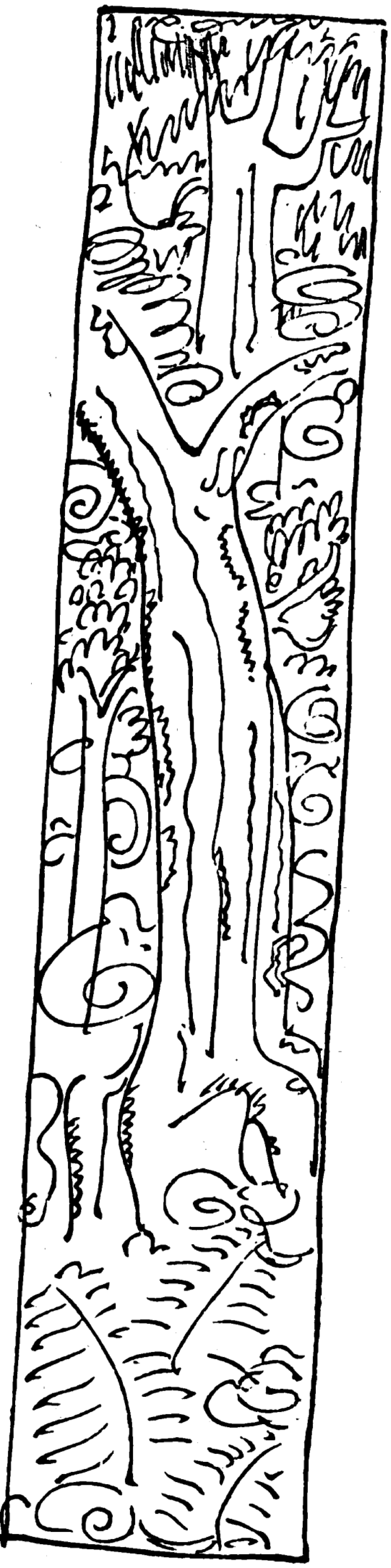

昨年の臺灣貿易

臺灣總督府稅關長　伊藤兼吉

一

大正十三年中本島内外貿易總額は三億八千六百七十萬二百七十二圓にして、最高記錄を示したる大正九年と大差なく、外國貿易に於て輸出四千二百五十七萬五千九百五十三圓、輸入四千六百四十二萬四千三十六圓を計上し、入超僅に三百八十五萬餘圓に過ぎざるに反し、内臺貿易に於ては、移出二億一千百九萬八千二百二十三圓、移入八千六百六十萬二千六十圓を算し、出超實に一億二千四百四十九萬餘圓を占む。而して前年と對比するに、外國貿易に於て三割、内臺貿易に於て二割强の進展を示し、結局總額に於て二割五分を増進せり。其の情勢左表の如し。

Digitized by Google　Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

□内外貿易前年對照表

		大正十三年	大正十二年	增×減
對外國	輸出	四二、五七五、九五一	二九、一五二、四三七	一三、四二三、五一六
	輸入	四六、四二四、〇三八	三九、一一一、三六七	七、三一二、六六九
	計	八八、九九九、九八九	六八、二六三、八〇四	二〇、七三六、一八五
對内地	移出	二一一、〇九八、二二三	一六九、四四二、三六五	四一、六五六、八五八
	移入	八六、六〇一、〇六〇	七一、〇一八、一二五	一五、五八三、九三五
	計	二九七、七〇〇、二八三	二四〇、四六〇、四九〇	五七、二三九、七九三
合計		三八六、七〇〇、二七二	三〇八、七二四、二九四	七七、九七五、九七八
輸移出總額		二五六、七〇二、二六四	一九八、五九四、八〇二	五八、一〇七、四六二
輸移入總額		一七九、五七三、九六一	一一〇、一二九、四九二	六九、四四四、四六九
出超額		七七、一二八、三〇三	八八、四六五、三一〇	×一一、三三七、〇〇七

蓋し改隷當時僅に二十萬圓に過ぎざりし本島内外貿易は、今や正さに三十年にして其の額二十倍に垂んとしたり。

本年（十三年、以下同じ）外國貿易の總額は、前記の如く約八千九百萬圓にして、前年に比し多大の進境を示し、最高額を示したる大正八、九年に亞ぎ、就中輸出に於ては四千二百餘萬圓即ち四割六分の增進を示し、其の最高記錄たる大正六年の四千萬圓を凌駕し、又輸入に在ては、同じく大正八、九年に次ぐの盛況を示し、内地財界の不況に反し眞に一陽來復の感あり。之が消長を各港別に示せば左表の如し。

□大正十三年輸出入港別對照表　（單位圓）

港別	大正十三年 輸出	大正十三年 輸入	大正十二年 輸出	大正十二年 輸入	計 大正十三年	計 大正十二年
基隆	二一、五七五、七〇四	一七、六八一、六八一	一三、〇七三、〇六三	一四、二六三、〇七八	三九、二五七、三八五	二七、三三六、一四一

臺北	一〇、六〇四、五八五	二、八四九、〇八五	九、九四九、八二六	二、五九四、三八六	一五、四九五、六七〇	一三、五四四、一一三
淡水	八五五、三五五	二、九九八、五五六	七〇八、二六八	二、五七六、四一四	五、八五一、五八九	五、〇八四、六八三
舊港	一四三、一五一	一一〇、〇〇一	一五四、六七五	二三〇、八八九	二五三、一五三	五七五、五六四
後龍	七四、四三六	九九、九五七	九〇、七五〇	一七三、九〇六	一七四、五八五	二六五、六五六
梧棲	五二、八九二	五四、七五〇	一七、九六〇	一五一、四四五	六七、六四三	一四九、四〇五
鹿港	八四、八〇九	二八三、〇三三	八二、四一七	五四〇、一四三	五六六、八五一	四二三、一五九
東石	九二、六五一	七五四、九七七	八五、四九五	八四九、〇五三	八四七、六二八	九五四、五三五
安平	四一五、一二七	一、五六〇、八一五	五五、二八五	一、三三三、〇五八	一、七四五、九四〇	一、三五五、五四五
高雄	八、六八五、九七〇	二〇、三〇〇、五五八	四、八九五、七五八	一六、八〇六、九一二	二八、八八六、五〇六	二一、七〇三、六七〇
馬公	五四、五八五	八一、八七八	六〇、九六二	一五四、二〇七	一二六、四六五	一九五、一六九
計	四二、五七五、九五五	四六、四三四、〇五六	二九、一五三、四五七	五九、一一一、五六七	八八、九九九、九八九	六八、三六五、八〇五

復興第一年の内地財界は、年初尙は不安狀態を脫せず、復興材料の入超甚しくして信用恢復せず、兌換劵の發行巨額に上り、貿易は逆調甚しく、對外信用は失墜し、爲替相場は崩落に次ぐに崩落を以てし、遂に三十八弗臺に慘落し、財界の前途轉た寒心に堪へざるものあり。乃ち官民協力各般の整理を斷刻し、貿易稍々順調なるに至り、信用取引復活に伴ひ金融漸く緩慢を告げ、歲晚は極めて平靜裡に越年するを得たりしも、結局六億四千萬圓てふ有史以來の大入超を示せり。

飜て本島財界の情勢を見るに、固より母國と密接の關係に在れど、大震災の瘡痍は比較的に深行ならざりしを以て、之が恢復も亦母國に一步を先んじたるものあり。卽ち米●糖●蕉實●石炭等の主要產品の增收に加ふるに、銀價の奔騰、爲替相場の崩落、或は英米政情の安定、ドーズ案の決定等、幾多好材料の續出に依り、先づ輸出貿易を進轉し、米●糖●茶の好況は肥料類の需要を增加して輸入貿易をも伸張し、農村經濟界の膨脹を來し、一面官民事業の整理進陟と共に又金融緩慢、金利低下せる等、極めて平靜裡に越年せり。

Digitized by Google
Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

更に海外諸國狀況を一瞥するに、支那は不斷の政爭動亂に加ふるに大洪水の災厄を以てし、經濟界の疲弊困憊甚しく、特に初秋の候、江浙の開戰は中北支一帶の騷亂に化し、其の間金融梗塞、銀塊相場の奔騰等、事業の不振を來したりしも、香港・南洋方面は反之、概して主要産業の發達と共に金融圓滑、商況稍々活躍したり。又歐米方面は、財界復興の一障害として久しく紛糾を重ねたる獨逸賠償問題も、晩春より之が解決の機運熟し、其後本問題の決定に伴ひ財界遽かに生氣を呈するに至れり。但し其の間英國には政變並に勞働爭議あり、大陸方面に在りては、獨逸の政情不安定、馬克相場の慘落、獨佛間外交問題等、常に錯綜して産業の恢復を阻害せるあり。獨り米國に於ては大統領選擧前不振を認めたりしも、政局の安定後は反動的活況を呈し、貿易好轉し金の流入夥しく、通貨の膨脹顯著となり、惹て資金の歐洲流出を促すに至れり。斯の如く世界の財界は、米國を除きては尙未だ一般的に恢復を見るに至らず、專ら整理の道程にありと雖、此の間に在りて本島貿易が能く甚大の發展を遂げたるは特筆すべき現象なりと云ふべし。以下輸出輸入重要品に關し分說する所あらむとす。

二

輸出貿易の實績を檢するに、其の主要品十一種中、前年に比して減退せるは、僅に烏龍茶及樟腦の二品に過ぎず、反之、增進せるは、砂糖の三百七十萬圓を首とし、海産物・石炭・等以下相次き、其他悉く盛況に在り。結局一千三百萬圓を增加せり。即ち左の如し。

□輸出重要品前年對照表

品名	單位	大正十三年 數量	大正十三年 價額	大正十二年 數量	大正十二年 價額	增×減 數量	增×減 價額
石炭	噸	六七一、二三七	七、三〇五、三一八	四八四、九一三	五、六九五、〇一〇	一八六、三二四	一、六一〇、三〇八
砂糖	斤	四一、八三八、八四五	五、九九四、二四三	一六、〇六六、三三五	二、二三〇、一〇七	二五、七七二、五一〇	三、七六四、一三六
包種茶	斤	七、〇一六、〇二七	五、四四五、二二九	六、〇七七、三〇八	四、六八三、七三七	九三八、七一九	七六一、四九二
烏龍茶	斤	八、五一九、九〇四	四、八六四、五七八	九、七七〇、三五四	五、一六〇、九六五	×一、二五〇、四五〇	×二九六、三八七
鹹魚及乾魚	斤	二三、二四八、六一七	二、八五二、四九八	四、二五六、四八〇	五六四、五七一	一八、九九二、一三七	二、二八七、九二七
樟腦	斤	一、五〇三、五三六	二、六三六、五一四	一、八八三、三〇八	三、三〇五、二三四	×三七九、七八三	×六六八、七二〇
酒精	升	五、六〇一、四五〇	一、六三一、一二六	三、三二〇、一二〇	一、三〇〇、一九八	二、二八一、三三〇	三三〇、九二八
錫	斤	五、一〇七、九五六	一、五八九、一〇二	一、六五二、八四五	五三三、八六二	三、四五五、一一一	一、〇五五、二四〇
綿織物	碼	四、九五〇、九一一	一、四八五、五七七	一、六六〇、一六七	四五三、九三八	三、二九〇、七四四	一、〇三一、六三九
セメント	斤	三七、二四八、四〇九	七九七、九三〇	二五、七一六、四〇三	六五二、〇三〇	一一、五三二、〇〇六	一四五、九〇〇
食鹽	斤	三五、八九九、二八四	三六四、二三二	一八二	二八	三五、八九九、一〇二	三六四、二〇四
其の他諸品		—	七、六一九、六〇八	—	四、五七二、九六七	—	三、〇四六、六四一
計		—	四二、五七五、九五三	—	二九、一五二、四三七	—	一三、四二三、五一六

●砂糖　本品は初春世界的消費增加見込に供給不足氣構へ、內外市場一齊に奔騰せるが、十二・三年期臺灣糖の增收確實性を認むるや、內地市場反落せるに引替へ、上海方面は尙は好調を持續し、爲替關係有利と相俟て輸出を促進し、奉直開戰も殆ど影響を認めず、特に耕地白糖竝赤糖の輸出せられたる等の珍現象顯はれ、又た香港方面に於ては馬尼剌糖の不作に因る在庫減少に乘じ輸出擡頭し、次て末季に入り十三、四年世界產糖は實に二千二百萬噸と稱せられ、臺灣糖亦八百萬擔に近き增產豫想を得るに至り、市價急落し輸出稍々萎縮せるも、結局前年の三倍に近き激增を見るに至れり。

●石炭　本品は前年震災に依り東洋市場に於ける需給系統の混亂となり、殊に本島唯一の需要地たる香港廣

Digitized by Google　Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

東方面に於ける競爭激甚なるも、幸に廣東方面政情概して靜穩なりしと、年初以來漸騰せる銀相場の好刺戟とに依り、先づ廣東香港方面の輸出盛況を告げ、下半期に入りて奉直戰亂の爲め、輸送機關の破壞又は臺灣炭坑の爆發に因由し、開平・撫順・兩炭の上海出廻り不圓滑は勢ひ本島炭の輸出を促進したる等本品出增の主因にして、尙前年排貨に由る著減の反映と共に一層增差を大ならしめたり。

●●●烏龍茶　本品は前年來の不況依然として好轉の傾向なく日米爲替不安定、米國政界の動搖等に市況軟弱、僅かに優良茶の實需買に止まり、生産方面は降雨過多に基因して出廻り減少せる等内外頗る不振を告げたり。固より其間米國政局の安定並に本島茶の減收愈々確實性を認むるに至り、商狀俄に活躍し、品質の向上と相俟て掉尾の活況を呈せるも、結局前半期の不況に基き減退せり。

●●●包種茶　本品は南洋方面の財界平穩に、主要産業概して良好にして購買力更に衰退の模樣なく、加ふるに新に航路を開始せるものあり。輸送頗る順調なりしと共に生産方面亦た之に順應せしを以て終始好調に了れり。

●●●鹹乾魚　本品は前年排貨運動に厄せられ頗る悲境に沈倫せしも、本年出貨順調にして且つ爲替有利の事情あり。更に江浙戰の爲め一時上海仕向杜絕の反影として、本島經由南支輸出の增加に因り前年に五倍するの盛況を示せり。

●●樟腦　本品は前年來直接輸出は退步しつゝありて貿易の不振を語れるが如きも、右は當局が對米輸出を神戶仲繼の方針に變更して内地仕向の形式に轉換せる人爲的減退なり。

●●酒精　本品は産糖の增加に比例增産するに内地移出は制限協定ありて、一定量以上の移出困難なるに基き、極力支那輸出に努力し、殆んど爪哇酒精を驅逐せんとするの盛況にあり。更に上海戰亂は却て本品の需要を

呼び、旁々爲替有利と相俟て好果を收めたり。

鯣 本品は前年北海方面稀有の豐漁を告げたれば、市價極めて軟弱なりしを以て、排貨運動の中にも尚多大の輸出を計上せるが、本年は前記鹹乾魚と同一事情に基き内地移入の增加は更に之が對支輸出を增大せり。

綿織物 本品は支那内地に於ける機業の發達と共に年次衰退しつゝあるは著明の事實に屬するが、特に前年は排貨運動の災禍に因る減退甚しかりしに反し、本年は支那動亂又は原料高に基く機業の不振竝に爲替關係と相錯綜し輸出伸張せり。

セメント 本品は從來主として支那に輸出せられたるも、同方面は外國品又は土產品との競爭激甚を極め久しく不振狀態に在りしも、幸に香港方面に於ける需要增進竝に西貢・馬尼剌・に於ける新販路の開拓に因り、遂に前年を凌駕するの好況を收めたり。

食鹽 本品の輸出は數年來殆んど杜絕の狀態に在りしが、前年天候頗る順調なりし結果、四億餘萬斤てふ稀有の增產を告げ、本年又多大の生產過剩を見るに至れるに、而も內地移出は一定の制限を有する關係上、結局海外に之が販路を索めざるべからず。幸にカムチヤツカ・香港・方面に需要喚起せるを以て茲に近來の壯觀を呈するに至れり。

三

最近數年來、退嬰相踵ける輸入貿易は、昨十二年を轉機として漸く連年の不勢を輓回せるが、本年は更に躍進して近年稀に見るの盛況を告げたり。今重要品十四種に就き其の消長を窺ふに、數量價額共に減退せるは僅かに砂糖・包蓆・阿片・の三品に過ぎず。反之進展せるは、大豆槽の五百萬圓を首位に、ガンニー囊の百萬

Digitized by Google　Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

圓以下十種の多きに亙れり。之を表示すれば左の如し。

□輸入重要品前年對照表

品名	單位	大正十三年 數量	大正十三年 價額	大正十二年 數量	大正十二年 價額	増×減 數量	増×減 價額
大豆油粕	斤	二四五、八九六、二六八	二〇、六八四、〇六八	一六八、七七八、二八一	一七、六五六、八九〇	七七、一一七、九八七	三、〇二七、一七八
砂糖	斤	五〇、四九一、七二三	三、八三八、三六九	五九、六〇二、七六四	四、四四四、六一二	×九、一一一、〇四一	×六〇六、二四三
大豆	斤	四〇、二六七、二七六	二、七〇五、五四九	三九、六〇九、七八一	二、一五一、三九四	六五七、四九五	五五四、一五五
木材		—	二、四三三、五一九	—	二、〇七五、九五一	—	三五七、五六八
硫酸アムモニウム	斤	一七、九三九、二四三	一、八二五、一一七	八、九二九、八五五	九一九、四〇七	九、〇〇九、三八八	九〇五、七一〇
ガンニー袋	箇	二、七八五、六一八	一、七七〇、九六九	六四五、五八三	一九八、七八九	×二、一四〇、〇三五	一、五七二、一八〇
包蓆	枚	七、〇二三、一五四	一、五一五、五九七	一一、五七五、七六九	一、八八〇、四四六	×四、五五二、六一五	×三六四、八四九
小麥	斤	二一、八七六、〇九四	一、四四六、九三五	一四、九九〇、六六二	九六七、六〇〇	六、八八五、四三二	四七九、三三五
石油	瓦	二、九三三、七九八	一、四三三、九七四	二、八一一、六七五	一、三五九、一二三	一二二、一二三	七四、八五一
阿片	斤	五四、五三二	一、三六八、六二八	一〇一、二一七	一、五二〇、六八五	×四六、六八五	×一五二、〇五七
葉煙草	斤	一、六九七、二一七	九五四、七四八	一、〇一七、八九〇	四〇〇、一七七	六七九、三二七	五五四、五七一
黃麻	斤	三、九〇四、七六七	七五四、二九七	四、五六一、七七七	七一四、二五〇	×六五七、〇一〇	四〇、〇四七
毛織物	碼方	四八七、九〇四	七二九、六五八	三八八、三七〇	五五四、六〇四	九九、五三四	一七五、〇五四
米(籾共)	斤	六、六一六、一八六	六二四、〇〇四	四、三〇七、二一六	二六五、五八四	二、三〇八、九七〇	三五八、四二〇
其の他諸品		—	一三、一七〇、六四八	—	一四、八〇一、九〇九	—	×一、六三一、二六一
計		—	四六、四二四、〇五八	—	三九、一一一、三六九	—	七、三一二、六八九

●●●大豆粕　前年原料大豆の品質不良にして豆粕又低迷商狀なるに顧み、大連當業者が其の生產を制限する等專ら市價の維持に腐心せしかば一時不況を示せる本品も米高、生絲好轉、品薄等の好材料に市況漸次硬化せり。續て島內の趨勢を見るに、一兩年來米糖の好況に各種施肥の增加を來し、殊に輓近內地種米の奬勵增殖

せらるゝに至り、之が需要益々增大し、爲替の不利も云爲する遑なく、一面調合肥料の發達と相俟て多大の入貨を招致せり。

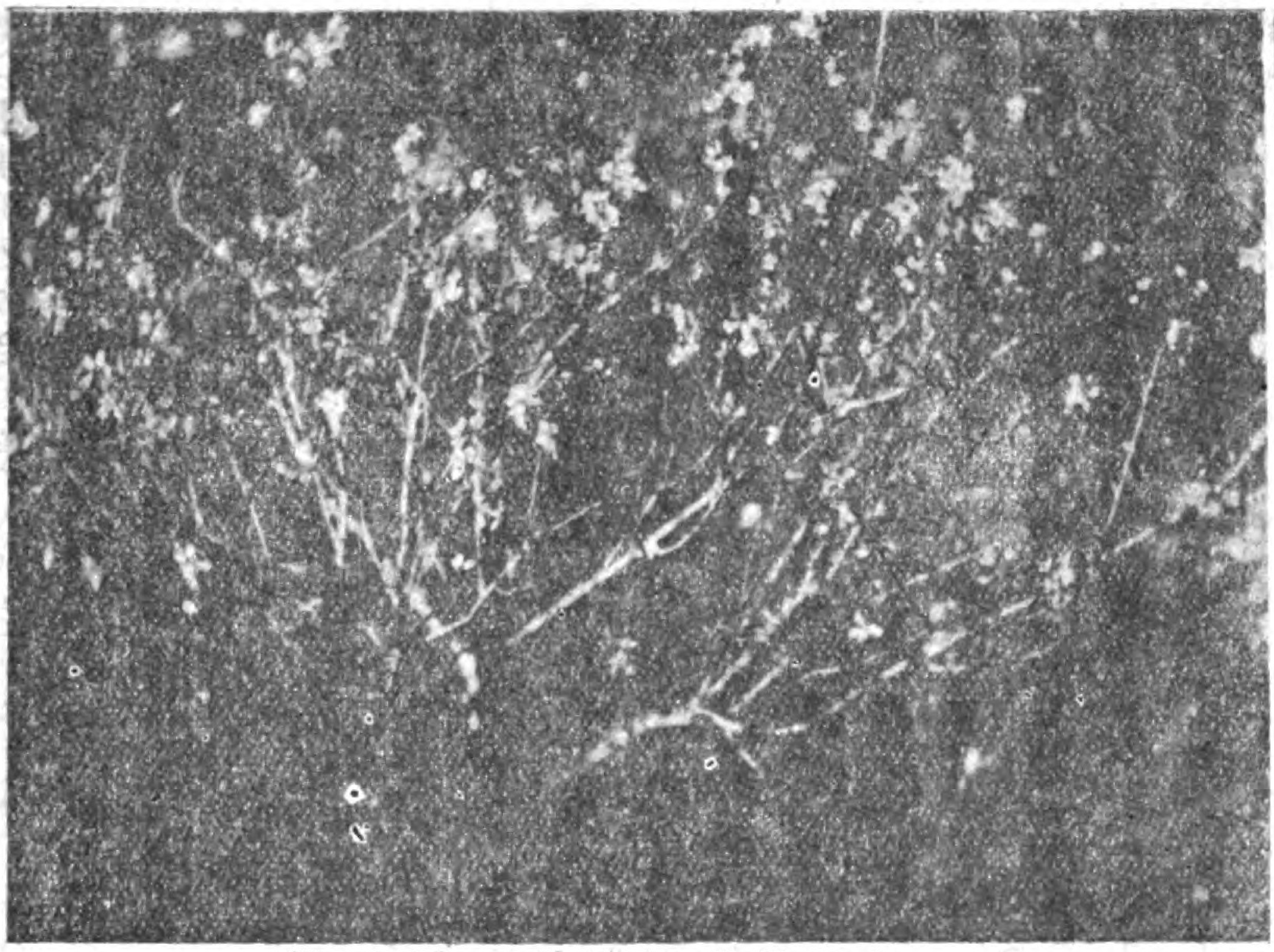
永福桃林（草山八景の一永福庄の桃）

砂糖　由來本島輸入糖は爪哇原料糖（時には玖瑪あるも少し）を以て主とし、支那・馬尼剌糖は單に端境期に於ける消費用として補足的入貨を見るに過ぎず。歐洲戰亂に荒廢せる世界糖業は今や殆んど戰前の程度に復活し、內外產糖は逐年增加の趨勢に在り。本島前年期糖は七百五十萬擔を算し、本年期糖は更に進んで八百萬擔を豫想せらる。糖價一張一弛對外爲替不利にして外糖の輸入に利あらず。糖業者は本島分蜜糖を以て再原料の大部に充つるの狀態にして今日に於ては主客轉倒の觀あり。軈て全然自給自足の域に到達するは遠きにあらざらん乎。乃ち島內增產、爲替高の事情に因り著減せり。

大豆　本品は滿州大豆に屬し、食料又は食料品原料並豆糟原料として、近年取引狀態の改善と共に年次盛況を見つゝあり。本年は內地朝鮮の不作に加へ歐洲輸出旺盛の反影並銀高の不利ありたるにも不拘、主として年初關稅復活見越に依り其輸入を增加せり。

木材　本品は連年財界の不況に加ふるに土木建築業の不

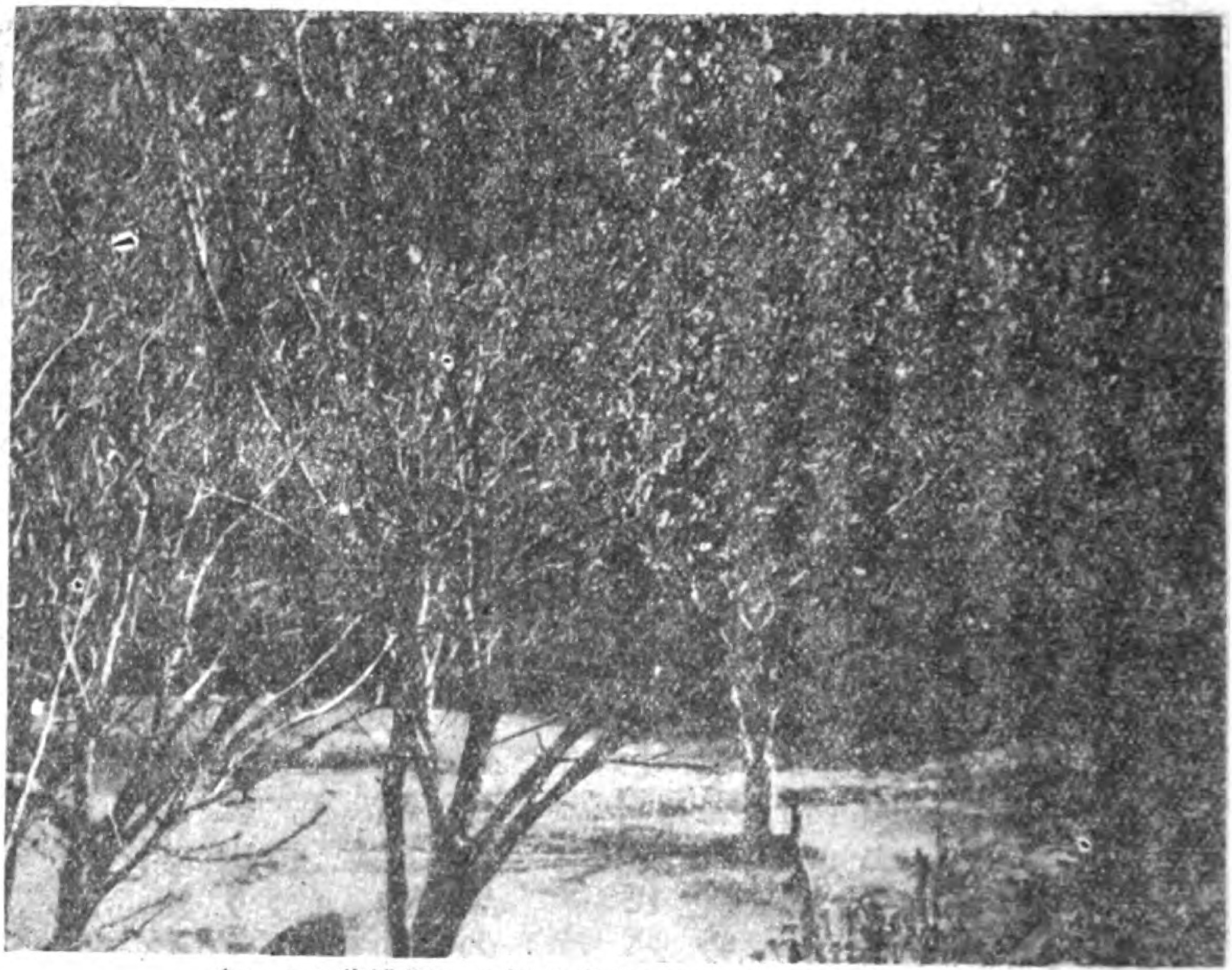

竹仔湖の櫻花（本島人は之を櫻桃花といふ）

振、內地復興事業の不進捗等に因る市價崩落の影響を受け概して不振裡に在るも、內地材に比し尙割安にして其の品質も存外良好なるを以て需要漸增し、且つ本年三月免稅の復活見越に多大の思惑輸入をなし、又其の後農村の好況に基き更に輸入を促進せり。

硫酸アムモニウム　本品は他の各種肥料の輸入と其の軌を一にし、全然農產品の好況に支配され、割安なる英國硫安の船腹の閑散を利用し、直接入荷せると同時に同品質たる硝石の輸入杜絕も之が副因となり其輸入を增進せり。

ガンニー囊　本品は從來主として穀類の包裝に限定せるが、前年包蓆の暴騰に苦き經驗を甞めたる糖業者は、飜然分蜜糖のアンペラ包裝を廢し、本品使用方を決議實行せるに基き、急遽其の需要を增大するに至れり。而して原產地印度に於ては世界的需要增加の趨勢に市價漸次硬化せるは本品輸入價額を一層大ならしめたり。

包蓆　本品は前項記載せる如く粗糖包裝廢止せる結果、僅少なる精糖竝に烏龍茶用としての入貨に止り著減せり。

小麥　近年本島製粉事業は順調なる發達をなし、今や島內消費の製粉の約六割を自給しつゝあるの現狀に

Digitized by Google　Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

あり。而して原料小麥は爾來世界的生產の減收豫想に產地市價奔騰せると爲替益〻不利に赴きしとは其入貨を抑制せりと雖、恰も晩春免稅令撤廢期日の切迫するや多大の見越輸入ありたるが爲に盛況を呈したるものとす。

石油　前年米國產油の激增は惹て本島輸入を增進し、結局多大の滯貨を擁して越年したりしが然るに爾來產油の減量、爲替不利、消化難等の惡材料に依り入津激減せるに反し、ボルネオ油は其の質優良ならずと雖、漁業經濟上內地油に比し採算有利なるに由り、近海漁業の發達と相俟て需要翕然として之に集り、結局前年に凌駕するに至れり。

葉煙草　前年に於ける島內生產の調節、動亂に基く支那葉の輸入困難等に因り、在庫薄の結果本年輸入を促進せるが、尙ほ如上の事情より前年仕入品の本年に亘り入荷せる等の事情も亦一因となり輸入增加を來せり。

黃麻　本品大部分は印度黃麻に屬し、一に本島製織布事業の消長に隨伴しつゝあり。卽ち本事業の發達に從ひ原料の需要を增進し、一昨年來相場の軟勢を利用して多大の入貨を見たる反動として本年稍〻其の量を減退せり。而れども產地減收、爲替不利に因り其の價額は却て增進せる所以なりとす。

毛織物　本品は數年來本島人文化の向上に伴ひ輕快至便なる洋服に改裝する者多く、就中、アルパカ又は低級羅紗布は最も嗜好に投せるを以て、原毛高、爲替不利なるにも不拘、其輸入を促進し、特に三月以前に於ける關稅復活見越輸入の厖大なりしに因由し入貨を大ならしめたり。

米　前年以來活氣を呈せる本島米界は依然好況裡に推移せるが、內地端境期に於ける殘存米高竝本年收穫豫想の發表に依り消費米の不足愈確實性を認むるに至り、俄然市價昂騰し惹て移出を激增し、一方島內品薄、

Digitized by Google　Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

市價一層硬化せるを以て外米輸入を促進し、加ふるに專賣局所要米の入貨增大し、又內地經由免稅移入せる外米が免稅令の撤廢に依り八月以降直接輸入に復歸せること之が副因をなし、本品の貿易を盛況ならしめたり。

四

抑々本島の外國貿易は大正七年戰後の好況より逆轉して入超に復歸せる以來、翌八年には最高二千八百萬圓を占 其後漸減し、尙は前年には一千萬圓の入超を示したるが如きも、本年は殆んど均衡を得るに近く、其の差僅に三百八十萬圓に止り、內地に於ける外國貿易の逆調甚しきに比し聊か意を强ふするものあり。是れ畢竟大震災の打擊輕微にして環境の事情比較的有利なりしに因ると共に、又た本島經濟力に侮るべからざるものあるに存す。

殊に挽近米糖業の發達頓に著しきものあるの外、蕉實・食鹽・紙・煉瓦・セメント等本島の特產品の新生產業勃興するに至りたるは、本島貿易史上閑却すべからざる事項となす。

今や世界經濟界は整理の途上に在り就中獨逸賠償問題の解決、對露修交の恢復等、直接間接に我が對外貿易の伸張に寄與する所少からずと雖、如上輸出の盛況は一面尙は圓價の低落に負ふ所多きを思へば、軈て爲替相場の恢復と共に一頓挫を來すなきや又懸念なき能はず。乃ち今後一層諸般の整理緊縮を斷行し生產費の低下を圖ると同時に資金の流通を講じ、漸次諸工業の規模を擴張し、科學的生產及經營に依りて品質向上を期し聲價を發揚して眞に堅實なる貿易の發展を期せざるべからず。

Digitized by Google
Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

汕頭博愛醫院の開設に就て

汕頭博愛會長
帝國領事　內田五郎

此の一編は別項汕頭博愛醫院開院式當日、內田領事所述式辭の原稿で、同院の性質を知るべきものであるから、本欄に掲げて「邦人南支施設の一事例」を紹介することゝした。標題は便宜附設したのである。(編者)

本日は日本國の建國二千五百八十五年の紀念日であります。此の芽出度い佳節に當り、內外紳士淑女各位の御來臨の榮を得まして、茲に當博愛會附屬醫院の開院式の盛典を擧行するに至りましたのは、博愛會長の任にありまする拙者の衷心より滿悅に存ずる次第で御座います。

當博愛會の成立に付て一言述べますると、大正十一年の汕頭暴風水害の際、臺灣官民より醵出を受けました義捐金の殘額が數萬圓あつたので御座いまするが、是れを如何に使用することが最も有效で最も有意義であらうかと云ふことになりまして、色々熟考の結果、此金は汕頭在住內外人の慈善救濟に使用することが最も當を得て居る、而して慈善救濟事業とするならば、醫院を興すことが最も宜敷しからうと云ふことに爲つたのであります。殊に此の南支諸港即ち福州・廈門・廣東には、既に數年前から臺灣總督府後援の下に、博愛醫院が出來て居りまして、內外人の信賴を得て居りまするので、當地にも博愛醫院を興すと云ふことに具體化致しまして、一昨大正十二年の暮、茲に申し上げました義捐金の殘金數萬圓を基本金と致しまして、博愛會と稱する財團法人が出來たのであります。此の財團法人博愛會の定款に依りまして、不肖拙者が會長に任せられ、其他當地臺灣銀行支店長內海力代、前東瀛學校長故安重氏、並に三麟公司羅炳章氏の各位を日本

Digitized by Google　Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

側理事に御願致し、更に名譽會長と致しまして洪兆麟將軍、其他中國側理事として馮交涉員、陳市長、吳公安局長、陳總商會長の各位を公請致しました處、各位に於かれましても快よく御承諾下さいまして、博愛會の基礎が成立致したのであります。次て此等理事諸君の御努力に依りまして、漸次醫院の完成に努め、南支方面と同一の氣候風土に關して智識と經驗ある醫師・職員の傭聘方を奔走致しました處、現在の醫員諸君が何れも其の選に當られ、日支の親善は勿論、人類の幸

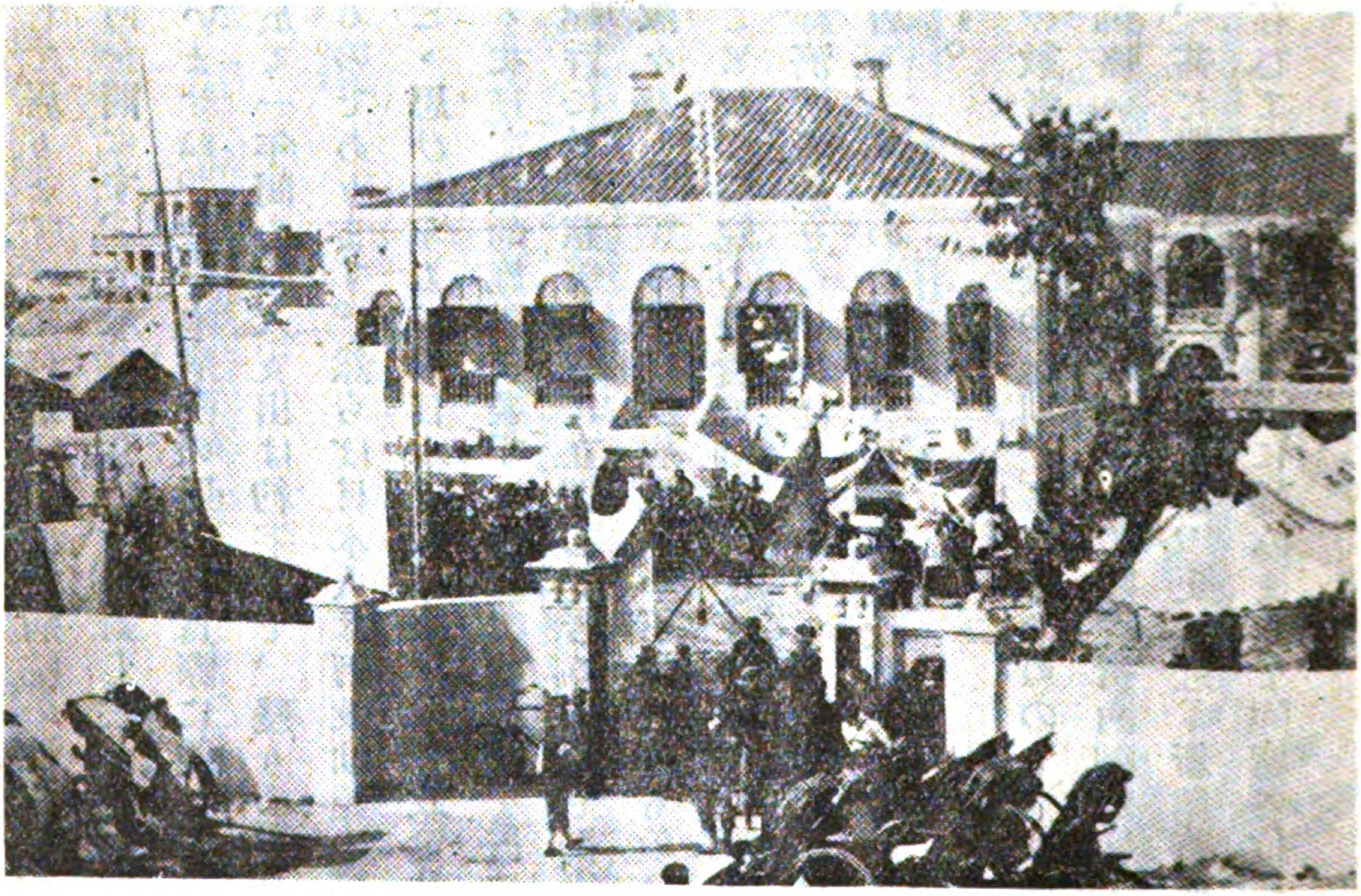

開院式當日の汕頭博愛醫院

（〇一〇）

福、民族の發達健全の爲め、遠く故國を後に、救濟慈善事業に從事せらるべく當地に御出でになられたので御座います。

現在職員は板谷院長・山下醫長・中村副醫長・鹽谷事務長・岡阪藥局長・其他男女職員十數名を以て、患者の診療に從事することになりました。只今に於ては御覽の通り建物も不完全でありますが、內外科診療室は數室、入院患者收容力は數十名で御座います。更に本年四月以降に於きまして醫師を增員すると共に、此の空地に新館を建て、稍〻完

全なる設備に致すことに確定して居ります。更に進んで此の病院の性質を明かに致して置く必要があると存じまするが、本病院は國籍如何を問はず、一般當地在住者に對し、一視同仁・博愛慈善を趣旨と致しまして、營利を目的とするのでは御座いませぬ。之を本病院の財政の實際に照して見ますると、素より開院早々にて豫算も立ちませぬが、大體に於て一年間の收入支出は約半分で、殘りの半分は臺灣並當地在住の各位からの補助金又は寄附金に依つて居るのであります。然らば日本人は何故汕頭の醫院の爲に、毎年數萬の金を使うであらうかと御疑念も出ることゝ思ひまするが、日本は數年來、內外政策共に非常に變りまして、軍備方面は成るべく節約致し、出來得る丈け文化的施設に盡すと云ふ輿論が勝を占め、財政經濟に多少の餘裕が出たのであります。卽ち當醫院は趣旨に於て慈善人道に立脚して居る次第で御座います。

世の中に不幸と云ふことは數々ありまするが、疾病程不幸不愉快なものはありませぬ。此の不幸不愉快を絕ち、人類の幸福を增進することが、醫院の職責で御座います。本醫院は慈善を趣旨と致しますが、全然施療では御座いませぬ。醫院の經濟も考慮せなければならぬので、相當料金は頂戴致しますが、他の一般醫院に比しては餘程低廉になつて居りまするのは勿論、又施療も致しまするから、各位も充分御利用下さらんことを御願ひ致す次第であります。

斯の如き事業は素より吾々少數者丈では成功を期せられませぬので、結局は中國人各位、其他一般の御援助を待たなければならぬので御座います。本日は御多用の際、折角御臨席下さいましても醫院創立早々のことゝて何等の御構ひも出來ず、甚だ遺憾に堪へませぬが、更に近く新館落成の際には重ねて御出でを願ひ、盛大なる落成式を擧げ度いと存じて居ります。終りに臨みまして臨席各位に厚く御願を申述べ置く次第で御座います。

Digitized by Google　Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

上海の關稅制度

臺灣總督府稅關事務官　井出季和太

上海の關稅制度（承前）目次

通關制度――五　派司制度――六　保稅制度。甲、保稅倉庫。乙、其他の保稅地域（一、輸入倉庫又は轉送上屋。二、保管倉庫。三、稅關上屋倉庫。四、碼頭棧橋）――第四目、其他制度。一、積殘品手續。二、改裝手續、三、旅具檢査制度。四、小包郵便制度。五、商社の登記。六、稅關待合室私書函。――第五目、商標及特許品假登錄――第六目、報關行――第七目、關稅行政上の救濟法。一、課稅處分に關する救濟法。二、犯則處分。

通關制度

五　派司制度（蓋印憑據 Pass System）

本制度は獨り上海に行はれ納稅濟の內外貨物を外國又は內國開港に再輸出し戾稅又は免重徵の特權を得んとするときに其輸入商人をして原品と同一なることを明にする一種の貨物通過證なる派司を發行して之に依

つて貨物の流通に便せしむるものとす。

再輸出の特權を得んとする商人は海關總務課の審査係(Memo Fil Desk)に輸入稅の銀行受取書と共に派司帖(Pass Book)を提出すべく申告書及船荷證券には稅務司の檢印を受くべし而して派司には荷主名、商品の種類、數量、價額、包裝の荷印、件數入港船名等を明細に記入するを要す。

派司は條約上の規定に基かず之が利用は商人の自由なれども再輸出に當り手續上の錯誤を避け又輸入品の轉賣を容易にし權利の侵害を防止し得るのみならず免稅品の再輸出に對しても通關上の便益少からざるものとす。

派司制度の由來は蓋し咸豐の末年(一八六〇年頃)以降戻稅制度の發達に及び不正商人が其貨物の再輸出をなす場合に輸入地に於て往々虚僞の報告をなし關稅の逋稅を圖りたるが如き弊害を防止せんが爲に計畫せられ(黄序鵷海關通誌下卷三二二—三頁)而して實際輸入者の特權保護を目的とし一八七二年(同治十一年)上海に於て始めて採用せられたるものとす(註一)然れども當初派司の發行は商人の手に委したりしを以て同一の貨物に對して數通を發行して賣却するものあり又は原輸入品に非る別種の貨物を再輸出し戻稅及免重徴の利益を謀るものあり仍て上海々關は一八八四年(光緒十年)に至り派司の發行を制限して之を取締りたれど尚其の效果少かりしが如く最近一九一五年(民國四年九月)には是等派司の濫用を杜塞せんが爲に海關より連續番號を附したる白地派司帖を賣下ぐることゝしたり。

(註一)派司の慣行は稅務司「デー、ディック」の時代より開始せられたるものにして商業社會に甚大なる便益を與へ來りたるものとせられ「ディック」は一八七一年(同治十年)七月二十日の告示(第二四五號)に於て「輸入者より海關に對して外國貨物を再輸出せんとする商人が輸入明細書に不正の記載をなすことに關して屢次愁訴する所ありたるか爲に本職は海關監督の委任に依り茲に告示する所あらんとす即ち條約の規定に遵據し外國貨物の再輸出に關しては翌年十一月一日以降其輸出申告は輸入者自身之を爲すか或は派司(輸入者自身の作成する)を提出

Digitized by Google　Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

し又は最も便宜なりと認むる所の其他の證書を使用し輸入者に依り其正當なるべきことを證明せらるべきことを必要とす」と記せり（S. H. Allen, Manual of Customs' Practice at Shanghai, 1894, P 43-4 並使海關税務紀要一七九頁）

一　派司の種類

派司は外國品派司、内國品派司及特殊派司に大別することを得外國品派司は輸入外國品原派司（進口洋貨蓋印原據 Original Pass for Foreign Goods）及外國品副（新）派司（New or Sub-pass）に分る左に各種に就て概説せん。

（一）外國品派司（洋貨蓋印憑據 Pass for Foreign Goods）　原派司（Original pass）は原輸入者に依り貨物を再輸出するときに使用し毎申告書に對し各個の原派司を發行するものとす原派司帖の各葉は一號より連續したる番號を附するを要す。

副派司（又は新派司 Sub-pass or New pass）は輸入者が原派司に依り貨物を多數商人に分割販賣し各自をして戻税又は免重徵の利益を享受せんとするときに其讓受人に對して交付するものとし即ち副派司の數は原派司に依る貨物の範圍内に於ける貨物の數量に適合す若し其貨物の總體に對して副派司を發行したるときは原派司は之を銷却し再び使用せざるべきものとす。

保税倉庫より引取る貨物に對する派司に關する手續は普通の輸入貨物の場合に同じきも唯一の差違は申告者は讓渡禁止の保税外國品原派司（Original pass for Foreign Goods in Bond）を作成し之を海關倉庫係に提出し同係より檢印の上申告者に還付するに在り而して該派司は當該貨物を保税倉庫より倉出する迄は之を發行せず。

（二）内國品派司（進口土貨蓋印憑據 Pass for Native Goods）　内國品派司は内國貨物の輸入者が其貨物を再

輸出して輸出稅の支拂を免れ又其貨物を外國に再輸出して更に當初支拂ひたる沿岸貿易稅の拂戻を受くる特權を得んとするときに沿岸貿易稅の銀行領收書と共に之を總務課の審查係に提出すべきものとす該派司の控又は下半部は或る外國品に對して要する所の申告書の副本に代はるべきものとす。

申告書及船荷證券に對して稅務司の檢印を了したるときは該申告書及派司は審查係より之を派司課に廻付す。

土貨に對しては獨り原派司を發行し副派司を發行せず從つて輸入者が一通の船荷證券に依り輸入したる貨物を多數の商人に販賣し買受人をして前記特權を享有せしめんとするときは每一通の申告書竝に船荷證券に依つて輸入したる貨物に該當する數の副派司を發行するものとす。

(三)特殊貨物派司　特殊の土貨に就ては前記一般貨物に對する派司と稍其手續を異にするものあり例へば支那棉花、米麥野蠶絲、茶等に關するものとす。

(イ)支那棉花の派司　本品の派司は讓渡を禁止し赤紙にして二聯式となす棉花は上海に於て改裝せざる限りは再輸出の特權を有して內地開港に輸出することを得但し之を改裝せんとするときは派司の特殊形式を採り卽ち輸入者は棉花を改裝し外國に輸出し且つ稅關の指揮監督の下に在らざれは船會社の倉庫より之を移動せざるべき旨を記載するを要す特許を得ずして貨物を移動するときは其派司を無效となし又改裝したる棉花を內國開港に輸出するときは總て再輸出の特權を喪失す或は派司付棉花にして地方消費用として讓渡したるときは檢查官吏は其船荷證券の檢印前に申告者に對して之が引渡を命ず。

(ロ)米及小麥の派司　是等派司は又讓渡を禁止し綠色紙にして二聯式となす該派司は總て再輸出に對して發行し其旨を輸入申告書中に記載するものとす。

Digitized by Google　Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

（ハ）芝罘産野蠶絲及土茶の派司　是等の派司を得んとするには申告者は當初積出港に於て輸出稅の支拂なかりし場合には輸出稅及沿岸貿易稅を納付し又は輸出稅の支拂ありし場合には沿岸貿易稅を納付すべき保證として擔保を供託するを要す野蠶絲に就ては輸入の日より一箇年以内に茶の場合には二箇年以内に再輸出せざるときには派司の效力を喪失す。

（ニ）棉工場製品派司　該派司は三聯式より成り其貨物を積出の爲に稅關に申告する以前に於て發行することを要す工場は其製品を納稅の爲に檢査に提供せんとするときは申告書に派司を添付して稅關通過貨物課に提出す輸出稅（出廠稅）支拂濟（中國銀行に於て）の上は派司の一通（控）は同課に留置し一通（「パス」）は本人に還付す而して輸出の際に輸出申告書に派司を添付するときは改修稅及碼頭稅のみを課せらる。

其他下に述ぶるが如く有效期間を標準とせば多くの特例あり。

二　派司の效力

外國品の原派司及副派司には免重徵證の記號なき限りは貨物輸入の日より三箇年間戻稅の效力を有す仍て輸入の日より三箇年内に内國開港に再輸出し仕向港に到達して輸入稅を免除せらるゝ外國品に對する派司には戻稅の效力なきものとす。

支那工場製造品を含む内國品の派司は一箇年間有效とす若し其期限を過ぐるときは再び輸出稅の支拂を要し戻稅の特典なし。

生卵派司の有效期間は二箇月とし支那産生果の派司は輸入數量の半額に對し發行し其有效期間は又二箇月となす。

Digitized by Google　Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

內國品中左記貨物に對する派司の有效期間は二箇年とす。
安質母尼(粗鑛及精製)豆類、剛毛、蛋白、蛋黃、羽毛、大麻、苧麻、馬毛、人髮、草帽、大麻皮、牛皮及水牛皮、豚腸、乾金針菜、麝香、五倍子、豆油、桐油、大黃、胡麻、亞麻仁、屑絹絲、繭綢、生絲、各種毛皮、滑石器(又は石鹼石器)麥桿眞田、樹脂、葉煙草、假漆、索麵、白蠟、駱駝毛及羊毛（一九二一年九月十日海關告示第九七七號）
支那棉工場製品、支那夏布、(Grass Cloth)（後者に對しては一九二三年七月以降二箇年に改む一時的恩典なり）
尙ほ石炭「コークス」木材、金屬等散荷袋入砂糖其他戾稅の部に述べたるが如き特殊貨物を除く外一切の外國品に對して戾稅の特權を得んとするものは同一荷印(Identifiable Marks)及不再起の番號(Un-recurring Numbers)を記入することを要す之と異る場合には派司課に於ては(E. C.)の檢印をなす。
商人が無印及無號の貨物を輸入し再輸出の際に戾稅を受けんとせば稅金支拂前に許可係に出願し荷印及番號の記入手續をなすべし。
懷中時計「タイプライター」「モーターカー」「ミシン」其他同種貨物に對する派司を發行し各儕器械の工場番號を輸入申告書に記入し又派司面に表示したるものは再輸出の際戾稅の特權を受くることを得反之前記の荷印並に番號を存せざるときには亦其派司に(E. C.)印を押捺せらる又同一貨物に對して例えば申告書中に(M. 1/100 又は H. 1/100)の如くに荷印及番號若しくは荷印又は番號の重複したる記載をなしたるときは戾稅の效力なく免重徵(E. C.)の特典あり。
派司を全然發給せざる貨物には左記の如きものあり。
(一)禁制品。禁止品。制限品、(二)包裝に荷印を表示せず又は申告書に荷印を記入せざる土貨(土貨にして

無印又は無號の儘到著したるものは陸揚したる碼頭に於て荷印及番號を附記することを得)(二)鮮魚

左記貨物に對しては副派司を發行せず。

(一)葉卷煙草及紙卷煙草にして烙印を附せざるもの(二)金剛石及眞珠(三)輸入の日より十八箇月を越えたる外國石炭(四)地方使用として申告したる貨物(例へば地方工場用の機械の如し)(五)記載不分明なる貨物(例へば外國食糧品、外國藥品自用品(新)等の如し)(六)生活力ある動物にして烙印なきもの(七)小包郵便に依り輸入したる商品(八)外國貨物にして散荷以外のものに屬し同一荷號を有せざるもの(九)外國棉花

派司に署名すべきものは稅關に登錄せる輸入商社に限るものとす。

三　派司の發行手續

稅關派司課に於て輸入申告書と派司とを照合し異常なきことを認めたるときは當該書記及幫辦が派司に署名し封緘の上待合室に投入す同一荷印並に不再起の番號を有する織布以外の外國貨物及新五金類に對して提出したる申告書の副本は將來再輸出申告書を査證する爲に派司課に於て保管するものとし申告書の副本を出せざる貨物に對しては輸入申告書の原本は整理係 (Dnty Sheet Desk) より照合係 (Verifing Desk) に廻付し申告書は漢文に譯し原簿に記入す貨物が再輸出せられたる際には再輸出の數量を照査し原簿を抹消する爲に申告書は照合係に廻付す副派司は原派司と照合し署名捺印の上稅關待合室に投入す副派司の使用數は申告者が之を原派司中より抹消するを要す土貨の場合には書記並幫辦が其派司の上部に署名し下部(控)に名前の首字を認め上部は封印し待合室に投下し下部の控は穿孔して派司課に於て保管するものとす下部は或る外國貨物に對する申告書の副本と同じく再輸出貨物證明の用に供す。

Digitized by Google　Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

再輸出に關する事項は派司の裡面に記入せず若し再輸出に關する明細事項を派司の表面に記載し餘白を生せざるときは派司課は舊派司の引渡と共に再輸出せざる貨物の殘部に對する新派司の發行をなすものとす。

派司課に於て派司に誤謬あるを發見するときは署名竝封印未濟の儘之を待合室に送付し訂正せらるゝものとす。

輸入者が派司課に於て署名捺印濟の派司を修正せんとするときは之を同課若しくは內班副稅務司に申請することを要す此場合既に記載したる明細事項を不明ならしむる文字の押印又は記號等を許可なくして派司に追加することを禁ず即ち正當に稅關の副署なくして派司面を加除したるときは其派司を無效となす。

外國品又は內國品に對する派司を紛失したるときは商人は地方英漢兩新聞紙に七日間連續して其旨を廣告し一方直に書面を以て紛失に關して稅務司宛に屆出るを要す其屆書には紛出したる派司の明細事項即ち紛出派司の番號、包裝の荷印竝に番號、重量、個數、價格、輸入船舶名、輸入月日等を記入す而して廣告したる新聞紙の一週間分の寫をば書類と照合する爲に派司課に提出す其貨物の船積未濟なるときは商人は紛失したる派司の記載事項を更に派司課に備付けたる紛失派司帖 (Lost Pass Book) の中に記入を許可せられ而して再輸出の特權は當初證明の爲に同課に提出したるときの情態に於て附與せらる但し喪失したる派司の代りに複式 (Duplicate) の原派司又は副派司は何れの場合に在つても之を發給せざることゝせり。

外國品に對する白地の副派司及內國品に對する白地の派司は海關に於て印刷し左記價格に依り派司課より一般に賣下く。

一、外國品副派司	百枚綴一册	弗 〇・六〇
一、內國品派司	同	〇・八五
一、棉工場製品派司	百枚綴一册	弗 一・二〇

Digitized by Google　Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

兩種共に證明の利便に供し再輸出の際に於ける不法手段を防止するが爲に連續番號を附す外國品の副派司及內國品の派司は米・麥・及棉花に對するもの、外は海關に於ては之を受理せず。

又商人が銀行領收書及船荷證劵又は荷渡指圖書と共に原派司の提出を怠りたるときは船荷證劵又は荷渡指圖書に捺印後其申請したる外國品派司又は內國品派司每件に付一海關兩の延滯料（Late Fee）を派司課に對して支拂ふことを要す。

六　保稅制度

支那の保稅制度は前記免稅諸制度と同じく加工貿易の發達を計る我國に於ける免稅承認、戻稅、又は假置場、保稅倉庫等と稍其趣を異にし主として再輸出、轉送等貨物流通の便宜手段に供す以下主として保稅倉庫其他の保稅地域に分ちて說明せんとす。

甲　保稅倉庫（關棧 Bonded Ware House）附、油槽（Oil Tank）

保稅倉庫の設置を條約に規定したるは普通倉庫（行棧）に比して後世に在り開港後同治の初年より外國商人は之が設置を請求する者あり一八六九年の「アロック」協定案中には之を規定したることあり一方阿片の保稅に關しては一八七六年の芝罘條約は其棧房竝に躉船（ハルクス）に就て定むる所あり而して漸く一八八〇年（光緒六年）三月三十一日調印の獨支續約を以て始めて通商各港に對して保稅倉庫の設立を定むる所あり又同條約善後章程中には更に上海より試辦すべき旨を約せり（註一）次て一八八七年（光緒十三年）獨支條約に依り始めて上海關棧試辦章程（General Regulation for Bonding）二十個條を制定し（註二）又同年阿片の保稅に關して規定する所あり（註三）次て翌一八八八年一月一日以降保稅倉庫を開設することゝし招商局倉庫（招商局の南棧金利源第一號之層樓棧房一箇所及北棧虹口第五號大棧

Digitized by Google　Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

男一箇所を充當せり）に於て試辦したり（Custom Notification, No. 279, 29, Dec. 1887, 光緒十三年八月二十三日總理衙門札行總稅務司文）又一八八九年（光緒十五年）には關棧增添復出口洋貨暫准留棧之專章（Provisional Rules for Bonding Transhipment Goods）を發布せり（註四）（Custom Notification, No. 299, 4. Feb. 1889.）其後一八九六年（光緒二十二年）には總稅務司「ロバート、ハート」は機械製造品課稅及保稅倉庫に關する章程を提案し工場に保稅倉庫を附屬し其製品藏置の方法を講じたるが一八九七年張之洞の反對に依り實施するに至らず（註五）尙一九〇二年の英支通商條約並に一九〇三年の米支通商條約に於ては獨支條約に一步を進め一般商人の倉庫に對し保稅倉庫の開設を許可することゝし貨物の藏置のみならず之が改裝を認むることを約したり（註六）

現行法は前記一八八七年及一八八九年の章程及其追加規則に基くものにして保稅貨物は外國品又は再輸出の內國品に限り又貨物の改裝を認めず前記兩條約の完全なる實施を見ず而して近年上海に於ては下に述ぶるが如く漸次保稅倉庫の開設を增加するに至りしと雖ども蓋し貨物の倉敷料に比して輸入稅が低廉なるが爲に輸入倉庫其他の設備を利用して短期間に貨物の引取をなし殊に納稅濟の貨物を賣買し煩鎖なる手續を回避しつゝあるが如き事情の下に今日尙は保稅倉庫の制度は發達せざるものとす。

左に上海に於ける保稅倉庫の取扱手續を述べんとす。

一般倉庫を保稅倉庫となすには當該庫主が書面を以て海關內班副稅務司に其旨を申請することを要す其指定したる倉庫を稅關に於て檢査し保稅倉庫として使用に適することを認めたるときは庫主をして保稅倉庫に關する所定の條件を遵守すべき保證書を提出せしめ之を特許するものとす。

保稅外國貨物は輸入又は轉送の申告をなし輸入の際には其內容を申告することを要す從つて庫出をなすには（一）納稅して地方消費に充當し又は（二）納稅せずして外國又は內國開港に保稅の儘船積することあり轉送の場

Digitized by Google Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

合には其貨物の内容を申告するを要せずと雖ども貨物の荷印番號及種類を記入すべきものとす。

貨物の入庫を申告するときは特別形式の入庫申告書(入關棧報單 Entry on Bond)を作成し之に入庫免狀(入關棧准單 Permit for Entry in Bond)及船荷證劵又は荷渡指圖書を添附するものとす。

船荷證劵又は荷渡指圖書は税關に提出する前に保税倉庫管理人の裡書を要す申告書は積荷目錄と照合する爲に總務課の更正係に提出し更に保税倉庫課に廻附し連續番號及日附印を押捺す入庫免狀には入庫の旨(For Transfer to Bond)を檢印し首字を署名し日附を記入す又船荷證劵に對しても同樣に檢印したる上之を申告者に交付す免狀の原本は封箱に入れ倉庫詰切の税關檢査員に送致し貨物入庫の際檢査員は荷印及番號を點檢し數量を調べたる結果をば免狀及原本の裡面に記入し更に倉庫番號を免狀の表面に記入するものとす檢査員は入庫の旨を保税臺帳(Examiners Bonding Book)に登錄したる後に兩免狀に署名捺印の上倉庫會社に於て之に副署するものとす而して其一通は倉庫會社に交付し他の一通は保税倉庫課に還付す免狀發給後倉庫に對し不當に貨物の搬入を遲延したるときは特別審問に附せらるべし。

保税倉庫に庫入すべき貨物は何れの碼頭に對しても之を陸揚することを得べきも一碼頭に陸揚したる貨物を他の碼頭に於て保税倉庫に庫入れせんとするときは税關に登錄したる荷船に依り税關官吏監視の下に運搬するを要す而して何れの場合に於ても貨物には檢査員の發給する送付證(Boat Note)を添附するものとす。

總て貨物は入庫免狀に記入するを要するも陸揚不足荷あるを發見したるときは倉庫會社より之を詰切檢査員に報告し免狀に裡書せらる。

保税倉庫の庫出手續は左記の如し。

(一)納税輸入の場合　輸入の爲に庫出の申告をなすには出庫免狀(出關棧准單 Permit to with draw from

Bond）と共に保稅倉庫課に提出すべき二通の特別書式より成る輸入出庫申告書（完納稅銀出關棧起貨報單 With drawal from Bond for Inport）を作成し是等書類中には貨物の荷印、番號包裝又は種類等を記入す。

申告書に番號を附し鑑定課に送付したる後其他の手續は輸入の場合に同じ納稅濟の上は保稅倉庫課より檢印したる出庫免狀を發給す其副本を申告者に交付し其原本は之を貨物を庫入れすべき碼頭駐在の檢查員に送付す檢查員は是等兩通の免狀を照合し異常を認めざるときには貨物を許放す而して其免狀に對しては二通共に檢查官吏竝に倉庫會社の署名をなし一通は倉庫會社が保管し一通は保稅倉庫課に返還す。

（二）船積出庫の場合　保稅貨物船積申告をなすには特別書式より成る船積出庫の申告書（未納稅銀出關棧復出口報單 Shipment in Bond）を作成し船積出庫免狀（出關棧復出口准單 Permit to Ship in Bond）及船積指圖書竝に船荷證券又は荷渡指圖書を添付し番號係に提出するを要し是等書類中には荷物の荷印、番號包裝又は種類等を記入す。

倉庫係に於て申告書に番號を附し船積出庫免狀及船積指圖書に稅務司印を押捺す。

免狀の副本は船積指圖書竝に荷渡指圖書と共に之を申告者に交付し原本は倉庫に在る檢查官吏に送付す照合の上異常なきときは倉庫より貨物を許放し船積の上は稅關官吏の監視に附し又は封印す免狀の原本は倉庫係に還付し副本は檢查官吏が碼頭に於て之を保管し荷渡指圖書は碼頭管理人に返附する爲に申告者に交付し船積指圖書は之を貨物に添付す。

荷受人が庫入したる保稅倉庫の藏置期間は十二箇月とし其期間を經過して手續をなさゞるときは倉庫管理人は輸入稅を支拂ひ其貨物を他に移動するを要す轉送貨物の場合は四箇月とし其倉出手續は船積の場合に同じ（外國に對する再輸出土貨の藏置期限は六箇月となす）

Digitized by Google　Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

積荷目錄締切に關する保税倉入貨物も四箇月を經過したるときは出庫するを要す其の手續をなさゞるときは延期の許可を得る前に檢査を受くることを要す。

船積出庫の際に積殘品あるときは碼頭に於て再檢査し積殘品として船舶の事務員が裏書したる船積指圖書は之を保税倉庫係に提出す其後の手續は一般積殘品の場合と同じく卽ち再入庫又は再船積或は輸入に關しては新に申告するを要す入庫貨物より見本を抽出せんとするときは特別書式の保税貨物見本出庫許可書（Permit to take Sample from Bond）を保税倉庫係に提出するを要す免狀は之を倉庫の詰切檢査員に呈示し見本の取出しを許可せらる。

又在庫品の監視及檢査、監視又は檢査を申請せんとするときも同上手續に依る

瓶入又は壜入の外國製食鹽は保税倉庫に藏置することを得但し其庫出は隔週一回とし其の毎回庫出の數量は二十箱又は二封度入五十打に限る。

巨大重量の貨物は保税倉庫に隣接する屋外に藏置することを得願書を內班税務司（Indoor Deputy Commissioner）に提出して其特許を受くべし。

危險品は屋外に藏置し又は特に其目的の爲にする危險品倉庫に庫入すべし。

保税倉庫に關する罰則に就ては上海關棧試辨章程第二十一條に基き定めたる保證書（Bonded Warehouse Proprietors' Bond）中に許可なくして貨物の庫入見本抽出又は庫出等をなすときは其貨物に對する税金の五倍に相當する罰金を課し其他の場合に於て庫主又は其使用人が所定の規定に違反したるときは庫主は上海々關税務司又は副税務司に對して損害の抵補として海關兩五百兩の支拂をなすを要す（保證書第三條乃至第五條及第十四條）

Digitized by Google　Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

上海に於ける最近(一九二三年一月一日現在)の保税倉庫としては上海側には虹口に日本郵船會社、支那招商局、怡和洋行等滙山には日本郵船會社、楊樹埔には大阪商船會社、南滿洲鐵道會社等の管理に屬するものあり浦東側には大來公司(ロバート、ダラー)、三菱、日清汽船會社、大古洋行、怡和洋行、支那招商局、海注社、「マッケンヂー」等管理に屬するものあり。

(註一)光緒七年七月獨支續修條約第三條左記の如し。

中國允凡中國通商各口、由該監督等酌量情形、如係衆洋商情願無礙地方者、該監督等妥議章程、自行設立關棧、

同年八月同條約善後章程第二條は更に追加して左記の如く定めたり。

中國通商口岸、如可設立關棧、先由上海試辦、卽由監督會同總税務司酌量情形、妥議章程、由該監督等自行設立、

(註二)上海關棧試辦章程(總章)の全文(譯)左記の如し。

甲　船舶に關する規程

第一條　獨逸船舶入港したるときは領事報告書を準備したる後輸入品積荷目錄(進口艙單)を税關に提出す。

第二條　領事報告を受け積荷目錄を提出し貨物の陸揚(起貨)を申告し免狀を發給せられて陸揚を開始す。

第三條　輸入貨物を陸揚し輸出貨物を船積(裝貨)し納税濟の上は輸出免狀(紅單)を發給せらる税關は輸出免狀中に外國貨物に對して支拂ひたる輸入税額及税金未納の儘保税倉庫に庫入したる外國貨物の數量を記入す。

第四條　輸出税沿岸貿易税(復進口税)及噸税(船鈔)に關する規定は從前の通りとす。

乙　貨主(輸入者)に關する規程

第五條　輸入したる貨物は内外品に區別し外國貨物は貨主の任意に依り保税庫入をなし又は保税庫入をなさゝることを得但し内國貨物に對しては從來通りに納税せしめ卽ち保税庫入をなすことを許さす。

第六條　外國貨物は貨主の任意に依り納税の上に許放せられ又は保税庫入をなすことを得貨主は輸入申告書中に貨物包裝の番號、重量、價格等の外に税關か納税告知書(完税驗單)又は入庫免狀(入關棧准單)を發給するの必要上納税引取をなすへき貨物及保税庫入をなすへき貨物を記載するを要す。

第七條　貨主は貨物を陸揚し保税庫入する前に於て庫入免狀の發給を受くるを要す。

「事條一」貨物に對して庫入免狀の發給ありたるときは其貨物は直接保税倉庫に庫入するを要す。

Digitized by Google　Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

第八條　貨主か保税倉庫に藏置せる貨物より見本を抽出せんとするときは包裝の開披前に當りて税關より保税貨物見本出庫免狀（拆動准單）の發給を受くるを要す。

該免狀の交付を受けたるときは倉庫管理人の査問を經て包裝を開披し見本の抽出をなすことを得原包裝の封鎖に關しては倉庫管理人及貨主の商定に依るものとす。

第九條　貨主か其貨物の全部又は一部を保税倉庫より庫出せんとするときは貨物の種類、包裝の番號、重量、價格、庫入月日、入港船名、仕向地出港船名等を記載して税關より納税告知書、保税倉庫庫出免狀又は船積出庫免狀の發給を受くへし

上海に於て販賣し又は楊子江に再輸出する貨物に對しては庫出前に輸入税を納付するを要す但し其他の開港又は外國に再輸出せんとする貨物に對しては庫出前に納税することを要す。

「專條一」税金未納の船積出庫免狀（Permit to Ship in Bond or Permit to withdraw from Bond for Shipment）を發給せられたる貨物にして船積せざるもののあるときは直接檢査の爲に税關棧橋に運搬するを要す斯る積殘品に對しては保税倉庫輸入品庫出申告書を作成するを要す。

第十條　許可を得すして保税倉庫より庫出したる貨物は沒收せられ庫主は之に對する税金の納付を要す。

第十一條　保税倉庫に貨物を藏置すへき期限は十二箇月とす若し其期限を經過して貨主が其貨物に對して申請せざるときは庫主に於て輸入税を支拂ひ其貨物を他に移動することを要す。

第十二條　保税貨物に關する保險、倉敷料、其他燒失又は紛失に對する賠償等の事項は庫主及貨主の商定する所にして税關の關係する所に非す。

丙　税關の施行すへき規程

第十三條　獨逸船舶入港し保税倉庫に庫入すへき貨物又は庫入せさるへき貨物あるときは税關は貨物陸揚免狀を發給する前に領事報告書及輸入積荷目錄を受理すへし。

第十四條　貨主か貨物の保税庫入を申告したるときは税關は保税倉庫入庫免狀及陸揚免狀を發給す。

第十五條　貨主が見本抽出の爲に保税倉庫内の貨物を開披せんとするときは税關は申告に基き見本出庫免狀を發給す。

第十六條　貨主が上海に於て保税倉庫の貨物を處理し又は楊子江諸港に貨物を再輸出せんとするときは税關は申告に基き納税告知書を發給し税金領收書を受理し保税倉庫出庫免狀又は必要の際には楊子江輸出免狀（長江輪船裝貨准單）を發給す。

第十七條　貨主か楊子江港以外の開港又は外國に貨物を再輸出せんとするときは税關は申告に基き保税倉庫出庫免狀及輸出免狀（撥貨准單）を發給す。

Digitized by Google　Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

第十八條　獨逸船舶出港せんとするときは稅關は其免狀に輸入稅の支拂額及保稅倉庫に藏置したる貨物の番號を記入す。

第十九條　庫主の差入るへき保證書（Bond）の書式、帳簿類又は倉庫內に在る常時又は臨時駐派すへき稅關官吏の配置竝に倉庫內に於ける日常事務に關する取扱規程等は隨時必要に應じ上海々關に於て之を定む。

第二十條　每四半期の收入簿には庫出貨物に關する納稅額を記入し每一箇年の貿易冊には當該貨物の統計を記入す保稅倉庫內に在る貨物は輸入未濟と看做す。

丁　庫主に關する規程

第二十一條　上海々關より保稅倉庫に貨物の庫入をなすが爲に選定せられたる庫主は稅關の定めたる總ての規程を遵守し許可なくして貨物の庫入、見本の抽出又は庫出をなすを得ず若し之に違反するときは其貨物に課すへき稅額の若干倍に相當する罰金を支拂ふべき旨を記入したる保證書の差入を要す。

「專條一」保稅倉庫は獨り保稅貨物の庫入に限り使用するものとす。

「專條二」上海々關に於て保稅貨物の藏置を認許せられたる倉庫は虹口下碼頭の招商局倉庫第十四號とし其他に關しては海關より告示を以て一般に公示す。

「專條三」保稅倉庫の門戶には保稅 Bonded の文字を明白に標示し其戶鑰は稅關官吏（保稅倉庫事務所）に於て保管す。

第二十二條　庫主は稅關の定めたる要式の簿冊を具備し貨物の庫入、庫出又は見本抽出に關する事項細目を記入することを要す。

第二十三條　倉庫に於て常時駐在し又は臨時監督の爲に出張する稅關官吏は何時たりとも倉庫に出頭し帳簿及貨物の檢査をなすことを得庫主は之を阻害するを得ず。

第二十四條　貨主か入庫免狀を得たる貨物に對しては入庫前に保稅倉庫管理人は其到達したるときに稅關官吏の面前に於て之を照査し之を簿冊に記入し又入庫免狀を受取り整理の爲に之を稅關官吏に提出す。

第二十五條　貨主か見本抽出の出庫免狀を呈示するときは保稅倉庫管理人は包裝を開披し見本を抽出する場合に立會を請ふが爲に稅關官吏に報告するを要す再ひ包裝を封鎖するときには保稅倉庫管理人は之を詳細簿冊に記入し整理の爲に之を稅關官吏に提出す。

第二十六條　貨主か上海に於て處理し又は楊子江港に再輸出すへき貨物に對する庫出免狀を呈示するときは保稅倉庫管理人は貨物の庫出をなす場合に立會を請ふが爲に稅關官吏に報告するを要す又一面保稅倉庫管理人は稅關所定の納稅簿冊內に明細事項を記入し整理の爲に出庫免狀を稅關官吏に提出す。

第二十七條　貨主か楊子江港以外の開港又は外國に再輸出すべき貨物に對する出庫免狀を呈示するときは保稅倉庫管理人は貨物の庫出をなす場合に立會を請ふが爲に稅關官吏に報告するを要す又一面保稅倉庫管理人に稅關所定の再輸出簿冊內に明細事項を記入し整理の爲に出

Digitized by Google　Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

庫絶状を税關官吏に提出す。

第二十八條　保税倉庫に貨物を藏置し得べき期限は十二筒月とす若し其期限を經過して貨主か其貨物に對して申請せさるときは庫主に於て輸入税を支拂ひ、其貨物を他に移動するを要す。

第二十九條　保税倉庫に於ける貨物の藏置、保管、倉敷料、保險等に關する事項は庫主の處理すへき私的事項に屬し税關の關係する所に非す但し税關は倉庫に於て定めたる取扱規程の報告を徴す。

以上定むる所の規程は上海々關の試辦章程にして隨時必要を生するときは之を加除訂正することあるべし但し前記四項の範圍を越へざるへし。

前記規定中現今其取扱を改めたるものは第九條、第十六條、第十七條、第二十六條、及第二十七條等の楊子江港に對する外國貨物の出庫、船積に關する例外規定を實施せるに在り卽ち楊子江港竝に他の開港に對する外國貨物の出庫船積は上海に於て納税することを要せす到着港に於て納税すべきものとす。

(註三)阿片の保税輸入其他手續に關しては一八八七年五月三十一日の阿片規則 (Opium Rules) に於て定むる所あり阿片の着荷せるときは申告して陸揚を許可せらるゝ迄税金未納中は保税庫船 (蓬船 (Customs bonded Receiving Hulks) に保税庫入をなすことを要し其關税及釐金を支拂はざれば保税庫船より移動することを禁ず(同規則第一條)阿片以外の貨物は阿片庫船に藏置することを禁ず許可を得ずして藏置したる貨物は之を沒收す又許可を得ずして阿片を阿片庫船より船積又は陸揚したるときは之を沒收し該船の特許を取消すものとす而して地方消費の爲に又は内地に對し通過運送の爲に保税庫出したる阿片は再び保税庫入することを許可せす (S. H. Ahlass, Manual of Customs Precli-ce at Shanghai P. 39, 43)

(註四)追加規則たる轉送貨物の保税庫入に關する試辦章程を掲ぐれば左記の如し。

乙、貨主に關する規定　第六條に對するもの

「事章二」保税倉庫に庫入すべき轉送貨物は内容を申告することを要せず但し貨主は其入庫申告書中に轉送すへき旨を記載し又内容の記入を要せざるも貨物包裝の荷印、番號及種類を掲載することを要す。

丁、庫主(關棧)に關する規定　第二十一條に對するもの

「事章四」轉送貨物は如何なる事由に依るも許可を得ずして移動、改裝、其他喪失又は遺失したるときは庫主に對して毎件に付海關兩五十兩の罰金を課す。

同上・第二十八條に對するもの

「事章一」轉送貨物の保税倉庫に藏置すべき期限は四箇月とす其期限を經過し貨物の船積をなさゞるときは貨物を檢査に供し庫主は之に對す

Digitized by Google
Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

る税金の支拂をなすことを要す。

同上・第二十九條に對するもの

「專章一」轉送貨物は保税倉庫內に於て他の貨物と分別して藏置するを要す。

(註五)總税務司の提議したる章程第九條中貨物免儲關棧に關し左記三條を制定せり。

第二條　領有執據者、務須於製造處、所設有關棧、凡有製成之貨、均須一律存儲關棧俟撥

第三條　貨物於製成後、臨入棧之時、務須報關、將貨色數月價值逐一註明。

第四條　所製造之貨、於未離關棧之時、應出關按估價值百抽十徵收税項、發給號收爲憑、此後該貨或在本地銷售、或運內地、或運通商他口、或運出外洋、均聽其便、概免重徵、惟無論報運何處、總須按照關章請領合宜之准單。

右規定の實施に反對したる主たる事由は煩鎖なる手數を設け商機を失し支那商に對する外商の壓迫を相違し又巨大重量或は危險品等の藏置不可能なるに在りとす要するに當時支那官憲の頑迷なる未だ保税制度の利便を解する能はざりしが爲なり。

(註六)英支通商條約(一九〇二年)第六條左記の如し。

清國政府は開港場に於ける商品の保税及保税品の改裝に關する利便を增進するの準備をなし且つ英國當局官吏より知照するに當り若し税關官吏に於て設備完全なりと認め且つ關税收入に對し必要なるの保證を提供する上に於ては何れの倉庫に對しても保税倉庫たるの特權を附與すべきことに同意す此種の倉庫は關税收入を保護すると共に商人の便益を計るべき海關の制定したる諸規則を遵守するを要す該規則中には商品の種類に應じ倉敷料の割合を定め又税關よりの距離並に營業時間を明示するものとす。

米支條約又前條と大差なしと雖とも只改裝の外に轉送に關する事項を規定せり。

次に油槽(Oil Tank)は又保税倉庫の一種に屬し一八九五年支那政府は私設の油槽を保税倉庫として特許し箱油の內國開港に對する再輸出を無税としたり油槽の取扱は前記普通の保税倉庫法に依らず同年製定の特別規定たる火油池棧專章に依る其設置は獨り支那地方官憲の認許したる土地に於てし而して之が保税倉庫の特權を得るには許可料二百五十兩に料金每年五十兩を納付し又税關出張員の費用として一箇月百兩を負擔すべきものとす。

乙　其他の保税地域

Digitized by Google　Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

一、輸入倉庫又は轉送上屋(Import Godown or Transit Sheds) 是等上屋倉庫は私設に係り一時的納稅未濟の外國貨物を假りに藏置する設備とす倉庫中には「輸入倉庫」として保管倉庫と區別して標示し外國より輸入したる「轉送貨物」「危險品」又は或種の「散荷」を陸揚する爲に特設するものあり。納稅濟の貨物は船舶出港日より十五日以內に輸入倉庫より庫出すべく而して殘貨あるときは之を保稅倉庫に庫入するを要す。

二、保管倉庫(Storage Godown) 保管倉庫は輸入倉庫と異り普通納稅濟の內外國品を保管するものなれど或は一定期間納稅を豫期せざる貨物の藏置をもなすことあり例へば納稅未濟の沿岸貿易貨物の如き碼頭の保管倉庫に藏置したるときは特に標札を附し識別に便ならしむるを要す。

三、稅關上屋倉庫 稅關所屬の保稅地域中には稅關構內の外に檢查場たる稅關上屋の外に差押品沒收品又は軍器類の保管をなす爲に特設したる倉庫あり。

四、碼頭棧橋(Wharf Setty) 碼頭棧橋に稅關の官設々備あるの外に私設に係るもの多く何れも保稅倉庫等の如くに常時の保稅地域に非ず一時的保稅地域たり殊に私設碼頭棧橋の使用は條約外の特權にして輸出入貨物をして直接に船舶に交通せしめ費用と手數とを省略することを得之が爲に船舶の入出港に對し船舶業者は保證書(Annual Guarantee)の差入と同時に埠頭保證書(Wharf Guarantee)をも提出し荷役をなす。

第四目　其他諸制度

第一　積殘品手續

稅關の見地よりせば積殘品(短裝貨物Shut-out Cargo)は船積指圖書に記入せられ稅關の檢印に係る船積せ

ざる貨物にして全部又は一部に亘ることあり又輸出、再輸出、轉送又は保稅倉庫出庫船積貨物に通じて之を見ることあり左に之が手續を述べん。

一、報告方法　船舶が監視課に於て出港手續を了する前に船舶の代表者は同課に對して貨物の船積せざりしことを記載せる積殘品報告書を提出し若しくは總ての貨物を船積したるときには"Nil Report"を提出するを要す積殘品報告書を受理せる稅關官吏は內國開港に對する船舶の出港に關しては船積指圖書の番號に依つて積殘品の數量を抹消し輸出積荷目錄を修正し又再輸出申告書、關係支那文證書等を抹消し又は訂正し同じく船積證明書の修正をなし其他積殘品報告書をば出港の翌日正午迄に總務課の更正係に提出するを要す外國に出港する船舶に對する"Nil Shut-out Report"は之を船舶の代表者より監視課に提出し若し實際積殘の貨物ありたるときは積殘品報告書を出港日より三日以內に總務課の更正係に提出するを要す積殘品報告書は全部の貨物が積殘されたるときは檢印したる船積指圖書に依り一部の貨物が積殘されたるときには本船領收書に依り證明せらるべく而して本船領收書には本船の事務長が其積殘品の包裝番號を記入するを要す船積指圖書又は本船領收書の提出を怠るときは積殘品に關する特權を喪失す但し船積指圖書、本船領收書等は積殘品報告書と必しも同時に提出することを要せざれども積殘品明細書又は申告書は後に之を更正係に提出するを要す。

二、檢查方法　總て積殘品は埠頭に運到し檢查を受くるを要す然らざれば稅關に依り積殘品たるの特權を喪失せらる再輸出の場合には內國品なれば再び課稅せられ外國品なれば戾稅又は免重徵の特典を無效とせらる當初汽船の代表者に依り申告せられたる轉送貨物は荷渡せざる場合には檢印濟の船荷證券の提出に依つて其檢査を省略するを例とす。

Digitized by Google　Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

積殘貨物の檢査をなすべき時間の制限は(一)港界内に於て積殘されたる貨物に關しては日曜日及休日を除き輸出船舶の出港後四十八時間とし(二)吳淞碇泊の場合には七十二時間とす。

次に檢査をなすべき場處は左の如し。

(一)輸出及再輸出　(イ)碼頭より船積したる荷船に依る積殘品は當該碼頭に於て檢査す(ロ)中流荷役に依る積殘品は獨り稅關棧橋に於て檢査す此場合には荷主は其積殘品明細書又は申告書中に檢査を受くべき碼頭を記入す。

(二)轉送　轉送貨物の積殘りは輸入船舶が陸揚したる碼頭に運搬し荷揚をなし再檢査せらる。

(三)改裝　(イ)實際船積の爲に運出せる貨物が積殘りとなりたるときは輸出及再輸出の場合と同一の取扱をなす(ロ)船積の爲に運出せざるときは改裝したる倉庫に於て之を再檢査す。

(四)出庫船積の保稅貨物にして積殘りありたるときは其藏置したる保稅倉庫に於て再び保稅庫入するか或は輸入し又は再積出をなすべきものとす。

積殘品は檢査の後碼頭又は棧橋より移動し得れど再積出のときには再檢査を要せず。

三、申告手續　積殘品を他船に依り三日以内に再積出するときは荷主は全貨物の積殘りありたるときは新船積指圖書並に原檢印濟船積指圖書を添付し又は一部貨物の積殘りありたるときは本船領收書を添付せる他の輸出、再輸出又は轉送申告書を總務課の更正係に提出すべく該申告書には積殘り貨物の月日、船舶名、及原船積指圖書の番號を記載するを要す同係に於て申告書に檢査の爲に記號を附し之を荷主に直接に又は待合室を通じて還付す荷主は貨物檢査の碼頭棧橋又は倉庫に出頭し其申告書及船積指圖書を稅關檢査員に提出す。

檢査員は檢査の上申告書を更正係に廻付し更正係は船積指圖書に檢印し待合室を通じ貨物の船積をなす申

Digitized by Google　Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

告者に交付す。

積殘品の檢査は四十八時間とし又場合に依つては三四日以內となすも再積出申告に依り直接に再積出をなさゞるときは再檢査せらる若し積殘品を三日以內に積出さゞるときは荷主は原船積指圖書又は本船領收書を添付して積殘品明細書を更正係に提出す明細書には荷印、番號、包裝、貨物の種類、個數、重量、價格等を記入す該明細書は檢査の爲に之に捺印す其他の手續は前記に同じ檢査後明細書は之を更正係に廻付し整理す。

四、船積手續　船舶出港日より三日以內に積出さゞる積殘品に關する手續は其期限內に再積出する積殘品の場合に同じ又積出の際には每に再檢査せらる。

積殘輸出貨物の再積出に關しては三日以內に檢査せらるゝときは時間上の制限を存せず積殘後正當の檢査を受けば派司の有效期間が再積出の時に滿了せざる限り積殘貨物の特典を享受す若し派司の有效期間が再積出の時に滿了せる場合には內國品なれば課稅せられ外國品なれば戻稅の特典を喪失す轉送貨物の積殘りは輸入汽船の有效期限內に再積出、再輸入又は保稅庫入をなすを要す之に違反するときは延滯料を徵せらる。

納稅濟輸出貨物が船積中止したるときは特別戻稅の特典を受く斯る貨物は積殘りと看做され輸出船舶の出港日より三日以內に檢査を受くるを要す。

以上積殘りに關する手續は夾板船及帆船に適用せず其關係書類は出港前に輸出係に於て修正せらる。

積殘りの轉送貨物中喪失したるものあるときは申告し證明を得るも當初陸揚不足荷として報告したる場合に非れば開港よりの內國品なれば沿岸貿易稅を課せられ外國よりの外國品なれば輸入稅を課せらるものとす

第二　改裝手續 (Repacking and Remarking)

他の開港より上海に輸入し又は派司付三聯單に依り運到したる內國品を外國に輸出せんとするときは稅關

Digitized by Google
Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

監督の下に之が改裝を許可す。

改裝の工程として認むべき場合は下の如く生茶に火入をなし豚脂を溶解し其他貨物の「クリーニング」(Clean)をなすことを含む是等作業の許可を得んとするときは改裝申告書(Application to Repack)を提出するを要す改裝に關する目減の步合は税關に於て定むる所あり例へば上海に輸入したる貨物每百擔に付若し三〇%を目減したりとせば其再輸出額は七割とす。

其他の步合左の如し。

貨名	工程	目減
一、羽毛	「クリーニング」(機械に依るもの)	三〇%
	同 (人手に依るもの)	二〇%
一、人髮	同	三〇%
一、菜種及植物種子	同	五%
一、茶(綠)	火入	二〇%
一、同(黑)	同	一〇%
一、同	篩分	五%

貨名	工程	目減
一、胡麻子	「クリーニング」	一〇%
一、牛皮及水牛皮	同	一〇%
一、豚毛	仕分及「クリーニング」	三〇%
一、苧麻	「クリーニング」	三〇%
一、五倍子	仕分及「クリーニング」	五%
一、豚脂	溶解	五%
一、羊毛	「クリーニング」	不定

許可を得ずして貨物の包裝、形狀、荷印又は包裝用品等を改易し若しくは其權限なく貨物を改裝したる倉庫より移動したるときは再輸出の特權を喪失す。

商人が私設倉庫に藏置せる納税濟內國輸入品を派司を有し改裝の上外國に再輸出せんとするときは改裝の有無方法又は改裝すべき倉庫名等明細に記入したる外國輸出申告書を派司と共に税關棧橋に駐在せる改裝官に提出し其倉庫名は每派司の裡面に亦記載するを要す商人及改裝官は貨物檢査の爲に倉庫に出張す若し貨物が税關官吏の駐在せる碼頭に在るときは商人は該申告書を改裝官に提出する代りに檢査の爲に準備する首席

總巡に手交す檢査の後貨物を改裝す檢査官は申告書に署名したる上は之を戻稅課に廻付し同課に於て番號を附し原簿に明細要項を記入するものとす。

派司の表面には「外國輸出の爲に改裝する」旨を檢印し改裝貨物の包裝番號及各包裝の重量をば其裡面に記入す而して申告書は待合室の私書函に投下し派司は待合室係員（Tang Chai）の手に保管し商人が申告書に署名して呈示するときに之と引換ゆるものとす貨物を改裝したる後稅關の許可を得ず之を改裝したる倉庫より他の倉庫に移動することを得ず其特許を得んとせば書面を以て申請するを要す。

改裝したる外國貨物は總て再輸出に關する特權即ち戻稅又は免重徵の利益を享受することを得但し特別の事情に依り例へば破損情態に於て輸入し來りたる外國貨物の如きは改裝を認めらる之が改裝の申請は書面を以て納稅前に稅務司に提出することを要す。

繭を開港より輸入し絹として輸出するときに絹一擔に對し繭四擔、絹絲一擔に對し繭二擔を輸出の際に於ける派司面より抹消す同規定は三聯單に依り內地より輸入し外國輸出の目的を以て絹の製造に供する繭の場合に適用し副派司面も同一比例に依り抹消するものとす輸出したる絹に輸出稅を課し別に改裝許可書を發行せず。

內外貨物を荷印及番號なしに陸揚したるときは船荷證劵又は荷渡指圖書に稅務司印を押捺せず又文書を以て稅務司宛に特別申告をなすときは稅關監督の下に記號及番號を附すことを得是等書類は許可係に提出し成るべく原荷印又は貨物に附すべき新記號竝に番號を含む輸入に關する明細事項を記入すべし同係より特許證を發行し監視部を通じて申請人に交付す。

轉送品を改裝し貨物に荷印を附し若しくは荷印を變更し（檢査前の輸出を除く）形體を變化し或は監視又は

Digitized by Google　Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

見本抽出の爲に包裝を開披し其他稅關の許可を要すべき貨物の作業監視に關する手數料は一日海關料十兩と定む。

總て特許は許可係に申請すべく其許可書は同係より發錄し料金を徵收する爲に之を監視部に送附するものとす。

第三　旅具檢查制度 (Baggage Examination System)

外國より入港したる船舶に依り上海に上陸する旅客の手荷物は(一)獨り上海側碼頭に限り繫留する船舶に對しては其船舶の繫留せる碼頭に於て(二)中流に碇泊し又は浦東側碼頭に碇泊する船舶に通航する小蒸汽船又は客艇に對しては稅關棧橋に於て檢查す。

上海上陸の旅客は「トランク」携帶品々名箇數等を記入せる旅具申告書（江海關旅客行李報單 Baggage Declaration and Entry)を成るべく提出することを要し該申告書は多くは船內に於て又は檢查場に在る稅關官吏より交付せられ旅客は其の裡面に記載せる命令事項に注意し殊に手荷物中有稅品又は禁制品の申告をなし其價額を記載することを要す申告すべき物品の申告を怠りたるときは其物品を包含せる手荷物を抑留し當該物品をば沒收す例へば必需の自用衣服、自用物品又は自己所有に係る類似の物品其他にして自己の使用に供し賣買の目的に供せざる物品を除くの外は其行李中に在ると身邊に藏するとを問はず總て申告するを要す江海關旅客行李章程には家具家財、二百本以上の葉卷煙草、五百本以上の紙卷煙草、職業用器具、他人に代り携帶する物品、賣買の目的に供する物品、營業上又は職業上使用の目的に供する物品等は總て申告すべき旨を規定せり又自動車、自轉車、拳銃並霰彈銃、事務所用器具及附屬品は使用したるものに屬するも有稅にして又申告を要す。

上海に到著したるときは旅具申告書は之を碼頭又は稅關棧橋に駐在せる稅關官吏に呈示し檢査に供する爲に手荷物を開披するものとす。

課徵すべき稅金は申告書に記載し直に旅具收金係(Baggage Party Shroff)に納付し領收書の發給を受くべし旅客にして課稅價格に對して不服あるとき又は取扱に關して愁訴せむとするときは海關に請求することを得苦力賃は稅關棧橋に陸揚したる旅具一箇に付其大小形體に拘らず五仙にして若し稅關倉庫に保管せられたるときの倉敷料は一日每箇に付二十五仙とす(旅具申告の新檢査規則は一九二〇年一月より實施したり)

旅客及手荷物の時間外荷役特許に關しては前に船舶の入出港手續に述べたるが如し上海々關に於ける旅具の取締に關しては從來船客は稅關監吏の乘船又は出頭に先ちて其手荷物の陸揚をなすこと能はざるは勿論最近申告制度を施行したれども實際に於ては每時必しも檢査を勵行せず殊に下級官吏の收賄其他不法手段に依り極めて不統一を極めつゝあること普通貨物檢査の場合に同じ。

第四　小包郵便制度(Parcel Post System)

上海々關の小包郵便課(Parcel Office)は支那郵政局と同一建物內に在り相互連絡して事務を執行しつゝあり而して輸出入の小包は支那海關に於て之を檢査し有稅品の場合には其收發前に課稅す。

小包に對する課稅は改修稅(Conservancy Dues)及碼頭稅(Wharfage Dues)以外に輸出稅、沿岸貿易稅、輸入稅及子口半稅の四種あり。

輸出稅は他の開港を經由せずして到達し得る內地を除く總ての仕向地に對して輸出する土貨に課し外國貨物の輸出に對しては之を課せず外國貨物にして輸入の際に於ける原包裝を存せす上海より他の開港に輸出し又は他の開港を經由して內地に運送せられたるときは其開港に到達したる際に輸入稅を課す而して小包に關

Digitized by Google　Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

する課稅は總て發送者に於て支拂ふべきを以て本稅も仕向地の代りに上海に於て支拂はるべきものとす但し實際上は懷中時計、細貨、人參、燕巢等の高價品以外には其外國品として疑なきときは多くは免稅せらる。

沿岸貿易稅(復進口稅)は他の開港を經由せずして到達し得る內地を除く總ての仕向地に對して輸出する土貨に課す。

子口半稅は釐金に代り「內地」即ち開港以外の場所に運送せらる丶總ての貨物に課す輸入稅は外國より輸入する總ての貨物に課す。

碼頭稅及改修稅は船舶に依り上海に出入する總ての小包に課す。

輸出小包の輸出稅は一八五八年の一般稅表を適用し其後支那政府の改訂を經たるものに依るべきも小包郵便物の繁瑣なる性質よりして實際上は多くは五分稅を課す。

外國の原料を以て地方に於て製造したる貨物及其の生產地の疑はしき貨物は土貨と看做し輸出稅を課す。

內國輸出の場合に輸出稅四十五仙(メキシコ貨)以下外國輸出の場合に輸出稅七十五仙(メキシコ貨)以下の小包に對しては免稅す但し同一發送者より同一受信人に對する二箇以上の小包は各箇に就ては制限內と雖ども其合算したる額に對し課稅す。

沿岸貿易稅は總ての貨物に對して輸出稅の半額となす。

土貨の子口稅は沿岸貿易稅と同率なれど小包郵便物の繁瑣なる性質よりして實際上は多くは從價二分五厘とす。

外國品及支那無稅品の子口稅は貨物價格の二分五厘とす。

今上海より輸出する小包に關する前記課稅率を示さば左表の如し。

Digitized by Google Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

貨物	外國輸出	開港を經由せずして內國に輸出するもの	他の開港に輸出するもの	開港を經由して內地に輸出するもの
外國品	無稅	子口稅二分五厘	無稅	子口稅二分五厘
土貨	輸出稅五分	子口稅二分五厘	輸出稅及沿岸貿易稅共七分五厘	輸出稅、沿岸貿易稅及子口稅共一割

輸入小包の輸入稅は一九二二年の改訂輸入稅を適用すれど小包郵便物の繁瑣なる性質よりして多くは從價五分稅を課す。

輸入稅七十五仙(メキシコ貨)以下の小包に對しては免稅す但し同時に同一受信人に達する二箇以上の小包の總稅額が制限を超ゆるときは之に依つて課稅す。

碼頭稅及改修稅は總て輸出小包に課し有稅品に就ては本稅の五分無稅品に就ては貨物價格の千分の二半とす。

支那の他地方より輸入したる小包に對しては多くは仕出地に於て課稅するを以て上海に到達したるときは免稅す但し關稅を徵收し得ざる他の內地より仕出したる有稅品に對しては便宜上海に到著したるときに課稅す稅金領收書を添附せざる小包に對しては子口稅を課す。

輸入の小包は支那郵便局より稅關官吏監督の下に稅關小包課の輸入係に引渡し納稅仕分書を銀行の收入係に交付し徵收し其納稅證は之を小包の引取をなす受信人又は代理人に下付す。

輸出小包に關しては發送者は小包を小包課の輸出係に提出し稅關告知書を作成するを要す當該稅關檢查官吏は實際小包に告知書を添附せざるときは其檢查を拒絕することを得。

必要の際には檢查に依り小包の內容の評價をなし稅金の仕分書は之を銀行の收入係に送り納稅濟の上は稅關告知書を查照し之を發送者に下付す。

Digitized by Google　Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

外國貨物に就ては改裝を認めず小包郵便に依らず上海に輸入したる土貨にして改裝の上小包郵便を以て再輸出せんとするときは稅關棧橋の改裝係に於て檢査を受くることを要す其手續は普通改裝の例に依るの外は小包に稅關告知書及改裝係に於て檢査官吏が正當に裡書したる派司を添付して小包課に提出するを要し檢査官吏は別に改裝申告書を小包課に送付す小包に異常なく申告書に一致することを認めたるときには稅關告知書に封印し納稅濟の旨を記し小包の發送を許可す。

小包郵便に依り上海に輸入したる土貨を普通運送を以て改裝し再輸出せんとするときは稅關輸入申告書を小包課に提出するを要す該申告書が異常なくば小包課に於て檢査官吏の裡書を受け普通運送の場合に於けるが如く取扱ふものとす小包發送後は申告書の裡書をなさず。

改裝は郵便を以て再輸出するを目的とし郵便に依り輸入したる小包に對して許可せず但し小包は看守の上一郵便局より他の郵便局に廻送することを得。

第五　商社の登記 (Registration of Firms)

稅關に關係を有する外國商社は稅關書類に署名し又は訂正をなす權限を有せしむべき社員の人名を稅關に豫め登記するを要す登記は總務課の更正係に對し稅務司宛に書面を以て屆出をなすに依つて效力を生ず其用紙は更正係に申請して下附を受くることを得。

上海に於て所屬國領事を有する外國商社が始めて登記をなす場合は其所屬國の國籍を明にするが爲に書類を稅關に提出する前に領事の裡書を受くべきものとす又既に登記したる商社の名稱若しくは國籍に變更ありたるときは條約國に屬する場合は其領事の證明に依り新登記をなすを要す。

商社が通關事務を取扱ふ社員を解任せんとするときは新に申請すべきも領事の裡書を要せず外國商社の登

Digitized by Google　Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

記申請書は更正係に於て保管するものとす。

稅關に關係を有する支那商社も亦稅關に登記するを要し其登記は內班副稅務司に保證書（報關保結 Bond）を提出して效力を生ず印刷したる書式は內班副稅務司室に申請して下付せらる。

保證書の提出前に當りては左記手續を經るを要す。

（一）支那商社の場合　保證書は他の確實なる支那商社二軒の署名捺印に依り保證せしむるを要す尙商社が上海總商會に入會せるときは該會印の捺印を要す。

（二）通關業者（報關行）の場合　保證書には報關行の二大組合團體たる上海南北報關公所、上海通商各口轉運公所、其他上海運輸同業公會等何れかの署名捺印を要す。

此外に英文にて通關事務を處理する所の支那商社及通關業者は稅關書類に署名し又は訂正をなす權限を有せしむべき社員の英字名を稅關に登記するを要す其登記は外國商社の場合と同一の書式を以て總務課の更正係に提出するを要す。

既に登記したる所の商社及通關業者が其名義を變更するときは新保證書の提出を要すべく支那商社及通關業者保證書は內班副稅務司室に於て保管す。

次に外國人たると支那人たるとを問はず外國又は支那商社より戾稅收受の權限を附與せられたる社員は稅關に登記するを要す其登記は總務課の更正係に對し稅務司宛に一定要式の書面を提出して效力を生ず印刷したる書式は同じく更正係に申請して下付せらる外國商社は支那使用人に戾稅收受の權限を附與せず但し支那商社は支那使用人に戾稅收受の權限を附與することを得其登記申請に當りては其使用人の寫眞を添付し寫眞に對しても亦支那使用人の署名をなすものとす其申請書は寫眞と共に戾稅課に於て保管す。

Digitized by Google　Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

第六　稅關待合室私書函 (Merchants Boxes in Waiting Room)

上海々關に於ては船荷證劵、荷渡指圖書、船積指圖書、派司、仕入書等を迅速に下渡し且つ是等書類が總務課より待合室に配付せられたる後紛失の虞を除んが爲に稅關階下待合室に附屬したる一室 (Box Room) に商人の便宜を計り數列の下駄箱風の私書函 (Private Loacked Box) を設備す商人の私書函を使用するものは總務課の更正係に申告して私書函の鍵を受け總務課より投入せらるゝ貨物關係の書類は商人臨時開函して領受するものとす而して私書函には番號を附し又稅關の取扱を便宜に供する爲に輸入申告書、輸入貨物明細書の上部及船荷證劵の裡面に漢文にて申告者の商號及私書函の番號數字を記載す。

私書函の使用料は一箇月海關兩五錢(メース)一箇年六兩とし私書函の使用申請と同時に右料金を小切手若しくは買辨手形 (Compradore Order) を以て拂込むものとす。

第五目　商標及特許品の假登錄 (商標註册Provisional Filing of Trade Mark and Patents)

支那司法制度不備の結果外國人商標の侵害事件多く在支外國商人は商標保護の必要上支那政府竝に自國領事に對し提議する所あり又一九〇二年の英支「マッケー」條約其他の諸條約に於ては相互商標の侵害、模倣に對する保護を約する所あり(英約第七條、米約第九、十、十一條及日約第五條等)又支那政府は一九〇三年商部を創設し南北洋通商事務を之が主管に移し翌一九〇四年(光緖三十年)三月商部は外交部と諮り商部内に登錄局を設け登錄事務を掌理せしめたりしが何等實行を見るに至らず更に外交部は總稅務司「ロバート、ハート」に委囑して商牌掛號章程十三條の草案を作成し英公使其他の提案を酌量按配して再度增訂し商標註册試辨章

Digitized by Google
Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

程二十八條及同細則三十二條を制定したりしも該法案は假規則にして未だ愼重の考慮を消さゝりしより幾多の缺陷あり列國の抗議を見るに至り又實施せられず但し只獨り同法中第二條乃至第四條竝に第二十三條の每關假登錄事務に關しては一九〇四年六月商部より總税務司に命じて天津及上海々關に於て假登錄事務を取扱はしむることゝし同年九月十五日より之を開始したるものとす(註一)

税關に商標又は特許品の登錄をなさんとする商人は直接又は領事を通じて海關通過貨物課(Transit Office)内の商標登記支局(掛號分局 Branch Office of the Bureau for Registration of Trade Marks)に申告書を提出するを要す其申告書には三通の商標雛形、商標又は特許品及商標を附すべき貨物の性質に關する説明書を添付し同時に每商標又は特許品に對して登記料として小切手又は買辨手形を以て海關料五兩を支拂ふことを要し若し外國に居住せる者よりの送金する登記料は海關兩五兩に相當する墨銀七弗五十仙を送付すべきものとせり(一九一九年六月二十四日海關告示第九一七號)而して申告書及商標の説明書は漢文に譯し複式に作成すべきものとす(一九二三年三月十九日海關告示第一〇一六號)

海關に於て登記をなしたるときは手數料の領收書と共に登記番號を記入したる書類を前記商標分局より申請人に下付するものとす。

然れども税關の登錄は暫定的假手段にして完全に權利の確保をなす能はざりしより曩に一九〇四年英、獨、佛、墺、伊の五箇國は外交部に知照して商標章程の修正實施を求めたる以來幾多の曲折を經て最近一九二三年五月三日支那商標法(三十七條)を發布するに至り又商標局を設置したる結果各國商人は海關登錄と相竝んで同法に基き登錄するもの漸く增加し一九二四年四月末日迄に其數九百九十七件に及び就中支那商人を主とし五七、三二%を占め日本商人之に次ぎ三六、〇九%とし其他獨逸商人五、八六%米國商人〇、五二%等となすが

Digitized by Google　Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

如し。

然れども支那商標法は國內法として對內的には效力あれども對外的關係に於ては條約に拘束せられ現に列國は支那が同法公布前關係列國の同意を經ざりしを以て其效力なきことを主張し就中從來海關に於て取扱ひ來りし假登錄を簡便なる手續に依り本登錄に移さんことを要求したれども未だ實行の運に至らず而して商標法第四條に定めたる六箇月の優先登錄期間に關しては再三延長し尙ほ一九二五年六月三十日迄延期することゝしたるが如し。

（註一）商標註册試辦章程中海關の登錄に關する事項左記の如し。

第二條　商部は註册局を設立し專ら登錄事務を取扱ふ、又天津上海兩海關を商標掛號分局となし附近の登錄申請者に便す。

第三條　凡そ登錄を申請する者は願書を註册局に提出し或は掛號分局を經て轉遞すべし。

第四條　願書には說明書を添付すべく又其說明書には商標樣式三通を添付し且其樣式の大略及本則施行細則に定むる所の類別と本項商標特定の商品とを明確に記載すべし。

若し掛號分局を經て轉遞せんとするときは願書及說明書に副本各一通を添付すべし。

第二十三條　凡て商標登錄を申請する者は內外人に拘らず左記各項の公費を納付すべし。

一、掛號の申請　　每一件關平銀五兩（新法は銀五元とす）

其他略

第六目　報關行（Customs Broker）

報關行は我邦の貨物取扱人に該當し貨主の爲に通關事務の代理營業をなし又多くは兼ねて運送業をなすものとす。

海關創設當初支那商人は關稅規則に通ぜざるのみならず外人關員に依り組織せられ海關の文件英語を使用

したるを以て通關上支障を來したるが爲に總稅務司の「ロバート、ハート」は英米の例を參酌し一八七二年（同治十二年）報關行の設置に關し總理衙門に提議する所あり其發案に依れば（一）貨主自身稅關に申告し又は代理者より申告することを得代理者の申告するときには貨主の商號、姓名又は貨主の交付する證憑書類を提出し査問に供し若し貨主の商號、姓名なきときは代理者を以て貨主と看做し一切其責任を負擔せしむ（二）通關代理者たらんとするときは稅關より代辨許可書の發給を受くるを要し代理者は又保證人を立て責任を負擔すべきものとしたれども取締上困難あるものとし實行せられず其後各港の報關行は商業上の必要に應じて陸續設立せられたりしと雖ども法令の準據すべきものなく只稅務司に於て英米法を損益して辨理し來したり其骨主は左記の如し。

（一）報關行は前記の如く稅關に登記し稅務司の許可を得たる後營業を開始し其登記申請のときには同業者を以て保證人となすことを要す。

（二）通關の代理營業をなすものは商店たると會社たるとを問はず同じく之を報關行となす。

（三）報關行は又使用人をして代りて稅關に申告せしめ又は戻稅を受けしむ但し其使用人の雇用又は解雇をなすときは一定の書式に依り稅關に届出するを要す使用人にして關稅逋脫其他犯則行爲あるときは報關行之が責に任す。

（四）報關行にして違法行爲あるときには其輕重に從つて登記を取消し營業を停止し又は再び他の報關行の使用人又は代理人たることを得ざらしむ。

左に參照の爲に上海に於ける實況を日清汽船株式會社其他の調査資料に依り紹介する所あるべし。

（一）報關行の組織及業務　報關行は概ね數名の合資組織より成り主として股東（社員）の一人之が經營の

Digitized by Google　Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

任に當るも時に經理人（支那支配人）を雇聘することあり營業所は客棧（旅館）の如くに數多の客室を準備し之を商人に提供し廉價に宿泊せしむ大規模のものに在りては三、四十名の商人を容るゝものあり是等商人は報關行の客人と稱し内地の本店より派遣せられたる腕利の店員にして同郷及同業の關係にて集團し報關行内に營業の本據を置き買付又は賣込の業務に從事す。

報關行は貨主の取引する貨物に對して船會社又は鐵道會社に於て船積指圖書を得通關に必要なる申告書、派司等を準備して稅關に提出し納稅其他通關事務を了すると同時に兼ねて備入れたる艀船又は船車に貨物の積込をなし引換證を得て之を仕向地に發送す（支那商は多く荷爲替を利用せざるを慣習とす）報關行は前記の如く事務所費の外に稅金又は運賃の立換拂、積込費等資金を要すること多きも其資本は概して少額にして大なるものにても三萬兩を上ること稀なりと云ふ。

現在上海には百二十餘の報關行あり（民國十一年版上海指南には百二十七ヶ處を記せり）總商會監督の下に組合（Broker Guilds）を組織し各會員は積立金百兩の外に會費一箇月一弗を支出す其資格は三年以上經驗を有する者にして二名以上の有力者の保證を要す南北兩組合あり南組合を上海南北報關公所（Nan-Pei Kung-So）と云ひ北組合を上海通商各口轉運公所（Pei Kung-So）と稱す其取引稍くして取扱高の大なる報關行は後者を組織し其他は前者を組織す其組合員及其取扱方面を分たば左記の如し。

轉運公所に屬するもの

北支方面	二六軒	長江方面	一八軒
南支方面	四	南北及長江方面	四
北支及南支方面	三		

南北報關公所に屬するもの

Digitized by Google　Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

南支及長江方面	五軒
蘇、杭州方面	四
北支方面	五軒
南支方面	一六
長江方面	一一

其他組合に加入せざる小規模なる報關行少からず。

業務の種類より分たは前記報關行の多くは輸出事務を取扱ふものなれど又專ら輸入事務を取扱ふもの南北報關公所に屬するもの凡そ九軒あり又鐵道貨物を取扱ふもの五軒あり或は汽船會社より貨物蒐集の爲に特に補助を與へて經營せしむる報關行あり例へば大古洋行の大古渝(又は輝記)招商局の招商渝、怡和洋行の怡和渝、日清汽船會社の日清渝(舊大阪渝)等の如し(帆船時代より四川方面の貿易運輸の通關を取扱ふものを四川の名渝に依つて渝行と稱せり)

報關行の營業程度は年に依り航路に依り區々たり又統計の徵すべきものなきより明確に知ること能はずと雖ども轉運公所に屬するものは南北報關公所に屬するものに比して其取扱高大にして一箇年の運賃に於て五萬兩に上り就中永安長の如きは十數萬兩に達すると云ふ然れども多くは一萬兩内外となす。

報關行中前記組合に屬せざる小規模のものを除かば多くは他港に代理店を設け連絡をなし貨主の便宜を計りつゝあり。

(二)報關行の船會社又は貨主に對する關係　報關行の船會社又は貨主に對する關係は引換證に依り運送契約を締結し其他特別の取極なきを原則とすれど汽船の寄港地以外の仕向地に對する貨物の輸送を引受くる場合は例外に屬し又汗口より汕頭地方に至る豆粕運送の場合には時に報關行又は貨主より上乘人を乘船せしむることあり而して報關行は貨主に對して貨物の積出より入荷後引渡を了する迄貨物の事故に對して一式の責に任ず就中損失に關しては損害を賠償すること少からず。

Digitized by Google　Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

汽船會社又は鐵道會社は貨物募集の口錢として其成績顯著なる特殊の報關行に對して一定の割戻を與ふ其率は各通路に依り同異あれど多くは運賃の五分乃至一割を普通毎六箇月の終りに於て支拂ふものとす而して報關行の數甚だ多くして競爭激甚なるの結果報關行自身艀賃を負擔し又は稅金の支拂ひ其他通關手續をなすの外は船會社又は鐵道會社より支給せらるゝ割戻の一部を客人に給して其貨物を吸收しつゝあるが如くに報關行は臨時貨主より寄託せられたる貨物を取扱ふものゝ外は殆んど客人より報酬を受けず又一方船會社間に競爭ある場合は所謂押目、押石なるものあれど既に船會社間に協定ある航路に在りては漸次之を禁遏するに至り自ら派司の賣買稅金支拂等に依る多少の收入あるのみなり。

運賃の仕拂方法は報關行對船會社、荷主對報關行共に多くは重陽節及中秋節に大部の仕拂をなし年末に及び全部の淸算をなす尤も信用少き報關行に在りては貨物積取の都度現金拂をなす鐵道運賃は特定の報關行に對しては一箇月間の猶豫あり。

隔地間に於ける本支店等報關行の連絡輸送は四川に對するとき及船車連絡の場合に行はるゝを例となす前者にありては多くは渝行に於て之を取扱ひ運賃諸掛は兩場合共に重陽、中秋及年末の三季に於て相殺し差額の決濟をなすものとす。

次に報關行の通關代理業をなす場合の料金は營業者及其貨主との關係に依り一定せず多くは一件に付(貨物の個數又は船荷證劵數に依り之を定むるを例とす)一弗以上三弗となすものあり又一定期間請負的に定むるものあり日本人通關業者の率に比して低廉にして苦力賃、檢査料等一切を包含して一箇月四十弗の例あり(上海の日本人某魚問屋の一例には魚類千俵に付十弗を約したるものあり)。

支那商人の殆んど大部は報關行に通關事務を依賴するも商人中には報關行に依賴せずして自身通關をなす

Digitized by Google Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

外に日本人は固より支那商人と雖ども日本貨物を取扱ふ關係上日本人通關業に依賴しつゝあり左に日本領事館の認可せる日本人通關業に就て附記せんとす。

現在上海には日本人通關業者は主として虹口方面に十四、五軒あり組合を組織す從來組合員以外の者には日本領事館に於て營業を許可せざりしが近來其他の者に對しても二、三許可したるは組合組織の精神と許可の目的とに背馳する嫌あり。

大正九年十二月改訂の上海通關業組合規約及細則中の重要なる條項を揭ぐれば左記の如し。

第一條　本組合は上海に於て內外貨主の委託に依り輸出入貨物の通關並に回漕に關する事務及其請負を業とし上海稅關に登錄したる者を以て組織す。

第三條　本組合は所定會費を納付する義務あるものとす。

第四條　組合員は信用供託金として各自墨銀五百弗宛を組合に提供し積立置くものとす。

第六條　新に組合員たらんとする者は別に定めたる資格を具へ且つ左の條件に準據することを要す。

一、信用供託金墨銀五百弗を本組合に供託し別に組合加入金として墨銀百五十弗を納入するものとす。

一、組合員三分の二以上の贊成を得ること。

一、確實なる身元保證人二人以上を要すること。

第八條　目的遂行上總領事並日本郵船會社上海支店長を以て監督者及相談役とす。

第十條　本規約、細則等に違反したる者其他信用等を毀損し又は故意に組合員の業務を妨けたるが如きことあれば組合員三分の二以上の決議に依り監督者の承認を得て除名することを得。

同上細則

第一條　每月會費墨銀一弗を納付す。

第二條　積立金として每月五日迄に銀十弗を納付す。

第三條　本組合員たることを得る者の資格は

一、中學校卒業又は之と同等以上の學力あるもの。

二、三箇年以上上海に在り斯業に經驗あるもの。

Digitized by Google　Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

三、上海に一戶を構へたるもの。

第五條　通關手數料は一件三弗以上とす但し特別の場合は此限りに非す（小口荷物其他手續簡易なる荷物の取扱は壹個一弗以上とす）。

第六條　組合員は左記四項を堅く守ること。

一、密輸出入を企圖し又は幇助せざること。

二、輸出入禁制品を取扱はざること。

三、故意に同業者の信用利益を毀損せざること。

四、組合員中にして取引を拒絕したる貨主の貨物を取扱はざること。

第七目　關稅行政上の救濟法

第一　課稅處分に關する救濟法

海關の課稅處分に對し外國商人が異議を提出したるときは從來條約上の規定に依つて保護を受くべきものとし卽ち（一）從價稅品の評價に付海關と商人と意見を異にしたるときは兩者二、三人の商人を召喚して係爭貨物を評價せしめ是等商人中該貨物を買取らんとする所の最高價格を以て其課稅價格となす（天津條約第四十二條）（二）從價稅品の評價又は從量稅品風袋の秤量に關して商人が海關の決定に就て不服あるときは二十四時間以內に領事に出訴し領事と海關監督の協議に附し解決す（英支天津條約第四十三條及米支天津條約第二十條）（三）損傷貨物の減價に關して紛議ありたるときは前記同樣の手段に依つて決定すべし（英支天津條約第四十四條）とし評價法と領事裁判法を採りたれど日本の關稅法と異り其評價鑑定たるや增加買收法と選擇的ならず又申告者側の商人の評價々格を標準としたるを以て公平なる決定をなすこと不可能なるのみならず之が買上に關し條約上何等定むる所あらず實施せられず之を以て一九〇二年の輸入稅表附則（Rules第一條

Digitized by Google
Original from
UNIVERSITY OF MICHIGAN

三段）に於て輸入從價稅品の評價法に關しては仲裁委員會(Board of Arbitration)の裁決に委すること、せり尤も其後一九二二年輸入稅改訂の際に米國委員の提案に依り該附則の一部に改正を加へたるものありと雖ども其組織竝に裁決方法に關しては從來と異る所なし左に其手續を述んとす。

輸入者が輸入品の價格又は類別或は租稅其他賦課額に關して稅關の決定に不服なるときは申告書呈示後二十日以內に稅務司宛に反對事由を記したる抗議書を提出するを要す本事件に關する最終裁決の前に當りて當該商品は商人が關稅及附加稅に相當する擔保を提供するときは稅關より許放せらるゝことを得稅務司は商人の提出したる抗議書を審査し正當と認めざるときは本件をば左記の如く組織せられたる仲裁委員會(Board of Arbitration)の議に附す。

（一）海關員一名、（二）輸入者所屬國領事の選任せる商人一名、（三）輸入者と國籍を異にし首席領事の選任せる商人一名。

會議中其手續等に關する疑義事項は多數決に依り之を決し委員會多數の最終裁決は事件附託の日より休日を除き十五日以內に宣告すべきものにして其宣告は當事者双方を拘束するものとす委員たる二名の商人は各自海關兩十兩の手數料を要求することを得委員會に於て稅關の評價を正當となし又は之を正當とせざるも輸入者が七分五厘以上低價に申告したる場合は輸入者は是等手數料を負擔すべく否らざる時は稅關に於て之が負擔するものとす。

委員會の裁決したる正當價格が當初輸入者が關稅納付の爲に申告したる價格に比し二割以上高價なるときは輸入者が關稅竝に遁脫すべかりし稅額の四倍に相當する附加稅を完納する迄稅關は該貨物を抑留することを得（例へば當初申告の價格を百兩とし裁決價格を百二十兩とせば二割の增加なるが故に申告者は百二十兩

に對する五分稅の六兩と差額二十兩に對する五分稅一兩の四倍卽ち四兩との合計十兩を納付すべきこと、なる)。

然れども課稅上の異議を仲裁委員會の裁決に附すると否とは商人の任意にして强制的に非ず輸入者は海關の評價に關しては多くは再驗査を申請し又は自國領事を經由し或は直接に稅務司に對して其事由を開陳し得べく進んでは之を北京に移し自國公使の外交的援助に俟つことを得べし只實際の例に於ては領事を煩はし仲裁委員會の開會を求め又は外交的手段に訴ふることは極めて稀なりとす。

第二　犯則處分に關する救濟法

密輸をなし關稅の逋脫其他船舶又は貨物に對し條約其他に定めたる規則に違反したるときは沒收又は罰金に處するも沒收と罰金とを併料せざるを原則とす然れども從來各國との條約には是等處分に對する救濟法を規定したるもの殆んどなく單に事實上自國領事の援助に俟つのみなりしかば會訊法の制定を見るに至れり。

會訊法は海關の行政處分(罰金又は沒收)に對する異議申立に關する事項を會審訊斷する一種の混合裁判制度にして裁判官は米國の關稅行政裁判所(Conrt of Customs Appeale)に於けるが如く專門の判事を以てせずして海關監督、領事及處分の當事者たる海關稅務司(稅關長)を以て組織し理論上は固より支那政府の裁判に屬すれど罰金刑に係る場合は寧ろ領事裁判の一延長と看做すべし。

本制度は既に太平亂後其設置の必要を認められ當時上海の外國商業會議所は支那官吏のみに依つて處理せらる、海關組織に一歩を進め外國の分子を加えたる裁判制度の設置を提議し英米公使亦之に同意する所あり(註一)而して當時關係者双方に滿足せしむべき公平なる機關を創設することの困難なる事情ありたれども一八六四年(同治三年)六月總稅務司「ロバート、ハート」は支那政府に對して會審法の制度を建議し之を上海

Digitized by Google　Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

に試辨し效果を收めたるが故に一八六七年他港に及ざんとし同年十二月總理衙門訂定の會訊章程（Rules for Joint Investigation in Cases of Confiscation and Fine by the Customs Antherities）四條を發布し翌一八六八年正月英佛兩國公使の修正意見を採用し章程を推廣して七條となし總理衙門より各關に通行し其後又同衙門に於て增改し八條となし同年四月各國に照會し各開港場に於ける領事官竝に海關監督に通牒したるものを現行法となす（註二）又翌一八六九年「アロック」協定に於ても之に規定したるものあり。

會訊章程の要領を掲ぐれば左記の如し。

（一）外國商人の船貨が稅關官吏に依つて差押へられたるときは之を海關監督（Superintendent of Customs）に稟明し監督より之を稅務司（Commissioner of Customs）に傳達し稅務司は之を該商人に通知す該商人は其通知を受けたる時より五日以内に領事に具陳し異議を申立て以て領事より監督に對して會審裁判の開廷を要求するものとす。

（二）監督は領事の要求に依り海關に於ける會審の期日を指定して領事に回答し領事より該商、證人等に其旨を通知す領事官が海關に出頭するときは監督は領事官を同席に招請し稅務司又陪席して監督を助く監督は首席判事として事件を審理す。

（三）監督と領事官と意見を異にするときは（監督は處分を是認し領事は船貨を解放せんとするとき）該商人は控訴をなすことを得卽ち領事官及監督より總理衙門（Tungli Yamen）及北京公使館に對して裁決を仰ぐものとす。

（四）罰金刑に該當する案件に就きては稅務司は監督に報告すると同時に該商人所屬の領事に申達す領事は裁判の期日を定め稅務司竝に該商人に通知し領事館に於て裁判を開延し領事判決をなすも罰金の減額は

Digitized by Google　Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

海關の權限內に在り卽ち監督は稅務司と會同辨理す而して稅務司は專ら起訴者の爲に陪審の地位に立つものとす無罪と決定し稅務司が同意するときには之を監督に通告し船貨を放還す又若し領事官と稅務司と意見を異にするときは同上該事件を北京に移して決定するものとす。

斯くの如くに沒收の場合には其案件は支那裁判官の決定とし罰金の場合には領事裁判官の決定する所たり卽ち兩者協調の制度にして外國は條約の規定に基く罰金刑に關しては明に領事裁判管轄權に屬する所の最後の決定權を讓步する所あると同時に支那は沒收刑に關しては國際法の原則に從ひ外國代表者の認諾に依り支那裁判所に屬する所の總管轄權を讓步する所あり然れども當時是等の新制度も裁判所としては兩者不和の原因あり殊に裁判長は上海を始め其他多くの開港場に於ては繁忙なる行政司法並に財政上の事項を處理する地方官の職務を兼攝し又犯則物件の處分より生ずる收入に就て利害關係を有したる海關監督を以て充てたるが爲に自ら其效果を齎らすこと能はざりしなり(註三)而して稅務司は會審官たると同時に原告たり又原告の代理人たり稅務司の意見を徵せざれば海關監督の意見も效果少く一方領事は亦會審官たると同時に其職務上の地位よりして被告の代理人たり保護者たり自ら當初より兩者利害を異にし意見の合致を見ざりしなり乃ち一種の控訴裁判として各自監督官廳たる公使及總理衙門を以て之に充て尙は審理の公平を期するが爲に總稅務司を加えたるものとす。

會訊法施行後實施せられざりしが一八七六年(光緖二年)一月二十三日北京政府より宣布したる「ロバートハート」の建議案中會審裁判制度を定めたるものあり同案に依れば外支人間一切の事件に就て共通法を作り道臺を裁判長となし外國人の裁判官を加へたる一種の混合機關を設置し關稅法規違反の處分をも審斷せんとしたり。

蓋し處分權を有する海關自體は固より支那政府の一官廳なりと雖ども顧問制度を超越し英國を主とし外國の有力なる管理に歸しつゝあるを以て自ら之に附帶する會審裁判所の性質も普通の事例を以てしては之を解釋すること能はざると同時に現在に於ても實際會訊法の行はるゝ場合は前記課稅處分の裁決に對する仲裁委員會の議決と同じく極めて稀有に屬し多くは海關の處分のみを以て決定せられつゝあり而して犯則處分に關し外國人の場合は斯くの如く保護方法を存するのみならず沒收のみにして罰金を科せられず自ら多くの場合に在りては犯則物件を一旦沒收し之を犯則者に對し市價の五割乃至七、八割程度を以て賣渡の形式を採り罰金と內實同一ならしめつゝあり（罰金の場合は稅金を追徵すれど賣渡の場合には稅金を含むか故に別に課稅せず要するに積荷目錄に記載せざるものは總て犯則物件とす）反之支那人に對する海關の處分は最終の決定にして不服申立の方法なく沒收の外に罰金を科するのみならず武器、阿片等の禁制品に關する犯則に關しては地方官憲に交付して體刑をも加ふ但し支那人と雖ども稅務司に對して事實上異議の申立をなし得るのみならず近年支那人中には商業會議所其他の商業團體を通じて救濟の途を講ずるものありと云ふ。

（註一）一八六四年六月十五日駐支米國公使「アンソン、バーリンゲーム」は上海の米國總領事に對して移牒したる文書中に於て「沒收權の眞正なる適用を期するが爲に予は同僚と協力して沒收事件の審理に關して會審裁判所又は混合委員會(Joint tribunal or Mixed Commission)の創設を勸說する所あり支那政府も主義として之を承認し其細目は領事及地方官憲の協定に委すべく先つ以て之を上海に於て試辨し其效果を見たる上他の條約港に施行することに定む」と述ぶる所ありたり(U. S. Foreig Relation, 1864, III, P. 426)

（註二）會訊章程の原文左記の如し。

一、凡各口有干涉稅務案件、領事官應先與稅務司彼此關照、或面見會議、或移文往來、定案時仍照後開數條辨理。

一、凡有洋商或船或貨、各在通商海口、被關監吏扣留、立宜稟明監督、監督聽稟以爲罰辦合宜、即委稅務

司函致該商、所犯何法、是以扣留、限自接函之時、以五日爲期、准商稟報領事官知悉、倘至第六日午刻、領事官尙未來文咨請公同查核、該船該貨卽可入官、該商接函後、於期內仍見自無犯法、任便先向稅務司陳明。轉報監督、監督若以該商之言爲是、卽行釋放船貨、設該商不願赴關具稟、抑或先稟監督、不以爲然、均准稟知領事官、據其所稟轉咨監督、請其定期公同查辦。

一、凡監督接到領事官來文、照復定期何日到關、當堂晤會、領事官諭飭該商是日統帶見證各人等赴關、是時領事官親身來關上堂、監督請其同坐、該稅務司亦當在坐相帮監督、監督先令海關原拏船貨人後、將如何扣留情節、稟明監督、監督按照情節、隨時詰問、凡如該商尙有辯駁情節、准其當堂稟明領事官、領事官卽代爲逐一詰問、以期得實而杜偏累、設若監督領事官欲不親赴海關、亦可遣員代往、所有辦法一律相同。

一、詢問之間、所有關役商證人等口供、隨時鈔錄、監督領事各爲畫押蓋印時、令全案人證退去、監督面告領事官、可否如何辦理、或該船貨領事以爲應放、而監督不以爲然、又准該商任意上控、具稟領事官行知監督、均卽各將案情鈔錄蓋印、申請總理衙門與駐京大臣查核定奪、倘監督不肯釋放船貨、領事官以爲然、該商不准上控、稟請轉評、再該船貨或經海關、當堂詢明、或經兩國(總理衙門駐京大憲)核定、應行釋放、均不能以原被扣留請索賠償。

一、案情既各詳請大憲定斷、准該商按估價出具日後情願遵斷繳案切結、由領事官蓋印、交存該關、卽由監督將該船貨先行發還、俟大憲斷定後、或罰銀多少、或全數入官、再行飭商遵照、倘該商不肯具結、卽將船貨扣留、無論大憲定准、誰是誰非、不准該商稟請賠補。

一、凡各口指謂商人犯章、其所犯之條並非船貨入官、係按約按章應罰銀兩者、稅務司一面知照監督、一面遣人在領事官署內立案、由領事官定期訊斷、定期後應先知照稅務司、屆期傳集人證、或稅務司本人、或

Digitized by Google Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

委員、即在坐指證、如訊明該商實有應罰之處、如條約章程內載有銀兩之數目、即由領事官按其數斷令交出、或可從寬辦理、則其權屬在該關、即由監督會同稅務司自定可也、倘査明該商實無應罰之處、稅司亦無異言、如有船貨因此案留滯者、可一同開放、仍將案情知照監督、不得耽延時日、致該商稍有費用、該商不得索賠延擱貿易銀兩、亦不得索賠一切水脚費用等項、若稅司與領事官意見不合、即行知會監督、面一鈔錄全案、各詳(總理衙門駐京大憲)查核、當尙未定案之時、貨主亦應一律將擬罰銀數、出具日後情願遵斷繳案切結、送交領事官、由領事官行文知照監督、始准該商船貨先行開放。

一、如有監督領事官不能自定應徵應免之事、均須援照本章程第五款所載亦令該商出具日後情願遵斷繳案切結、由領事官蓋印、送交監督存案、即由監督先將該商貨物暫時免稅放行、一面將此案情形各詳(總理衙門駐京大憲)俟日後斷定實係應免之稅、該監督即將原結發還領事查銷、如斷定實係應納若干稅項之物、該領事官即飭該商赴關按數完稅銷結。

一、凡有洋商或船或貨應入官者、或船貨均應入官者、監督與領事官意見未合、案情既各詳(總理衙門駐京大憲)核斷、當尙未定案之時、該商應援照本章程第五款估價具結、由領事官蓋印、交存監督、准所估數目、恐多寡不符、即按該商自稱定價爲准、由該關酌核情形、亦可按價收買、倘經買收後、日後斷定船貨實應入官、即飭該商將關上收買原銀如數呈繳銷結、若斷是船貨實應釋放、該關即將原結送還領事官、發商完案、所有收買原銀、即作爲船貨實價、該商不得再持收買原銀赴關收贖、以昭核實。

(註三)稅關の罰金及沒收處分の結果は其四割は總稅務司に三割は總理衙門に殘額の三割は海關監督に分配せられ而して稅關の建物の費用は總稅務司に分配したる四割中より支出し他は普通吏員の小遣錢の一種に供せられたるものとす(Morse, The International Relation of the Chines Empire. Vol. II, P. 152)

Digitized by Google Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

臺灣四千年史の研究（一）

臺灣總督府史料編纂委員　尾崎秀眞

緒論（上）

所謂臺灣の歷史は、從來學者の研究した所に據ると、淸朝統治以來二百數千年の極めて短かい期間の記載に過ぎない。夫れ以外には隋の時代に唯一回討伐を試みたと云ふ事が見えて居るのみである。

臺灣は支那海上の一島にして（中略）有史以後に於ける發見の沿革を討ぬれば、其の初めて世界の一國に知られし初期は實に支那の隋代に在りて、これが發見者も亦地理上自然の結果として支那人に在りたりき（伊能氏臺灣志）

臺灣は漢代に於て大宛國として知られたりとの說あるも信を措き難し。福建通誌海防考に「隋開皇中、遣虎賁陳陵、略澎湖地、云々」とあるは恐らく臺灣歷史の起頭なるべし（武內氏臺灣）

臺灣の存在が漸く世界に知られたのは、實に我が推古天皇の十五年隋の大業三年の頃である。當時は本島を琉球と呼んでゐた（佐山氏臺灣小史）

何れも皆大同小異の記事である。隋の時代に臺灣を征伐したと云ふ記載は、今から一千年も前に著はされた魏史の中に見えて居るのであるから、決して新らしく發見した事實では無いが、領臺以來三十年も經過した今日、尙ほ且つ斯うした幼稚な考へを繰返して歷史を取扱つて居るべき時代であらうか。要するに臺灣の歷史に就いては、領臺以來全く研究せられて居ない。隨て何等の進步も無く、古人の說を其儘繰返して居る

に過ぎない。今から二十五年前に伊能君の手に由つて著はされた『臺灣志』以外に一歩も進んで居ないのである。獨り此間に獨力臺灣歷史の研究に從事し、遂に『臺灣通史』を完成した連雅堂君が、其開闢記の中に於いて、臺灣歷史の沿革を徐福の三神山及び後漢書の東鯷に引いたのは、頗る卓見であるとせざるを得ない。自分は曩に乏を臺灣總督府の史料編纂委員に亨けて以來、專ら臺灣太古史の研究に從事し、總ゆる從來學者の研究の迹を辿つて見たが、矢張右の範圍を出づることが出來ないので、臺灣古代史の研究は一時は殆んど全く絕望であるかとも考へた。併し文獻必らずしも歷史であると考へて居た古い歷史家の時代をば遠くに過ぎ去つた今日に於いて、文獻が無ければ歷史は研究することが出來ない樣に斷念すべきでもあるまいと、只管研究を進めて最近稍や一道の光明を認めんとした際に、官廳の御都合で臺灣史料編纂委員會の事業中止を見るに到つたので、自分は一時頗る落膽して斷然此事業を抛たうとも思つたが、何しろ領臺三十年の今日尙ほ一つの完全した臺灣歷史の研究さへ發表せられないことは、實に日本の學界の恥辱である。殊に斯うした事業は全く官廳の事業として取扱ふべき性質のものでは無く、眞の篤學者の個人的仕事として行はるべきもので無くてはならないと考へたので、自分は決して其任に當るべきものでは無いが、早晚必らず自分と考へを同うし卒先して臺灣史の研究に從事せらるゝ篤學の士が出て來るであらうと云ふので、其同士を得るまで微力ながら自分は獨力を以て臺灣歷史の研究に從事して見やうと決心したのである。

『臺灣四千年史』の研究と云ふ、或は語弊があるかも知れない。が、兎に角、世界最古の歷史を四千年と見做して臺灣を其最も古い時代に進めて研究することが歷史家の任務であると思ふので、假りに『臺灣四千年史』と切出したのである。先づ其先決問題として決定すべきことは、歷史は果して文獻に據らざれば研究し得ざるものなりや否や、と云ふことである。從來歷史家の考へから云へば、歷史卽ち文獻、文獻卽ち歷史で

あるから、文獻無きものは歴史で無いとも云へやう。併し文獻は人類あつて後に出來たものであるから、文獻必らずしも歴史とは云へない。然れば人類即ち歴史、歴史即ち人類と云つた方が至當ではあるまいか。故に人類の在る所必らず歴史がなくてはならない、と云ふことを條件として研究するのが、今日の新らしい歴史の研究の仕方であると思ふ、國が無くては歴史が無いと云ふ考へは、三千年前の支那人が考へた古い自己本位の考へであつて、所謂文獻なるものも、中華の文字必らずしも文獻と云ふべきにあらず。拉典の文字も埃及の文字も、希臘の文字も印度の文字も、悉く文獻であると同じく、文字も亦必らずしも形象文字に限らず、結繩の文字も、鳥跡魚尾の文字も、蟹行の文字も皆な共に文獻で無くてはならない。從て文獻で無くても、實物に就いて研究しても歴史は研究せられるのである。故に臺灣の原住民には文字が無いと云ふ理由で、直ちに歴史が無いと斷ずるのは、甚だしい無理解な時代後れの考へである。歴史は現在其ものでないことは勿論であるが、現在が歴史の遺傳であることは爭はれないのである。歴史の研究には全く現在の無いものもあるが、現在があるものなれば其歴史を研究することも容易である。臺灣に住んで居る蕃人は、臺灣の先住民として、若くは有史以前の移住民族として、何うした歴史を有つて居るかと云ふことを研究するだけでも歴史である。其れが幾種族にも分れて支那本土にも關係があり、日本とも外國とも關係を有つて居る點に於いても、臺灣の歴史は、最も多方面に最も有意義に、最も興味あるものである。殊に臺灣に現在居住して居る蕃人の中には、四千年前から其儘臺灣の土地に居住して少しも移動せず、外界の壓迫も受けず、侵掠も被らずして、殆んど古桃源の有樣で、今日まで四千年前の古代文化?を其儘持續けて來たものがある、即ち彼等は四千年間を一貫した生きた歴史である。彼等の生活、彼等の衣食、彼等の風俗習慣の總べては、今尚四千年前の歴史を有の儘に説明する所の標本である。文獻よりも寧ろ確實な證據である。此の貴重なる標本に就

Digitized by Google
Original from
UNIVERSITY OF MICHIGAN

いて歷史を研究すると云ふことは、從來歷史家の古い考へから云へば、或は異論があるかも知れない。何となれば歷史は文献以外には無いものと云ふ考へからして、實物の標本で研究するなれば、夫れは博物學である。然らずんば人類學、然らずんば考古學として取扱ふべきもので、決して歷史では無いと云ふ人があるかも知れない。然り、若し臺灣の原住民卽ち蕃族を實物標本のみに就いて研究するなれば、無論人種學とも云へやう。考古學に屬する部分も無いとは云へない。博物學と云つても決して不當ではあるまい。所が臺灣の蕃人に限つて斯の如き立派な實物標本が現在に存續して居るばかりで無く、一面また文献の方から見ても、立派に四千年を一貫した確實なものが存續して居る。歐洲の史家は嘗て地下に埋沒したる一枚の木の葉を發見しただけでも、千年の歷史を辿るに充分なる材料であると云つて居る。果して然れば、臺灣の樣に一面に於いては四千年以來全く不易不變で一貫した立派な實物標本が傳へられて居る、一面に於いては四千年前から記載された確實な文献の徵すべきものがある。苟くも歷史の研究に從事するものが之を措いて將た何に據るべきであらうか。考古學者は之を以て自家の領分と稱し、人類學者は之を以て自家の事業に屬すと云ふであらう。併しながら歷史家の眼を以て見れば、文献に實物標本を兼ね備へたる歷史、世にこれ程確實な歷史は無いと斷言することを憚らないのである。

凡そ地球何れの國に於いても、其國家の歷史に四千年を一貫して毫も變化の無い、替代の無いものがあるであらうか。埃及は四千年乃至六千年の歷史を有すと稱せらるゝも、其古代に於ける文化の迹は今や全く茫として尋ぬべからず。希臘古代の文化は三千年來燦として世界を照すものがあると雖も、常年歷史の迹は既に地下幾尺の底に埋沒せられて眼前に見ることを得ざるにあらずや。印度の古代文化と雖も、支那三千年の歷史と雖も、今日に於いて之を見れば全く夢中に夢を辿るの感に堪へず。殊に支那歷史の三千年來繰返した

Digitized by Google　Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

る興亡盛衰極り無きものに至つては、實に思ひ半に過ぎるものがある。此意味に於いて歴史は國家の興亡盛衰を記載するに限つたものであつて、國家に興亡無ければ隨て歴史無しとまで考へて居る人さへ少なくない。否な古來史家の總べては然かく考へて、歴史と云へば直ちに國家の興亡をのみ記載するものと斷じて居た傾きがある。夫れ故に或學者はまた曰く、臺灣には古來國家なし故に歴史無しと、然れどもこれ實に歴史の定義を誤れるもの、言と云はざるべからず。元來歴史は或る時代に於いて、史家の考へて居た如くに、國家にのみ附隨したものでは無くて、總べての人類に屬すべきものであることは云ふまでも無く、世界に世界の歴史あり、一國に一國の歴史あり、一州一縣には、一州一縣の歴史あり、一郷一村に一郷一村の歴史ある如く、一家には一家、一身には一身の歴史がある。臺灣豈歴史無からんや、と云はなくてはならぬ。否な臺灣には獨り歴史あるのみならず、實に四千年を一貫したる立派な歴史がある。只從來何人も之を研究したものが無かつたのみである。四千年を一貫した歴史のあることは、是こそ眞に人類の奇蹟である。

嗚呼實に臺灣史は世界人類の神秘的奇蹟である。苟くも歴史に志あるもの乃至考古學人類學に志あるもの此奇蹟的材料を眼前に羅列しながら、領臺以來三十年の今日、尚ほ一人のこれが研究に指を染めたものが無いことは、學界の爲めに實に惜しむべきことでは無いか。殊に領臺以來三十年、我が當局の理蕃政策は著々其效果を擧げて、斯る奇蹟的四千年來の秘庫は最近恰も大河の決した樣な勢で開かれて行くのである。丁度明治維新の開國に由つて我帝國が三千年の秘庫を開くと同時に、驚くべき勢を以て歐米文化の新しき輸入を爲し、爲めに今日全く日本固有の國粹的文化を失つたのと同じ樣に、臺灣の蕃界でも三十年來の新しき文化輸入に因つて、今や殆んど四千年來の古代文化の跡は亡びて了はうとするのである。彼等の有てる織物・彫刻・編物・竹細工・其他の手藝工業は、實に四千年前人類文化の發達した最初の順序を、詳細に且つ明確に語る

Digitized by Google　Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

ものである。此意味に於いて、臺灣蕃界は實に四千年前の人類、考古歷史の一大博物館である。此貴重なる世界的人類の寶庫とも稱すべき博物館は、今や日に月に所謂文明と稱する恐ろしき惡魔のやうな力に蹂躪せられつゝあるのである。今日の有樣にして進んで行くなれば、今後十年を出でずして、臺灣の蕃界は全く開拓せられ、四千年來太平の夢を貪つて居る彼等蕃人は、全く其四千年の歷史を覆へされて、總ゆる博物的標本をは失つて了ふに違ひない。今や世界文明國の總べての學者は、非常なる叫びを以て史蹟天然物の保存を唱道して居る。日本の樣な比較的後れた文化國でさへも、內地では既に史蹟天然物保存の必要を感じて之が實施を見て居るのに、獨り臺灣だけは非常なる努力否寧ろ暴力とも見られる程度の力を以て、此貴重すべき世界的寶庫を打毀して居る。嗚呼何と云ふ矛盾であらう。文明の迷ひの夢に眼覺めて、尙は精神の朦朧を全く呼び起し得ないやうな日本人は、一面に於いては史蹟保存の必要を叫びながら、他面に於いては暴力を振つて其史蹟と打破して行きつゝあるのである。苟くも學問の貴重なるを知り、史實の尊重すべきを知れるもの、現在眼の前に此暴擧を見せつけられて居ながら、如何とも爲すことの出來ぬのは全く勢である。必らずしも人力では無い。此場合吾人の爲すべき天職は、唯一日も早く此生ける標本の一つでも殘つて居る間に、出來るだけ研究を續けて、世界人類の爲めに幾分でも貢献しなくてはならないと云ふことである。若し今日此仕事を一日を緩うすれば、夫れだけ材料は亡びて行くのである。此儘にして今後十年を經過したなれば根本的に其材料の何物をも失つて了ふに違ひない、考へても遺憾千萬な次第ではあるまいか。嘗て日本維新の後、日本人は歐米文化の夢に迷はされて、三千年來自から建設し來つた世界に誇るべき日本固有の文化を、惜氣も無く根本的に破壞し盡して、何人も之を惜み之を保存しやうとしない間に、我國在留の歐米人は、其打毀されて行く古代文化の標本を、悉く安價に買收して自國に送つたのである。現に日本の金屬彫刻及び日本畫、

Digitized by Google　Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

殊に錦繪などの完全した具體的研究材料は、日本には殆んど現存するものが無いのに、却て歐米の博物館考古館などに立派に陳列されて居て、今日日本の學者か氣がついて之を研究しやうとするには、何うしても歐米に留學をしなければならぬ樣になつたのであるが、日本の斯うした貴重すべき材料は、夫れでも大英博物館なり佛蘭西の博物館なりに殘つて居るからマダしも、臺灣の蕃界に在る所の總べての博物的標本は、未だ甞て何人にも蒐集保存せられたものが無いばかりで無く、現に存在して居るものすら片つぱしから打破されて行きつゝあるにも拘らず、一人の識者も之が防止を絶叫するもの無きことは、實に遺憾此上も無い次第ではあるまいか。

領臺以來茲に三十年『日本人が臺灣を領有したる意義如何』との問題を提供し來り、之に對して完全なる答案を記述し得るもの果して幾人がある。新たに領有したる土地の住民を研究せずして、之に對する統治を行はんとするは、木に椽つて魚を得んとするよりも至難の業たり。然るに領臺以來三十年、未だ甞て一人も臺灣に居住せる民族の研究に指を染めたるもののあるを聞かず、民族の研究を爲さんには先づ其歴史を研究せざるべからざるに、官民の總べてを通じて一人の之が研究の必要を唱道したるものすら之を聞かざるは、實に意外のことではあるまいか。曩に總督府は史料編纂委員會を設けて、歴史の保存に道の光明を與へんとしたが、其組織の宜きを得ざりし爲め未だ何等の成績を擧ぐるに至らざるに、行政整理の結果其事業を中止せらるゝに至つたのは素より已むを得ざる次第であるが、元來歴史など云ふものは、之を研究するのは全く其人に存するので、官廳などに於て規則的に職の爲めに人を置く樣では、到底十年二十年の日子を費しても完成すべきものではない。若し強いて官廳の事業として之を組織するなれば、先づ人を得て人の爲めに職を設くるにあらざれば、決して出來るべきものでは無い。何となれば歴史は特別の智識を要する純正科學であ

Digitized by Google
Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

る。總督府史料編纂委員會の組織は決して斯る意味のものでは無く、領臺以來三十年間の新らしき統治史を編纂することを目的としたるものにして、一種の記錄掛の仕事に過ぎなかつたのである。隨て自分が臺灣四千年史の研究に沒頭したのは極めて最近のことであつて、實は事業中止の前約一年間を之に費やしたに過ぎないので、自分の考へも未だ全く未成品である。併し自分の考へを別として、臺灣に於ける歷史の研究乃至人種學考古學等の研究の必要なることは、前述の如く極めて緊急にして一日を緩うすべからざるは、自分が畢生の事業として熱心唱道しやうと思ふ所である。領臺以來三十年、總督府の事業として法制の調査には、法學博士岡松參太郎氏の『臺灣私法』及「蕃族調査書」の大著がある。之は法制研究にして歷史研究の一部分を爲すと謂ふべきであらう。之を外にしては、政治機關たる官廳に於いて、歷史研究の方面に未だ何等の施設をも見ざるは、また已むを得ざることゝするも、個人として多少共此方面に注意し、研究したものが無くてはならない。然り一人もこれなしと云ふは或は語弊があるかも知れない。領臺の初め先輩伊能梅陰君が、率先して自から此方面の研究に從事し、屢有益なる著述を公にして世を益するものあり。今日の臺灣に歷史あるもの、獨り幾かに君の力に依ると云つても過言にあらざるを信ずるのである。然るに君は一家の事情の爲めに半途にして郷里に歸臥せられたのは、臺灣に取つては實に惜しみても餘りある次第である。而かも君は郷里に歸臥して後も十年一日の如く只管臺灣史の研究に沒頭せられ、最近更に臺灣總督府史料編纂委員會の爲めに『清朝時代の拓殖』を著述せらるゝことになつて居る。實に世にも尊重すべき忠實なる學者である。又今一人蕃人の人類學的研究の方面に於いては森丙牛君のあるあり、君も亦た多年本島蕃族の研究に從事せられ、嘗て屢此方面の研究報告を公にせられて、吾人の爲めに有益なる指敎を惜まれないことは實に敬服すべきで、殊に昨年來官廳を辭して專ら個人として蕃族の研究に從事せらるゝに至つたことは、喜ぶべき次第である。然

Digitized by Google　Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

るに世人の此方面の篤學者を見ること實に冷淡であつて、寧ろ之を冷遇と云ふよりも虐遇するが如き傾きあるは實に遺憾の次第である。之を要するに世人の斯る事業即ち眞の所謂文化事業に對する理解の殆んど絕無なる結果に外ならず。斯は獨り臺灣とのみ云はず、內地に於いても常に同樣の不平を聞くことなるが、他の長を採るに巧なる日本人であり乍ら、口に文化を唱へつゝ、全く非文化的行動をのみ取りつゝあるもの多きは、慨して又慨せざるべけんやである。何にしろ斯る純正科學に屬する仕事に對して、國家社會の酬ゆることの甚だ薄いのは、歐米諸國に於いても夙に識者の慨嘆する所であるが、日本殊に臺灣の如き文化程度の極めて幼稚な土地に於いては、斯る仕事に對して世人の一顧をも値ひしないのは、眞に已むを得ない次第である。

臺灣に於いても後藤民政長官は嘗て、臺灣統治の基礎を科學の土臺の上に築きたい、と云ふのが唯一の理想であつて、其の爲めに中央研究所なる特別機關の設立を見、爾來今日まで約二十年間、繼續して著々其成績を擧げつゝあるは、實に喜ぶべき次第であるが、併し又翻て考へて見ると、是亦其精神に於いては頗る可なるものがあるが、其事實に於いて尙は未だ盡さゞるものがある。何となれば臺灣統治の基礎を科學の土臺の上に築くと云ふなれば、何故に砂糖の研究や酒の研究を爲す以前に、歷史の研究を爲さゞるやを問はざるべからず。言葉を換へて云へば、白蟻の研究を爲す前に家屋の研究を爲さゞるべからず。家屋の研究を爲す前に木材の研究を爲さゞるべからず。熱帶植物の研究を爲す前に地質の研究を爲さゞるべからず。地質の研究を爲す前に氣候の研究を爲さゞるべからず。之を要するに、中央研究所の設置の如き、素より極めて必要缺くべからざるものなりと雖も、其研究の題材は往々にして本末を誤り、動もすれば之を純正科學の上より見ても、之を實用の上より見ても、甚だ迂遠なるもの少なからざるやの感がある。畢竟するに總べてが其根本を究めずして末梢を捉へんとするの弊を免がれない。勿論是れは現代科學の通弊でもあるが、斯うして學

Digitized by Google
Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

者と云ふ學者、研究家と云ふ研究家の多くが、土臺を築かずして枝葉にのみ走らうとするのでは、結局砂上に樓閣を築くの類で、中央研究所設立の主旨を、何れの所に求め得べきやを疑はざるを得ない。又下村長官時代に、總督府に調査課なるものを置かれたるは、是れ亦頗る卓見である。中央研究所の仕事と相俟て、總督府に於ける二大文化事業として。中外に誇るに足るべきものがある。然るに獨り怪しむ、其調査せらるゝ所の題材が、是亦往々にして中央研究所の夫れの如く、徒らに末梢に走り根本を忘れたるにはあらずやの感を深うするものがある。斯く論ずる時は、現に其官府に於いて熱心に研究に從事せらるゝ諸君に對して、甚だ敬意を失するの嫌ありと雖も、予の云ふ所は決して諸君の仕事の上に於いて云々するにはあらず。其根本組織の上に於いて、眞の純正科學の研究の立場よりして、又眞の文化事業としての施設より見て、尙ほ頗る吾人の期待と相容れざるものあることを論じたいと思ふのである。併しこれは決して本編起草の主旨では無かつた。要は唯中央研究所が設けられる程なれば、蕃族の研究を魚類の研究よりも前に置いて貰ひたいと云ふのである。又調査課を置かれるなれば、南洋の調査よりも前に臺灣の調査即ち歷史の調査などを加へられたいと云ふのである。領臺茲に三十年、昆蟲を研究し、枝葉を研究し、魚族を研究して、博士となりたる學者は實に一二にして止まらず。然るに未だ一人の蕃族を研究して學位を請求したるもの無く、歷史を研究して前人未發の說を立てたるものあるを聞かないことは、寧ろ怪訝に堪へざる所である。

Digitized by Google
Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

臺灣に於ける保險業

殖産局商工課

一　沿革

本島に於ける保險業の起源は遠く領臺以前に在りて、其の初め外商に依りて開始されたるものなり。當時砂糖・茶・樟腦等の所謂本島の重要産物を輸出するに當り、海上の危險を慮り外商等が主として自己の貨物を保險に付する爲め、外國保險會社の代理業者として之に從事したり。此の時代に於ける保險の種類は海上保險を主とし、火災保險、運送保險等は極めて尠く、生命保險は全く無かりしが如し。卽ち臺灣に於ける保險觀念は外國保險會社に依りて實現されたるものと謂ふべし。

而して本島に於て、保險業の漸く發達するに至りしは、領臺以後の事にして、內地人の渡來するもの多きを加ふるに及び、明治三十二年明治火災保險株式會社の本島に於ける事業開始を嚆矢とし、翌三十三年には東京海上、東京火災等の各保險會社等續々踵を接して渡來し、互に鎬を削りて覇を爭ふに至れりと雖も、孰れも損害保險會社のみなりき。然るに明治三十七年に至り、帝國生命の渡來に依りて一新生面を開きてより、內地生命保險會社の本島に於て業を營まんとするもの簇出したる結果、嘗て本島に獨占的地位を保ちたる外國保險會社代理店の勢力は漸次衰へ行きて、今や僅かに片影を止むるに過ぎざるに至れり。

次に保險業に關する法制上の沿革に就き略述せんに、先づ內地に於ては明治三十一年七月一日より舊商法

の實施せらるゝに當り、農商務省は省令第五號を以て保險業監督に關する規定を設け、同年八月五日より之を施行せり。之れ我國に於ける保險業に對する監督的立法の最初の淵源を爲すものなり。此の省令は翌三十二年六月新商法の施行と共に廢止せられ、同施行法第九十五號乃至第百十六條に監督の規定を設けたり。又同年省令第十一號に於て「保險會社に關する細則」尙ほ同年勅令第二百七十三號を以て「外國保險會社に關する件」を制定したり。此の間保險事業は逐次盛んに企劃せられ、隨つて是が監督の必要愈々大を加ふるに至りたるが故に、明治三十三年法律第六十九號を以て「保險業法」を發布し、同年七月より之を施行することゝし、同時に省令第十五號を以て「保險業法施行規則」を定め、外國保險會社に關しては勅令第三百八十號及省令第十九號を制定し同年十一月より之を施行したり。其の後明治四十五年四月及大正元年十二月夫々多少の改正を加へたるもの卽ち內地に於ける現行法なり。

本島に於ては、槪ね敍上內地法制の沿革に伴ひ推移し來りたるものなり。卽ち從來本島に於ては、臺灣民事令の委託を受けたる府令を以て、內地施行の法令中本島にも施行するの要あるものは、之に據ることを定むるの例により、保險業に就ても府令を以て前述「保險業法」に據ることゝし、明治三十三年三月府令第二十三號を以て「保險會社に關する細則」を定め、次て七月府令第五十八號を以て「保險業法施行規則」を定め同時に前細則を廢止したり。又同年十一月府令第百五號を以て「外國保險會社に關する件」を定め、後大正二年二月一日施行規則及本則を改正したり。然るに大正十二年一月一日民商法の施行と共に、勅令第五百二十一號を以て保險業法も亦本島に施行せらるゝに至れり。是に於て同日府令第二十一號を以て「保險業法施行規則」を、同第二十三號を以て「外國保險會社に關する件」を定めたり。是れ卽ち本島に於ける保險業監督に關する現行法規なり。

Digitized by Google
Original from
UNIVERSITY OF MICHIGAN

二　現況

本島に於て保險事業を營むには、總て臺灣總督の事業免許を受くることを要するものにして、之に依りて現に免許を得たる會社は、生命保險二十四、損害保險二十九、計五十三社の多きに及ぶ尚は此の外に既に免許を受け廢業したるもの火災一、生命三十四社ありと雖も、其の經營の態樣は一樣ならず。其の本據地は大部分内地にして、本島に於ては代理店に依るもの最も多し。此の態樣に依り區別すれば即ち次の如し。

イ、本島に本店を有するもの	二	五三
ロ、支部、支店若くは事務所を有するもの	七	
ハ、出張所を有するもの	七	
ニ、代理店に依るもの	三三	
ホ、營業見合せ中のもの	四	

而して代理店の總數は六百餘の多數に上る。又之を會社の組織の上より觀るときは、損害保險會社は孰れも株式組織なるも、生命保險會社二十四社中には、相互組織のもの五社を有す。而して保險の種類より觀れば、生命保險中には徵兵保險を含むのみなるも、損害保險の種類に至りては多種多樣なり。即ち

1 火災保險のみを營むもの	九	二九
2 海上保險　同	三	
3 火災、海保上險を兼營するもの	八	
4 火災、傷害保險　同	二	
5 火災、海上、運送保險　同	六	
6 火災、海上、運送、傷害保險	一	

本島に於て保險事業を營む會社は極めて多數に上ると雖も、本島を本據地とする會社は此の中僅かに二社

Digitized by Google　Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

にして孰れも損害保險を目的とす。即ち臺北州基隆街所在發動機船保險株式會社及び臺北市所在の大成火災海上保險株式會社にして、前者は發動機船々體及之に附屬する物件の海上保險を營むを目的とするものにして、大正八年十月資本金二十萬圓(四分の一拂込)を以て創立せられ、同年十二月事業免許を受けて開業したるものなり。同社事業經營の地域は臺灣全島に及ぶも、現在は基隆一圓に於て之に從事するのみ、然かも其の事業成績は新設匆々としては概して良好なりと言ふべき乎。後者は大正九年一月創立總會を了し、翌年三月火災及海上保險の事業免許を得、同年四月より臺灣に於て火災保險のみを開始したり。其の資本金は五百萬圓(四分の一拂込)なり。同社は又內地に於ても事業を營まんとし、創立以來之に關する準備を爲し、總督府及會社は屢々農商務省と折衝を重ねたるも、九年十年中は遂に免許を得るに至らず。十一年二月に至りて漸く免許の指令を受け、同年五月より內地に於ても同樣火災保險を開始したり。同社創立後の業績は概して順調にして、殊に這般の關東地方の大震火災に當りては、逸早く自力を以て一割の任意出捐をなし、其の名聲頓に揚り、爾來其の業績は愈々進展し、大正十三年末の契約高は四萬四千三百八十三件一億五千百三十二萬一千二百二十一圓の目覺ましき發展振りを示し、啻に斯界のみならず、一般世人の大なる囑望の的となるに至れり。尤も同社に於ては一般經濟界の不況に鑑み、臺灣內地共海上保險は未だ開始するに至らず。

尙ほ本島に於て、明治三十三年七月、家畜保險株式會社なるもの設立せられたりと云ふも、其の詳細に渉りては資料の徵すべきものなきを以て不明なり。

次に各種保險の成績を其の契約狀況より觀るに、大正十二年十二月末現在に依れば(大正十二年大震火災に因り書類を燒失したる會社の整理遲れ爲に報告出揃はず隨て最近の成績を揭ぐる能はざるを遺憾とす)生命保險に於ては三萬六千四百四十七件、四千二百十二萬一千二百十二圓を示し、別表に見るが如く逐年增加

Digitized by Google
Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

の趨勢を辿りつゝあり。傷害保險は未だ見るべきものなく、會社數も僅に三社なり。其の契約高亦少く、隨つて保險に關する諸觀察を爲す資料としては充分ならず。火災保險は其の進步の跡誠に歷然たるものあり。同年末に於て一萬三千六百六十五件、一億三千九百十萬三千二百七十一圓を算し、將來益々發展の兆あり。海上保險の成績に在りては、本島のみの事情に因ることなく、其の關する所極めて廣く、特に貿易、海運等の影響を受くること大なる關係上、自ら其の消長に隨ふこと多し。卽ち大正五年乃至七年の交、歐洲戰亂の餘影を受けたる本邦海運界の所謂黃金時代最も好況を呈したり。而して十二年末現在契約高は二百六十八件二百八十六萬七千三百三十三圓を示したり。

尙ほ右には何れも各年末現在契約に就き述べたるも、各年中の新契約狀況は本業の盛衰を知るべき重要資料にして、殊に火災、海上保險の如く比較的短期の契約を締結するものにありては特に此の感深きを以て、左に大正三年乃至同十二年末に至る十年間に於ける契約高竝に新契約等の增加の狀態を示して參考に供すべし

ロ生命保險

年次＼種別	會社數	新契約及其他の增加 件數	新契約及其他の增加 金額	年末現在契約 件數	年末現在契約 金額
大正三年	一八	五、八八九	円 四、九六六、二九九	二一、五四二	円 一八、六〇三、九〇六
同四年	一八	四、六一二	四、一六一、〇三四	一九、七九一	一七、〇一三、五五六
同五年	一九	四、九九一	四、一九七、〇一五	二〇、三三五	一七、四八一、五二八
同六年	一九	五、八九一	五、二二二、九五四	二一、一九六	一九、二一八、七九一
同七年	一九	七、四一〇	六、六七五、八〇一	二四、五八九	二一、八六六、一〇五
同八年	一九	九、七九八	一〇、〇九四、四四〇	四〇、四一五	二八、三八四、九五二
同九年	二一	一〇、九九五	一二、四七六、八九五	五六、四四六	三六、三四二、八九六

同　十年	二〇	七、九七四	九、八九六、二一〇	三七、一六四	三八、四〇七、四八七
同　十一年	二〇	七、[illegible]六	一〇、三五八、一二四	三六、九五五	四〇、三九三、八四九
同　十二年	二〇	七、二三六	一〇、四六一、七〇一	三六、四四七	四二、一二一、二一二

口傷害保險

種別 年次	會社數	新契約及其他の増加 件數	新契約及其他の増加 金額	年末現在契約 件數	年末現在契約 金額
大正三年	二	一八六	円 八七三、五〇〇	一二八	円 二六二、五四二
同　四年	二	二九九	四二九、七〇〇	六四	一八〇、九五二
同　五年	二	一〇五	一八三、〇〇〇	八〇	一二三、五九〇
同　六年	三	七八	一二一、〇〇〇	三七	五二、九九〇
同　七年	四	一〇五	一一九、〇〇〇	七二	七七、九三〇
同　八年	五	一〇一	一五三、五〇〇	五九	九四、八九二
同　九年	五	四八	一二三、六〇〇	一〇	一五、二一四
同　十年	三	二五	五八、〇〇〇	三一	四七、六〇八
同　十一年	三	二六	七五、五〇〇	三三	六二、一八六
同　十二年	三	八	四三、〇〇〇	二	四三、六八六

口火災保險

種別 年次	會社數	新契約及其他の増加 件數	新契約及其他の増加 金額	年末現在契約 件數	年末現在契約 金額
大正三年	一〇	三、九五〇	円 三三、三一五、〇四〇	三、四九八	円 二一、一五五、四七三
同　四年	一〇	五、六〇一	四六、〇七三、〇八〇	四、九八〇	二六、四九九、九九五
同　五年	一〇	六、五四六	五二、九九七、九二三	五、一四〇	三〇、七五六、〇五二
同　六年	一〇	一三、五一三	七五、六一〇、一五九	五、八八一	三五、六八三、五三一

年次	會社數	新契約及其他の增加 件數	新契約及其他の增加 金額	年末現在契約 件數	年末現在契約 金額
同 七年	一〇	一四、六六九	八九、九七七、五一〇	六、九三五	四二、五四九、二八〇
同 八年	一三	一二、四八五	一二四、三三六、五九四	七、一九八	八五、四四五、九六二
同 九年	一七	一四、二六七	二〇六、二〇四、七九七	八、九四七	七九、〇九五、五二八
同 十年	一九	一九、五八〇	一九一、六五九、二二六	一一、五〇五	九九、一一〇、八四五
同 十一年	二〇	二〇、九五六	一九二、七〇八、七九四	一四、〇七五	一二七、〇六七、一五五
同 十二年	二〇	一九、二三五	一八〇、九五七、七四四	一五、六六五	一五九、一〇三、二七一

□海上保險

種別 / 年次	會社數	新契約及其他の增加 件數	新契約及其他の增加 金額	年末現在契約 件數	年末現在契約 金額
			円		円
大正三年	四	三、九七四	三六、四二〇、五七三	二一八	三一三、二六三
同 四年	五	五、九〇六	四八、五一〇、六一八	二〇五	一、八七八、三〇九
同 五年	六	七、〇四四	五五、六九一、九五九	二六八	二、九九三、九四三
同 六年	六	六、三七七	六九、七二三、八四一	二一九	四、二六三、二四〇
同 七年	七	六、五八五	七九、五一二、七二六	一八五	二、四〇九、四五〇
同 八年	九	七、二六五	一〇四、二六三、七八八	三八四	五、〇八二、四二八
同 九年	一一	六、八七一	一一〇、七四〇、四六八	二七六	二、一二九、六三一
同 十年	一一	七、九二〇	七一、九二九、六一三	二九一	二、〇七三、八七八
同 十一年	一三	九、四四八	八七、九一五、四七三	二五〇	一、七二三、五一三
同 十二年	一三	九、八六九	八八、七一六、八一四	二六八	二、八六七、三三三

次に生命保險に於ける被保險者種族別並契約金額に關する最近の調査に依れば、內地人に於ては千圓以下五百圓を超ゆるもの最も多く、一萬一千二百八十件中六千四百三十四件卽ち全契約の半數以上を占む。本島人に在りては五百圓以下三百圓を超ゆるもの最も多く、三千五百六十八件中千六百六十件にして千圓以下五百圓を超ゆるものゝ契約數より百十三件多き事となる。而して是等の一件平均金額は內地人一、一三九圓にし

て本島人は九〇四圓なり。是に由りて觀れば、二百三十五圓の差を有する譯なり。而して又た內臺人の契約加入狀況より觀れば、內地人千件に對し本島人は五百三十九件にして、又內地人の契約高一、〇〇〇圓に對して本島人は僅に二五一圓に過ぎず。更に之を內地人十六萬人、本島人三百六十萬人として對比するときは其の差は殊に著しく、卽ち內地人は在住者の全人口に對し約〇、〇七卽ち百人に七人の加入となり、本島人は〇〇〇〇七卽ち一萬人に七人の割となる譯なり。

次に全契約を一〇〇として其の割合を算出すれば**件數**に於ては

內地人　七六パーセント　本島人　二四パーセント

金額に於ては

內地人　八〇パーセント　本島人　二〇パーセント

となる。由是觀之、本島人に對しては契約獲得乃至保險思想の普及に關し、相當努力するに於ては其の開拓の餘地充分存するを痛感すると共に、本島人並に當業者の一段の自覺と奮起とを切に望まざるを得ざる次第なり。

左に**生命保險**に關する被保險者種族別及契約金額區分表を揭げて參考に供せむ

口被保險者種族別及契約金額區分表　（大正十二年六月末現在）

種族別／契約金額別	內地人		本島人		計	
	件數	金額	件數	金額	件數	金額
百圓以下	二五	二、三八四	〇	〇	四八	四、六三三
二百圓以下	四〇	六、九八七	四	七六五	八一	一四、八八八
三百圓以下	一三八	四一、三二七	二〇	五、四九八	二五六	七三、四二五
五百圓以下	三、一一四	一、六二一、五九五	一、六六〇	七〇〇、七四五	六、一五三	三、〇七一、〇四〇

千圓以下	六、四六四	六、四二一、一〇一	一、六四七	一、五二八、四〇〇	二、六〇〇	二一、五四六、八四二
二千圓以下	九五五	一、七八八、五八一	一九三	三五五、四〇〇	一、六九九	三、二三五、六五一
三千圓以下	二八四	八四四、四一四	九〇	二五七、五〇〇	五二六	一、五五六、九一四
五千圓以下	二〇七	一、〇〇二、五五五	四四	二一四、〇〇〇	三九七	一、八三四、一四四
一萬圓以下	八九	八三六、八五〇	九	八一、〇〇〇	一三三	一、二四八、八五〇
二萬圓以下	三	二四、〇〇〇	一	一五、〇〇〇	一六	二四〇、〇〇〇
三萬圓以下	一	三〇、〇〇〇	—	—	一	三〇、〇〇〇
四萬圓以下	—	—	—	—	—	—
五萬圓以下	一	五〇、〇〇〇	—	—	一	五〇、〇〇〇
五萬圓以上	—	—	—	—	—	—
計	一二、三八〇	一一、八四七、七七三	一、五九八	二、三二八、五三一	二〇、九〇〇	三六、八三五、一八六

備考　一、内地人本島人の區別を設けず報告せるものあり計はそれ等總ての合計なり故に縱の計は不符合の欄あり
二、調査困難の爲一、二社より報告し來らさるものあり、卽ち本島に於ける全契約に非すと雖も大數を觀るには支障なかるへし
三、右の外徵兵保險契約あるも斯は本島人契約全く無き爲本表には之を除外す

三　將來

扨て以上述ぶるが如き臺灣の保險業の將來は如何。之に關し聊か所見を述べむ

●生命保險　本島は熱帶若くは亞熱帶地なるが故に内地に比して氣候可ならず、健康狀況不良なりとの憶測の下に、領臺當時は生命保險會社の事業開始を躊躇せしは既述の如し。而して其の保險料率の如き内地と之を異にせる實例ありしも、今日は其憂全く去りて同一地歩に立てり。大正十二年末に於て契約高四千二百有餘萬圓を算すと雖も、主として本島在住内地人方面にして本島人方面に付きては開拓の餘地綽々たり。惡辣なる勸誘員に依る欺惘的手段を弄することなく、著實なる募集方法を以て本島人間に向ひ努力せんか、必ずや

Digitized by Google　Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

良好の成績を收め得べし。先の統計に現はるゝが如く未だ本島人は保險思想幼稚たるを免れず。危險の社界負擔を根本觀念とする保險を進んで歡迎すべくもあらず。保險の本領を解せざる時に當り、偶々不健全なる契約募集に依り、或は募集員に保險料を詐取され、或は契約不履行に終りたる事往々ありたり。斯の如きは累を其の社に及ぼすのみならず、延ては保險其の者の本領を傷け、本島保險業の發達を阻害する事多大なり。保險勸誘員の指導宜しきを得るは勿論、保險思想の涵養に各社共同して努力するを必要なりと思料す。

傷害保險　業績は啻に臺灣のみならず、內地將又世界に於ても遲々として振はず、之れ其の統計上に困難を感ずると、營業上の經驗少きに因るが如し。然れども傷害保險は、其の必要の點に於ては決して他の保險に優るとも劣るものに非ず。將來大いに研究を重ね、一面其の必要なる所以と共に、該保險の本領を普及せしむる時は、大いに効果あるものと思料す。

火災保險　近年長足の發展を示し、十二年末に於て其の契約高一億三千九百餘萬圓に達す。本島に於ては從來其の目的物たる家屋が、煉瓦造、土塊造、等の不燃性構造のもの多く、隨て火氣を取扱ふこと少き爲め火災の危險に犯さるゝこと極めて稀なれば、此種保險は頗る有利の事業なり。而して近年家屋の構造內地式に進移し木造等の可燃性材料を用ふる者増加し、又各種事業の勃興と共に可燃性材料に依る工場、倉庫等を建築するもの出て來りたりと雖も之等の工場主若くは商人等にして流動資本を要する者に在りては、動産、不動産に資金を固定せしむるは苦痛且不得策なるを以て、之を擔保として抵當權を設定し、銀行等より流動資本の供給を受くる必要條件として、其の家屋に火災保險を付すべく餘義なくさるゝの結果、近來火災保險契約增加の傾向あり。普遍的に契約獲得の上に一段の努力を爲すに於ては、將來發展の餘地大なるものあるを信ず。

Digitized by Google　Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

海上保險　最も古き沿革を有し、既往に於て殊に財界好況時に於て、大いに發展すべかりしものと觀せられたるに拘はらず事實は之に反したるが如し。然れ共海上保險の消長は貿易の盛衰と密接の關係あるを以て、今後に於ける貿易關係に從ひて如何に變化すべきや豫測し得ずと雖も、臺灣內地間の移出入貿易以外、對岸及南洋貿易の漸く勃興せんとするに際し、海上保險の必要其の度を加ふると共に、海上保險は單に航海に關する事故に因りて生ずることあるべき損害を塡補することを契約するのみならず、一面商取引上に於て、例へば船荷證劵或は貨物引換證の發行等に於て、必要缺くべからざる關係を有する等の關係上、本島貿易商業の發達と相俟て、將來發達を期待し得べきを疑はず。

Digitized by Google　Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

最近汕頭の商況

――大正十三年の概要――

殖産局商工課

▼南洋護謨不況と內地動亂の爲め一般市況不良なり――▼軍費の誅求及交通の不便に依り金融逼迫を告く――▼綿布及毛織物共に不況なり――▼豆粕移入業者何れも損失を招けり――▼洋品家具類取引は比較的好況なり

●概況　汕頭は近來市區改正、道路擴張等に依り外觀を一新し南支有數の都市たらんとする活況に在るも、商業方面に至りては遺憾ながら之に伴はず、各商外觀強硬なるも內實頗る辛苦の色あり。是れ護謨市價の下落に依る新嘉坡・暹羅・爪哇・方面の不況が南洋と密接の關係を有する當地大商店に與へたる影響竝に內地動亂、卽ち江西の半年に涉る騷亂、二年に涉る東江の戰爭、上海兩次の兵燹等、皆均しく汕頭商業の盛衰に甚大なる關係を有するに因るものなりとす。

●金融　軍費の誅求に依り金融逼迫し、又た交通の不便は貨物の運輸を阻滯し金融に無形の障碍を與へ、大銀莊は一般に貸出を引締め、爲めに日歩は九厘に上り、各銀莊は基本準備金の不足を告け、遂に小銀・香港紙幣・龍銀等の低落して、地方通貨たる汕銀は龍銀より騰高するの現象を呈せり。是れ經濟界の不安定を語るものにして、大資本家が小資本家を壓倒する手段と爲り、二年以來銀莊業者は何れも巨利を占むるに反し、小資本家は銀莊の融通を受くるの止むなきに至り、其利得は全部利息に取り去らるゝの窮境に陷り、爲めに各商は金融上の獨立を得んとし、小銀紙幣を濫發するもの激增したり是れ汕頭金融界の現狀なり。

●織物類　當地需要の綿布類は大部分上海より移入に係り、右の外孟買品又は日本品にして香港經由輸入す

Digitized by Google　Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

るものあるも、此等は總移輸入高の百分の一に過ぎず、次に綿布類の需要方面を觀るに、當港移輸入綿布類は大部分興寧縣地方に於て消費せらるゝものにして、潮安縣及澄海縣內に於ける需要高は興寧縣需要高の五十分の一に過ぎず。故に當地方綿布取扱業は興寧の市況を觀ること緊要なりとす。當年中は時局の爲め福建・江西・湖南地方との取引良好ならざるが故に其取引は頗る不況に終り、更に齊燮元上海に於て開戰の爲め人心動搖し、綿價下落し在荷過多と爲り、當業者何れも周章狼狽し、又染色布類は外省より入荷なく、竹糸布漂白布等多量輸入したる爲め、土產綿布業者は皆損失を招き、織機業者は作業を中止するの止むなきに至れり。是れ外國綿布の土產綿布壓迫の實況なり。汕頭に於ける織布業は何れも不況にして又縫衣商も局面轉換の策なし、織物商にして毛織物類を持荷するものは多く物價高騰の際買入れたるものなるを以て值高く、又今冬獨逸瑞西等より多量の毛織物入荷ありたるも遲著の爲め時期を失し、廣東毛織物洋商にして之を購入するものなく、九龍倉庫に推積せられ居り、汕頭商人又舊年內に荷捌困難なるべきを悟り敢て購はず。爲めに當地の毛織物類は騰貴して廣東に比し四分の一、上海に比し三分の一高を唱へ、新春新荷來らば更に大蹉跌あるべしと傳へらる。

火船行 火船行とは自己所有船又は傭船を以て自ら他港と直輸出入に從事するもの、稱にして、主として米・豆・油・砂糖・落花生・芝麻・豆粕等を取扱ふ。當年中各火船行は一般金利高と市況不振とに依り著荷するや賣捌に焦りたるも、何れも成績不良にして百萬元以上の損失を招きし由にして、今冬蔗糖出盛の際、偶々上海の兵變ありし爲め豆粕商は砂糖商に資金の融通を仰ぎ、何れも苦聲を發せざるものなし。

洋品及家具類 汕頭に於ては洋品類の需要連年勃興し、獨逸品も漸次市場に顯はるゝに至れり。本品類に付香港及廣東と取引するものは打步及利息に於て共に利益を占めたり。是れ廣東及香港との取引は六十日勘定なるに反し、汕頭に於ける取引は三十日勘定なるを以て荷捌き早ければ、百元に付月三元の利息上の利益を占め得べし。其他酒藥品等均しく平々無奇にして值段可なりと雖、著荷尠く荷捌き困難にして損得共に鮮少なり。—(在汕頭領事代理內田五郎報)—

蘭領東印度に於ける灌漑事業と跳躍的復活せる其の農業

越村生譯

灌漑事業

爪哇(マヅラ島を併せたる)は今日蘭領東印度諸島中最も重要なる地位を占むるを以て、今日迄灌漑工事の築造されたるものも主として爪哇に於て成されたることは何等怪むに足らず。事實從來外領(爪哇及マヅラを除く他の東印度諸島)に於て斯種事業の竣成したるもの殆んど無く、同地方に於て灌漑水利事業の著目されたるは實に最近の事とす。故に以下概説せんとするものも全然爪哇に關するものなり。蓋し今日迄外領に施設されたる灌漑水利事業とても事實爪哇に於ける夫と同一原則に基けるを以てなり。

一　爪哇の河川

爪哇は東西に長く南北に短く大山脈中央を縱貫するを以て河川は總て流路短し。最も大なるソロ河は流路殆んど爪哇を横に貫流するも、其流域僅に一五、四〇〇平方粁(五、九五〇平方哩)に過ぎずして、其延長五四〇粁(三四〇哩)、爪哇第二の大河なるブランタス河は延長三一〇粁(一九〇哩)にして流域一一、〇〇〇平方粁(四、二五〇平方哩)を有す。爪哇の河川の特質として流量少く、東季節風期(乾燥期)屢々河水全然涸渇す

Digitized by Google　Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

ることあり、されど西季節風期(雨期)豪雨忽ちに起り河川の洪水氾濫を作ふ。然れども東季節風期にも又多量の流水あることあり。又た突發的洪水を除きても、流域の地勢良好なる時は水位は可成高度を保つことを得るの事實はボンドジユド河の立證する所にして、同河はテンガー山脈の南東傾斜面に發し東季節風期の水位は西方季節風期の夫れと伯仲す。(二分ノ一對三分ノ二)又他の理由即ち流域の土壤は時々東季節風期の水位に好影響を與ふ。

クルット山の傾斜面及其新しき火山質物よりなる疎鬆なる表土は著るしく含水量を有すと稱せらる。此活火山の泥砂流に於ては水は深く地中に滲透し再び麓の泉井地方に現れ出で其水準は十一月に至りて僅かに下降し初む。メラピ及スラマット山は共にテンガル山の北方傾斜面に同じく泉井に富むと稱せられ兩山上特に含水量豐富なる數箇の泉井海面を超ゆる數米突に達すと。概して東季節風期と西季節風期との間の水位に大河に於てすら大なる差異あり。

新しき開墾地の耕作せらるゝもの增加せると、其結果森材の伐採せらるゝ爲め雨量は極めて不規則となり居れるが、之れ爪哇に於て最も明かに認められ得る現象なり。

今左に爪哇の重なる河川に就き詳細を記さん。

名稱	州名	流域面積(單位平方哩)	一秒間の近似流水量(單位立方呎) 普通大水量	特殊の大洪水量	普通最小水量
チユジユン	パンタム	六六五	三五、〇〇〇	六二、〇〇〇	七〇
チタルム	プレアンガー及バタビヤ	一、五〇〇	四〇、〇〇〇	—	九九〇
チマヌク	プレアンガー及チエリボン	一、三八〇	二五、〇〇〇	四二、〇〇〇	六〇〇
ペマリ	パカロンガン	三四〇	二五、〇〇〇	六三、〇〇〇	二五〇

チョマル	ペカロンガン	二九〇	二〇,〇〇〇	六九,〇〇〇	六〇〇
トウンタン	サマラン	二四〇	二五,〇〇〇	三九,〇〇〇	六〇〇
セラン	同	三二〇	一八,〇〇〇	七〇,〇〇〇	六〇〇
ソロ	スラカルタ、レムパン及スラバヤ	五,九五〇	七〇,〇〇〇	九〇,〇〇〇	八一〇
プランタス	パスルアン、ケデイリ及スラバヤ	四,二五〇	四〇,〇〇〇	六〇,〇〇〇	二,八一〇
サムペアン	ベスキ	四八二	一八,〇〇〇	九五,〇〇〇	五九〇

川幅は概して廣からず稀に二百呎乃至四百呎以上のものあり。水深夫々非常の差異あり、例へばソロ河の下流に於て干潮の際、數粉より十米突位に上り。ソロ河の干滿の差異は河口より四〇粁の場所にて六米突に達す。

爪哇の如き國、特に主として疎鬆なる火山土を含み濕氣強き熱帶圏内の高地々方に於ては、豪雨頻々たる關係上河水は勿論多量の浮游沈澱物即ち泥土砂礫を流出す。

泥土の最高含有量はソロ河下流に於て一立方呎六オンス、セラン河は三オンス十六分の十にしてブランタス河は——一九一九年五月二十日クルット山噴火後の特殊狀態を除き——一立方呎一オンス十六分の十一なり。和蘭本國に就て見るにグラヴのマース河は二オンス、ゴリンヘムのミルウェデ河は一オンス八分の一なるに米國ニューオレアンス州のミシツピ河は二オンス十六分の十一を示し居れり。されど泥土含有平均量は限度以上に著しき差異あり。即ちソロ河としても毎年平均一立方呎二オンス四分の三、ライン河は十六分の一オンスなり。故にソロ河の泥土はライン河の二オンスに對し僅に一オンス三十五の比重を有する點より見て、ソロ河々水はライン河の夫れよりも約六十倍の泥土を飽和するもの、如し。更に一年を通じて全河底に泥土を流散するものとせば、河水涸渇せる際に一・五粍の厚の一層を構成すること、なるを以て、ソロ河は約一

Digitized by Google
Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

粍河底を低下せしむるに八箇月を要す。ガッピー氏の說に依ればポ河は一粍河底を低下するに二年・四を要し、テムズ河は三十二年・二、ライン河は六年四箇月を要すべしと。ソロ河下流の泥土は六分、ブランタス河下流の夫れは二割一分の砂礫を含有す。

爪哇の河川は泥土含有量多きを以て河水汎濫後に於ける下流の兩岸には高き泥洲を構成す。爪哇の北海岸の大河川は、總て三角洲を構成し此三角洲は大抵海中深く突出し又屢々急激に擴大することあり。一例としてチマヌク河三角洲は最近四十箇年間に三粁の增大を認められ居れり。

低地に於ける河川の幅員の絕えず擴大し、水位の上昇することは人口の增加及農業の發達に連れて一層の障礙を生ずるに至れる結果、低地の各所に堤防の築造を爲すに至れり。

最初土人は殆んど各地に於て全然地方的利益を增進する意味にて自ら原始的の簡單なる堤防を築造し始めたれども各地共河溝に餘りに近接して築造され居れり。

爪哇の南海岸にては海の水深大なると浪波强烈なる爲め三角洲の構成せらるゝを見ず。

二　農業と土人の灌漑工業

灌漑水利事業を說くに當り、灌漑制度の關係する範圍内にて先ず農業に就き多少述べざるべからず。土人の生產する重なる農作物は米にして之れ土人の主食物なり。

爪哇の米作法に二種あり、卽ち一は灌漑の便なき土地に作るものにて、實際今日尙人口稀薄なる山地に僅に行はるゝもの、二は重要なる方法にて灌漑せる米田に米作するものにして耕地は水を阻止する爲め低き畦にて圍まれたる平面段階設けらるゝものなり。此米作は大部分雨水に依るも、可能なる場所には灌漑を適用

Digitized by Google　Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

す。雨水に依る米田は優良なる作物を生産すれども、雨量は兎角變化し易く、更に泥土及泥土に含有せらるゝ物質の施肥作用を殆んど失ふの恐あり、即ち灌漑用水に依りて流失せらるゝなり。

爪哇の雨量は英領印度に比し潤澤にして、定時に飢饉を生ぜしむる大旱魃の如きは前述の理由にて爪哇に幸に其例を見ざるも、灌漑水利は米作に最も必要なるものと一般に認められざるべからず。

米田は平地並に高き山地(三四千尺の高所まで、夫れ以上は米作に適せず)に設けられ、四十五度の傾斜面に於ても爪哇人は容易に米作用として段階耕地を設け居れり。畦に圍まるゝ米田の面積は夫々相違し平地に於ては數平方米突より數バフ(一バフは一英町四分の三即ち七、一〇〇米突)に達するものなり。

爪哇の灌漑せらるゝ土地に於ける第二の農作物は歐洲人經營の甘蔗栽培にして、蔗苗植付の東季節風期に適當に灌漑給水し、次の東季節風期に生産せる甘蔗を壓搾することは爪哇の甘蔗栽培上の一要件とす。灌漑なき土地の歐洲人蔗園に於て甘蔗を植付くるもの殆んどなく若し斯る土地に植付くる場合にても、疎鬆なる土壤と水位高きを必要とす。

充分の水を得らるゝ地方にては土人は又た再び東季節風期に米を植ゆるを以て、或る地方にては毎年二回米の收穫せらるゝ所あり。東季節風期充分の水を得られざる地方重粘なる土壤には何物をも栽培せず、之に反し土壤輕鬆なる場所には、所謂次期作物として大豆、キャサバ、落花生、ソャ豆、甘藷及び之に類似の作物を植え、又稀に煙草、印度藍及び棉花を植ゆることあり。

灌漑水利は數世紀以降爪哇に於て講せられ來れるものにて、最近或程度發達の域に達し居れりと雖も、土人固有の灌漑工事は幾多の缺陷を有するのみならず、土人は從來外國人の援助を得ずして灌漑用に大なる河川を利用する能はざりき。

Digitized by Google
Original from
UNIVERSITY OF MICHIGAN

土人の灌漑方法の缺點とも云ふべきは、第一、河川に築造する堰の主として構造原始的なる爲め、絶えず缺壞せらるゝ結果、其場所の河床及河岸は漸次全然破壞せらるゝこと。第二、取入口開渠なる爲め上げ潮氾濫のときは多量の河水一時に濫入し、水路を著く破壞するのみか更に本來の給水路を變じて新しき河川の支流とし、本來の河床は漸次其排水力を失ふに至らしむ。第三、本來の水流を堰止めて幹線灌漑水路に横斷排水路を設け、他方大抵全然餘水吐を造らざるか又は極めて不充分のものを作ること。後述の二缺陷は之に依りて灌漑水路が唯に大破せらるゝのみならず又た屢々平地に大洪水を生せしむる原因となる。第四の缺陷は平坦なる地方にては絶えず給水と排水との間に何らの差異を設け得ざる爲め土壤主として粘土なる或地方にては排水を妨げ作物は病害を受くると共に他方給水は又た絶えず餘水の爲め妨害せらるゝ結果、簡單なる堰は破壞せられ又は全然流失せられ去るなり。前述の缺陷の結果、殆んど總て土人の築造せる大灌漑工事は久しきに亘り漸次崩壞し、絶えず大なる障碍を起しつゝあり。

爪哇固有の簡單なる灌漑事業の多くは將に山丘地方に今尚存在すると雖ども、其殆んど大部分は今日技術的管理の下に置かるゝを以て前述の缺陷は速に更正せられ得べし。

三　舊式の灌漑工事、灌漑制度の發達

一八五四年土木局の設立せらるゝ以前に於ても政府は絶えず多少とも灌漑制度を改善したるも、當時和蘭人土木技師は地方的事情特に河床、雨量、河口に關する詳細なる知識なかりしと、熱帶地方洪水の威力に關し充分の經驗を積まざりし爲め、常に彼等の努力の奏功するものなく。當時築造されたる數箇の灌漑工事にして今日まで存在するもの、内主要なるものはスラバヤ州のブランタス河三角洲の面積四八、〇〇〇バフに

對する水路改善事業なりしも、此大工事も單に幹線給水路を造りたるのみにて、完全なる灌漑制度を構成せざりき。其後三十年を經て、初めて全然技術的考案設計の下に築造されたる灌漑工事は、即ちスマラン州のデマク河給水工事にして、其目的は從來再三同地方に飢饉を齎せる大不作を今後防止せんとするにありき。一度此工事完成と共に世人の注意を喚起し爪哇に於て將來全然技術的に設計せらるべき灌漑工事の好見本とせらるに至れり。

一八八五年以降稍々遲々たるの觀ありしも完全なる灌漑工事は絶えず築造せられたり。如斯遲々として大進歩を見ざりし原由は世人のみならず政府が利益よりも却つて多くの費用を要すてふ意見を久しく抱きたりしに因るものにして。蘭領東印度に於ては從來灌漑用水に對し何ら使用料金を徴收し居らざるのみならず灌漑工事施設後に於て農作物の增收が增加せる政府の歳入中に明示されずと云ふ理由は確に前述の如き不都合なる意見を一般に抱かしめたるものと云ふべし。

最近數箇年に於て優秀なる灌漑制度の必要の益々一般に認められ來れることは、給水及排水工事に費消せらるゝ經費年額に見て明かなる所にして、此經費も歐洲大戰勃發當初稍々減少せるの觀ありしも其他に於て著しく增加し來れるが最近數年間に於て政府經費節減の爲め不幸にも再び減少するの止むなきに至れり。今左に最近九箇年間の灌漑工事經費を示さん。(單位盾)

給水及排水工事經費

年次	築造費	調查費	一般維持費	修繕費
一九一四年	五、三八九、三九二	四四八、〇七四	七一〇、五三三	七九、二六八
一九一五年	四、三四七、七七五	三二九、〇〇八	二、〇七九、八八〇	一〇八、七八七
一九一六年	五、〇九三、四三一	四一四、二九四	一、五〇四、五八六	一四三、九〇一

Digitized by Google　Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

一九一七年	六、二九四、一三六	四四〇、五八五	一、三五二、三二六	一四五、〇一九
一九一八年	七、二七五、一二九	四八四、四一〇	一、四六六、五七一	一八五、二九〇
一九一九年	七、六九六、一七二	四六〇、八七五	一、六五八、四五八	五四八、五八七
一九二〇年	八、五〇一、九〇四	六二〇、一一五	一、八五七、七八〇	五九九、五七五
一九二一年	八、八〇五、五〇六	六四七、一七五	一、七九二、一五〇	四九八、六六五
一九二二年	五、五八六、六八二	四四六、三五九	二、〇二六、〇四三	五二四、八四二

四、灌漑區の設置

一河川に依り灌漑せらるゝ地方を數箇の給水本管區に分ち、一本管區も普通排水路にて境界せられ、其廣さは田畑の狀態に依りて異なる。本管區を更に數箇の給水支管區に分つ。此支管區は最近出來得る限り約百五十バウと限定せられ、灌漑水は直接所謂支管區水路より灌漑すべき土地に導かるゝなり。

水は堰を設けて河川より取入門を經て幹線水路に引き、更に配水門に依りて本管區水路に分ち、小取入門に依りて支管區水路に導く、灌漑水路と道路及び河川と交叉する場合暗渠、開渠又は橋梁を以てし、多量の雨水は幹線水路より排水門に依り排出して排水路に導く。最後に灌漑水路は必要なる場所に水量計を備へ灌漑用水を各種の水路に分配するに便ならしむ。使用せる灌漑用水及び雨水排出の爲めに一灌漑地方は更に必要なる數箇の排水路を設く。

五　必要水量　水路の容水能力

水路の容水能力は多量の灌漑水を要する農作物卽ち米に依りて調節せらる。卽ち此作物に對しては米田に水を滿し或期間其儘排水せずして水を蔽ひ置く必要あるを以てなり。之れに要する水量は主として土壤如何

Digitized by Google　Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

に依る。卽ち第一に土壤の鬆性更に土地の句配及び地下水の高さに依るものにして地下水の高さは又た地方的降雨量に關係を有す。

植物が成育中吸收する比較的僅かの水量及び蒸發に依り失ふ所の水量（西季節風期一バウ一秒間〇・三二リットルなり）とは米の發育する西季節風期中全爪哇を通じ實際不變と見做すことを得れども、地中に滲透して姿を沒する水量と全然其量を異にす。此變じ易き水量は、卽ち種々の灌漑地域に要する水量が屢々著しき差異を生ずる原因なり。概して全灌漑期を通じて一封度乃至一封度二五（一秒一バウに付いてのリットル）の給水は平地には充分なる水量と見做すことを得るものなり。米作上必要なる水の引込經路の一例としてペカロンガン州ペマリ河灌漑地域の引込經路を玆に敍述せんと欲す。

農作當初先ず苗代の仕事に水を必要とす、苗代は普通植付總面積の約八分の一乃至十分の一とす。普通の大さの苗代を造るに二週間を要し此間苗代一バウ當り二十四時に付き三五封度の水は充分乾燥せる土地を濕すに必要にして、一度濕潤ならしめたる後にも最早多量の水を要せず。此水量は八分の一に二十四分の三十五を乘ずる卽ち〇封度三の幹線水路への給水量と一致す。

移植前苗の苗代にある日數は四十五日にして、卽ち米田を耕作するに用ひらるゝ期間なり。此米田耕作及び移植に對し四十五日間は一封度の給水を必要とし、其後三箇月間は〇・七封度を要す。其後稻の成熟に數週間を要すれども全然給水せず。

一灌漑制度の種々の幹線水路を同時に非ずして種々の時間の間隔を置きて米作を開始する數區に結合するときは給水河川の流水狀況に對し可及的多量の水量を得らるゝと共に他方又た幹線水路の給水能力を制限することを得。ペマリ河灌漑地域は五箇の前記區に分たれ、此區は夫々半箇月の間隔を置きて農作を開始すれど

Digitized by Google　Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

も唯其内二區は普通同時に耕作を開始し居れり。

六　排水路、使用濟水の再使用

技術的工事の築造に依る灌漑事業の改善は、殆んど常に平地に於ける地方的排水の改善を伴ふものにして他方低地に於ても又た常に大なる河川の水路を變更して其三角洲以外に海に通ずる新しき距離短き河口を開鑿せしむるに至る、卽ち之に依りて滿潮隆起の際の洪水氾濫を防がんとするものなり。

又た未開墾地域に全然新しく灌漑工事を築造するに當り屢々排水の爲め大工事を必要と認められたるが、大抵出所なく流るゝ河床の稀有ならざる沼澤藪林地方を開墾するに當り特に見受くる所とす。爪哇の低地の大河川に沿ひ堤防を築造することは普通無視し得ざる所なり。

灌漑工事の改修に當り大抵此堤防を築造せざるべからず、されど、河川に沿ひて住居する人口大抵稠密なる關係上之れは多額の經費を要す。斯る場合屢々河口を變更する方却つて經費を少なからしむ。昔時灌漑制度の築造に當り、排水路に通ずる灌漑用水は再び之を灌漑用に供すべからずと考へられたるが、此意見は常に一旦使用せる水は農作に害あるべしてふ懸念より出でたるに非ざりしかども、猶は營養分を含む新鮮なる水を例へ一バウに要する水量が之に依り減ずる事ありとても專ら灌漑地域の總ての土壤に使用すべしと考へたり。又た使用せる水を再び使用する場合或者は排水路の水準を當然高むることは一般排水狀態に惡影響を及ぼし結局農作物に病害を與ふるものなりと懸念せり。

其後此見解は漸次勢を失ふに至り、住民自ら秘かに雨期に排水路を閉塞して再使用して範例を示すに至れるが此事たるや自然世人が改修工事を採用して以て避けんとせる前記反對意見を再び擡頭せしめんとせり。

Digitized by Google　Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

又た斯くして排水路に集むる水量は屢々想像以上の水量に達したり。今日に於ては最早世人は此目的の爲め動堰の築造せらるゝ排水路より再び水を使用することに躊躇するものなし。今左に一九一九年末に於ける爪哇及マヅラの灌概地域の總面積を示さん。

	ヘクタール	百分率
一、永久工事の使用せらるゝ灌漑地域	八〇三、三四六	二一
二、永久工事築造中の灌漑地域	二三九、四一七	六
三、永久工事研究又は設計の灌漑地域	五四四、二一八	一四
四、灌漑せらるゝ土地及雨水に依る土地(之れに對し何ら計畫なきもの)	二三三、〇〇〇	五九

七　貯水池より喞筒に依る灌漑

爪哇には今日迄大貯水池の築造に就き殆んど稱するものなし。米作に良好なる西季節風期の雨量より見て灌漑は米作に極めて必要なりと雖ども、大貯水池の築造費は、現在の土人米作法に依る收入に比し概して米作上餘りに多額を要し、殊に所謂次期作物大豆、キャサバ等に於て一層甚しきを見る。之は歐洲人の甘蔗栽培の場合と異なり、甘蔗栽培の爲には從來屢々大貯水池築造計畫提出せられたり。

爪哇の土壤は概して大貯水池の築造に適せず。即ち火山の傾斜面は大體大貯水堰には餘りに吸水性に富み殆んど利用し得ざるに反し。第三紀層の山丘地方に於ける泥灰岩及白堊系統は貯水堰には常に安全なる基礎とならず、更に或地方にては頻發する地震をも考慮せざるべからざるを以て、從來大貯水池の築造に對する種々の計畫の實現されたるもの殆んど無き有樣なり。

今日迄に築造されたる最大貯水池はソロ溪谷のワドウクプリゼタンにして其貯水能力九百萬立方米突、同名の河の溪谷に造られたるものにて、前數年に於ては屢々大洪水と之に伴ふ氾濫の爲め故障を生じたり。

Digitized by Google　Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

此外ソロ溪谷の如き特に雨量少き地方に土人の築造せる數千の小貯水池あり、主として小溪谷の水を堰止めて造られたるもの此外數千の火口湖の小規模に貯水池として利用さるゝものあり、例へばウィリス山の西方傾斜面マディウム州ゲベル湖及び同一州のラウ山東方傾斜面のパシス湖の如し。

喞筒に依る灌漑は土人農耕地には今日迄收支相償はざりしも、歐洲人蔗園に廣く用られ卽ち排水路に蒐集せらるゝ水は容易に動かし得る簡單なる廻旋喞筒に依り蔗園に給水せられて再び有益に利用せらるゝなり。大規模のものにては常設喞筒給水所(一秒一米突の能力のもの多し)に依りて河川より水を引上げ灌漑水路の給水量を補ひ又屢々他に灌漑の方法を有せざる數多の蔗園の灌漑用として特に造られたる小灌漑水路に給水す。布哇群島に見る如く灌漑用として堀抜井戸の水又は地下水を揚ぐることは僅かに數ヶの蔗園に於て、而も小規模に行はるゝ所なり。

八　洪水防禦工事

總ての農作に最も必要なることは適當の排水及び水の防禦に對する施設なる關係上、灌漑及排水工事以外に堤防築造せられ又は目下築造せられつゝあり。此最も大なるものはソロ河及ブランタス河の洪水を防禦するもの及び首都バタヴィヤ及びスラバヤの洪水防禦工事なり。

最後に活火山より噴出する物質の災害の防禦法に就き略述すべし。之等火山の傾斜面に源を發する河川は屢々眞の砂流又は泥流となり、本來の河床を離れて途中に在る總てのものを破壊す。

クルット山は火口に常に一湖沼を有し噴火と共に水は排出されて直ちに泥流と化して人畜の死傷、家屋の破壊を惹起す。一九一九年此火山の噴火に依り人畜家屋の大被害を生じたる結果鑛務部は目下右火山の傾斜

Digitized by Google　Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

面に墜道を穿ち以て火口の水を排出せんとしつゝあり。之れが早晩完成の曉は確に極めて有利に自然を征服し、其受くる利益必ずや至大なるものあるべし。

クルト山以外特にスメル山(パスルアン州)及びメラピ山(スラカルタ州)の如き噴火の都度甚しき損害を與ふるものは只に危險なるのみならず又極めて厄介物にして絶えず警戒と干渉とを必要とす。之等諸山に源を發する多くの河川の所謂砂流てふ災害を防止せんとするの事業は蘭領東印度の水力技師の最大にして、遺憾ながら割合に世人の感謝せざる努力と云ふべし。

今左に最近九箇年間の洪水防禦工事に費消せる經費を示さん。(單位盾)

年次	建設費	經常維持費	修繕費
一九一四年	九〇一、三二四	三五、八八五	四一、一〇〇
一九一五年	七九〇、二〇二	一四二、二三一	一、一五一
一九一六年	八二六、五一六	一五五、〇六一	二三〇、一四八
一九一七年	一、〇一八、六六五	一七三、七一〇	二三四、六四六
一九一八年	二、〇六九、三二四	一九八、五五八	四八五、八七八
一九一九年	一、三五八、九五七	二七五、四一五	二五三、八六〇
一九二〇年	一、四八四、五五四	二七一、六三〇	四四二、三四七
一九二一年	一、九一五、六〇九	二四一、九八九	一六九、七四九
一九二二年	一、三六四、六二一	三三一、〇四一	二八、三二四

九　灌漑事務の組織

灌漑排水及び洪水防禦工事は從來全然其所管官衙たる土木部直營たり。同部下に屬する灌漑事務の內爪哇、マツラに關するものは左の如く分割せらる。

Digitized by Google
Original from
UNIVERSITY OF MICHIGAN

一、築造事務（特殊事務）　二、開拓事務（灌漑事業）

（一）築造事務　本事務中に屬するは踏査、水量測定及其他の測量、工事設計及本事務關係工事の實施にして長官は技師長又は技師にして直接部長官に隷屬し、多くの所屬部員を有す（技手、建築技手、測量技手、土人監督及職工長）新工事の一部完成後に於てすら、其工事の開拓は當分築造事務の所管にして、其後部分的に又は全然開拓事務に移る。

（二）開拓事務　灌漑工事の開拓の爲め數千の灌漑區爪哇に開設せられたるが此區は一箇以上の大河川の流域及灌漑地域を含むものにして之等の河川より其區名をとる。

技師長又は技師は一灌漑區を管理し、技術上の事項に關しては直接部長官に隷屬するも、行政上よりは當該理事官に隷屬す。灌漑工事を指揮する上に、之を助くるに數名の支區長と技手、建築技手、測量技手、土人監督及職工長あり。灌漑區長は其地方内の總ての灌漑工事及河川の管理及開拓以外又た其地域内の給水事業の測量設計及建造又道路の築造をも掌る。特殊の例として小港灣の監督を爲す。各州に駐在する農事顧問は灌漑制度の農場經營事項を調査し、理事官又は直接灌漑技師に勸告を爲す。給水は嚴重なる規則に基きて行はるゝと共に、此規則に違反するものは嚴罰に處せらる。

一九二三年爪哇及びマヅラの灌漑事務關係職員は技師長及技師百名、建築技手九名及測量技手百七十六名なりき。—（蘭東時報一月號）—

農業の跳躍的復活

六月三十一日に終れる一九二三年度中蘭領東印度に關し特筆すべき事項は各種農業の復活にして、農作物

の價格は同年度中を通じて高率を示せる上に、土民及び外國人所有農園よりの生產物は共に之が販賣に寧も困難を見ずして、更に前年に於て一般的規定の講ぜられたる勞銀の復舊にも極めて好都合なる情勢を呈せり。一般農作物の病蟲害も前年に比し發生少なかりき。爪哇に於ては茶の栽培事業擴張せらるゝと共に甘蔗栽培擴張の爲め土民所有者より灌漑せる水田を借地せんとする許可下付申請の提出されたるもの數十件に上り、之に對し租借を許可せられたるもの又多數ありたり。

一　各種農業の復活

東印度政府が灌漑工事を完成したる結果、西部爪哇クラワンを中心として一大農耕地を得たるが、甘蔗栽培に好適地と見做さるゝに至り、一英國人會社は之が租借を申請せるが近く許可せらるゝに至るべし。實に西部爪哇方面に於て製糖業を開設するの有望なることは殆んど贅言を要せざる有樣なり。

アゲヴ纖維又はサイザル、ヘムプ栽培の發展は斯業をして今や東印度主要農作物の大宗たらしめんとしつゝありて、今日新たなる栽培に對し如何なる大金も惜まずして最新機械を購入し、優良なる設施を盛んに設備し居れるを以て、斯業の成功も今や全然疑を要せざるものゝ如し。

スマトラに於ても農業は又た至大の發達を遂げつゝあり。殊にペルマタン、シャンタルを中心とする茶園の大發展は特筆に値するものにて、一九二二年中同地に東印度中最大とも稱すべき製茶工場新たに建設されたり。西部スマトラ理事官區內のケパヒヤン附近に於ける珈琲栽培も近來長足の發展をなしつゝあるが特にパレムバン理事官區內のデムポ丘麓に於ては地味火山土に富み珈琲及びシンコナ栽培に好適するを以て其將來の發展は大いに期待され居れり。

Digitized by Google　Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

東海岸、アチエ兩理事官區に於ける油椰子の栽培事業も一般より至大の興味を喚され居れる所なるが斯業は急速なる發展を遂げつゝあり。外領何れの地に於ても今日土民が相競ふて護謨樹を栽植するの事實は最も注意すべき事項にて、今や漸次科學的知識を根據として土民の一產業たるの機運に達しつゝあり。彼等の年々栽植する樹數驚くべきものありて土民の護謨栽培事業が世界の護謨市場に與ふる影響の年々增大しつゝあることは否むべからざる事實なり。土民の護謨栽培の勃興は今日護謨價格の高率なると、海峽植民地及び馬來聯邦州の等しく生產制限政策を履守するに依り釀生されたる朝生暮死的現象なりと或方面に於て確信するものあれども、此觀察は正しきものに非ずして斯業は實に確實なる根底を作りつゝある一產業なり。試みに海峽殖民地にある護謨栽培者にして栽培に多少の疑を抱ける人士にしてパレムバン理事官區又は南部ボルネオを一遊せんか採液過剩、勞力の缺乏又は其他の事由に依りて栽培業を衰滅せしめつゝありと云ふ如き問題の全然存在せざるを知らるゝならん。

スマトラに於て農業が成功しつゝあるの事實は著く地方興味を釀成しつゝあり、多くの和蘭人所有會社は夫々所有地を擴張しつゝあると共に外國資本家は夫々人を派して租借問題又は投資の可否等を調査せしめつゝあり。近き將來に於てスマトラ農業が大發展をなすべきは疑を容れざる所にして、今日に於ては將來多額の課税あらざるやてふ杞憂を除きては全然投資を躊躇すべき理由なし。

南東ボルネオに於ける鐵鑛の採掘及び鐵及鋼鐵工業を開設せんとて東印度政府に對して最近開始されたる交渉は今日極めて興味ある問題にして之に對し英、蘭、佛、米の資本は倫敦に於て容易に得らるべしと稱せらる。蘭領ニユーギニアに於ける廣大なる地域に於て鑛物及農作物を產出せん爲め獨逸資本家は租借權許可下付の豫備交渉を最近開始し居れり。

Digitized by Google　Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

二　經濟狀況

一九二三年中の貿易額は逆轉して輸入額は約七億八千三百萬盾、輸出に於て十一億四千九百萬盾を示せると同時に外領の總輸出額が爪哇の夫れを超えたるは實に未曾有の事とす。卽ち爪哇の五億二千三百萬盾に對して六億二千六百萬盾なりき。一九二三年の總額は未だ之を獲られざれども、引續き輸出額は輸入額を超え居りて恐らく前年度の差隔よりも大ならんこと疑はざる所なれども、外領の總輸出額が爪哇の夫れを超えたるや否やは多少疑問となすところなり。金融は極めて潤澤なれども、投機的性質事業に投資するものなく、官有株、銀行、船舶、農業及び高級產業に關する株は夫々價格高騰せり。過去數年間破產事件等概して少く、輸出入業共に眞個に鞏固なる根底を有するに至れり。今後現情の繼續すべきは否むべからざる所にして、卽ち戰後の順況と見做すべくして、假りに貿易上好況來るとせんも、之れ總て當國の左右し得ざる外的情勢に依るものと云ふべし。

一九二四年五月二十日總督閣下は國民議會の開會式に臨場し、東印度の行政狀態に關する定例演說をなせり。曰く財政困難の爲め再び政府は其事業を縮少せざるべからざるに立至れるを以て、財政上平衡を永久に恢復することは今後新たなる元氣を以て發展する上に於て最も緊要なる事にして、歲入大不足の不況時代に於ては政府は將來に依賴し、時を待つやう希望したるが、之れ過去に於て此賴みも決して輕卒なる樂觀主義ならざりしことを證明したることとありしを以てなり。經濟狀態は豫期の如く速かならざるも、漸次好變しつゝあり。一九二五年度の豫算を見るに、經常費に何等不足なく、平時の財政狀態の再び到來を示し居りて經常費に對し公債を募集せることは既に過去の夢となれり。著實なる判斷に基きたる豫算案は之を認めざるべ

Digitized by Google　Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

からず、而して財政上の平衡を再び混亂せんを防ぐ爲めにして、經費大節減は缺くべからざるところとす。今次の豫算編成上各歳入財源よりの收入は現狀より判斷して愼重に算定し他方歳出は可及的實際の必要のみに制限せり。現豫算を見ても從來經費節減を行ひ來たれることは明白なり。概して重要なるものは全然之を加減せざりしも、臨時歳出には大斧鉞を加へたるが一時借入金の大部分は一九二三年中既に整理し盡せり。

三　概觀

前述の記事はバタヴイヤ商務官ブルエット氏が海外貿易局の爲め作製せる蘭領東印度經濟狀態報告中より抜萃せるものなり。ブ氏曰く本年（一九二三年）は一九二〇年度の不況時代以降見ざる好況なるも新しき好況時代來を豫言するに先ち一考すべき多くの理由あり。先づ第一に政府及び官營事業の經費節減の必要缺くべからざることは、當國の貿易に對し最も沈滯的結果を齎せり——即ち戰前の政府は常に良顧客にして爪哇及び外領に於ける自然財源の開發事業及び發達に必要なる商品を多額に需要したれども、今日に於ては目前絕體に必要なるものゝみを購入しつゝあり。第二に多額の戰時稅今猶未納の儘にありて、多くの商人は夫々政府の算定額に異議を唱へつゝあり、故に彼等商人が戰時負擔を未納の儘にある間は到底其事業の擴張を計る能はず、他方幸にも右の負擔を皆濟したる商人は收益の不斷の流出口と云ふべき多種多樣の租稅を支拂はざるべからず、加之政府の嚴重なる經費節減に當面して、收益の見込少くなり、多少の收益も株主への配當に充當せざるべからざるに於ては到底發展に要する資金なき有樣なり。斯く述べたりとても決して悲觀說を流布せんとするものに非ざれども、過去に於て蘭領東印度は大好景氣に際會して多額の收益ありたること及び其貿易が今日の隆盛を見たるは和蘭人及び外國人資本家並びに數年前開設し、收益よりして今日の狀態に發

Digitized by Google　Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

達したる外國人會社の貢献したるものなることを記憶せざるべからず。此前進的發達にして此後引續き過重課税に依りて緊制せらるゝに於ては戰前の好況時代の急速なる恢復も到底希望する能はざるべし。

今日農園は大抵作物の價格高き爲め收益を見、充分修繕及び改良を行ひつゝあり、而して當國の經濟生活上農作物の緊要なる點より見て、農業の發展は大體に於て依然として貿易を有利ならしむることは容易に豫言し得れども之れのみにて輸入額の大增加あるべしと假定することは正當とするを得ずして、今後新農園の開設及び地方產業の發達の爲め更に多くの資本の投せらるゝに非ざれば發達に對して多く望むことを得ず。此目的に對する金は當國內にては獲られず、更に求めんとする外國資本は、主として會社事業に對する課税高率なる爲め有望なる國と見做されざるを以て今日殆んど投資せられざる有樣なり。

四　課税と價格

國民の所得に對する過重なる課税は貿易の發展を妨ぐること、又過去二箇年に亘り各部局に於て經費大節減行はれたることは政府の充分承知し居れる所れども、一九二五年度の豫算の平衡を得らるゝ迄は現行租税率の低減を望む能はず。貿易の發達の舊情に復することの遲々たるは高率の租税賦課の與つて力ありとは雖も別に多くの理由ありて、中にも重大なるものは今日猶外國に存する不安定狀態卽ち是なり。製造品の價格は月々に變動するが爲めに、輸入業者は投機的性質の商品を在庫せんと欲せず、且つ需要多き商品の購入のみに力を致さしめ、勢ひ掛賣制度は著しく發達したる結果、今日卸賣及び小賣商人に商品を賣りて卽時現金を得ること不可能となり一般輸入業者は三十日乃至九十日の掛賣を日常茶飯事と見做すに至れり。故に此掛賣制度に依りては年に多額の損失を招きつゝある關係上勢ひ商人は其の損失を恢復せんとし商品に高値を附しつ

Digitized by Google　Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

、あり——實際正直なる貿易業者又は消費者たる個人は總ての日用品に對し高價を仕拂ひて、商人が取引上生じたる損失を補塡しつゝある狀態なり。英國商人は最近注文を得んとて盛んに活躍し、其商品價格と地方小賣値段より見て遙かに低廉なれども、輸入業者と接近するに及び其價格は餘りに高しと非難せらるゝ有樣なり。此理由はと云ふに輸入業者が製造業者に對し拂ふ價格と消費者が小賣商人に對する價格との間に六割乃至八割の差異あればなり。物價騰貴、課稅過重及び家賃の高き關係上節約する上に於て一般民衆は其購買力を勢ひ絕體必要の日用品にのみ制限する爲めに、輸入貿易は依然として不振の狀態を持續す。一般社會の好景氣は輸入貿易のみに基くものに非ずして、農業、輸出貿易、船舶、保險及地方消費用品の製造工業と同じく重要なる素因にして、是等の點に於て一九二二年及び一九二三年に於て異常の發展あるを以て、何ら悲觀するを要せずと見るべく實にブルエット氏も前述せる所より見て一般經濟狀態に對し樂觀說を抱き居れり。

——(十二月四日英國商務院報告)——

Digitized by Google　Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

佛領印度支那の有望なる產業

T K 生譯

一 交趾支那の有望なる產業

交趾支那の知事代理は殖民參事會(Conseil Colonial 佛人及土人より知事の選任する會議にして豫算案の採決を爲す)の定例年會の開會に當り一場の演説を博して曰く米作地面積は年々絶えず增加し一八八三年及一九〇三年の六七五、〇〇〇ヘクタール及一、三〇〇、〇〇〇ヘクタールより一九二三年に於て一、九〇六、〇〇〇ヘクタールとなれり。米の輸出高も同期に於て亦た漸進的に增加し居れるが、殊に最近に於て數年前開始されたる灌漑排水工事に依り生產高激增し來り、工事計畫當初に豫期せる好成績を收めつゝあり。更に人口の增加は護謨、椰子實、甘蔗等の栽培及び漁業に夫々世人の注意を喚起し、是等の生產品年々多額に輸出せられつゝある有樣なり。

當殖民地の富を增加せんとて印度支那政府の提案するものは主として灌漑水利事業にして、從來の荒廢地を良好なる水田と爲さんとするにありて細説せばジョン平原(西貢とメコン河三角洲との間にある)及び西部バクリユー、カモー及アチアン地方の廣大なる未開墾地域の灌漑と排水とを行はんとするものなり。此外稻の發育を整一にし以て從來よりも更に平均し、粒の大なる米を生產せんと目下當局は努力しつゝある。新灌漑排水事業は別に八箇年繼續にて數箇の運河を開鑿せんとするものにて、之れが完成の曉は將來輸出せんと

Digitized by Google　Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

する米の產額を著しく增加すべしと期待され又たジョン平原の灌漑完成せば今日の米作面積に更に四〇〇、〇〇〇ヘクタールを加ふべし。

本年度中一般維持費以外に三十五萬比を支出して新道路の開設せらるゝこと、なれり。右の金額中には國內の主要都市を聯絡する道路の繼續開設の爲めに印度支那豫算委員長が提案せる金額を含まざるものとす。

護謨 栽培は一九一〇年以降長足の發達を遂げ來れり。元來佛蘭西人が之れが栽培の先驅者なりしも其後直ちに土人も之れが栽培に從事するに至れり。護謨樹八百四十萬本中今日採液期に達し居るもの五百六十五萬本に過ぎず。一九二三年護謨の輸出は前年の四、五五四噸に對し五、五九六噸に上れるが內大部分は佛蘭西に輸送されたるものなり。印度支那政府は近年貸附金、稅率の減殺等の方法にて財政上栽培者に著しき援助を供與し居りしが、危機は今や除かれたるを以て栽培者は少額の割賦にて政府に返濟し初むべき時期なりと一般に見做され居りて、目下返濟方法考慮動議提出せられつゝあり。

甘蔗 栽培は或種の人々の興味を喚起しつゝあるも、目下栽域面積五千ヘクタール(一萬二千英町)に過ぎずされど十年前に比較せば約二倍の增加なり。

椰子 今日約一八、〇〇〇ヘクタール(四萬四千英町)の植付面積を有し、一九二三年中一二、〇〇〇噸のコプラ輸出せられたり。

養蠶業 最近三箇年間に於て蠶の飼として桑樹の栽植を獎勵し以て生絲工業を鞏固なる地步の上に置かんとて當局は至大の努力を爲しつゝあり。今日官有模範養蠶所は盛んに養蠶に從事しつゝありし、土人の來觀を促す爲め種々の宣傳を試み以て土人をして其養蠶法を會得せしめ、將來土人の間にも養蠶業を普及せしめんと努力しつゝあるが例へば蠶卵の無代配布し、桑樹栽植地に對する一定期間地租の免除、其生產する繭に

Digitized by Google Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

對する保證買入價格の一定等夫々便法を講じて斯業に對する土人の興味を惹起せんとしつゝある一方、既に蠶卵選擇によりて繭の大小及重量の増加に當局は鋭意努力し居れり。一九二三年中農務部は桑樹苗木二十萬本を配布せり。

家畜　印度支那に於ける土地の耕耘は未だ機具を使用せざりし當時より今日に至るまで主として牛仕事及び牡牛及水牛を使用なし居れり。時々家畜ペストの猖獗を極むる爲め、獸醫を活躍せしめ以て廣大なる米田の耕耘に缺くべからざる農耕用家畜の不足を防がんと當局は夫々最善の努力を盡しつゝある外、一般使役用育種改良の爲め印度より特殊の牛を輸入し夫々育成しつゝあり。

農務部は目下豚及び家禽の在來種の改良可能如何を研究中なるが、近く之れに關する報告發表さるべしと。

輸出入貿易　一九二三年外國貿易總額は一九二一年の一、五八二、〇〇四、八七五法、一九二二年の一、三九八、八四二、四六二法に對して一、四五一、四七二、九五五法なり。一九二一年の貿易額の多大なりしは一方特に米作豊かなりしと、他方法に對し比の換算率高かりしに依れり。

一九二三年の輸入額は六七九、三二一、八一七法にして内佛本國より三一七、六二三、七九七法の輸入を見たるが前年に於ては總輸入額五六一、二二九、九七三法の内佛本國より輸入されたるもの二一一、四五三、〇〇三法なりき。

一九二三年中の輸出額は前年の八三二、二一三、四八九法に對し七七二、一六一、一三八法にして、内佛本國に仕向けられたるは前年の一四八、六四五、五〇五法に對し一六七、六八九、七二九法なり。されど輸出貿易額は、輸出し得る過剩の米產高と極東の市場を左右する米價とに依り著しき差異あるを以て、輸出貿易發展の眞相を述ぶること困難なり。

Digitized by Google　Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

輸出額の大部分は外國に赴くと云ふべく而して此外國も主として極東に存在する諸國にして、是等の諸國は毎年平均一百萬噸以上の過剩米產高を購入し居れり。一九二二年及び一九二三年に於て考慮すべき事項は香港及び支那に輸出されたる米の數量にして、支那人はショロンにて精米料を仕拂ふよりも支那の小精米場にて精米する方低廉なる料金にて足ると見做し居れり。されど此方法は佛蘭西精米場の盛衰に影響する所大なりしを以て、米に對し新たに過重なる輸出稅を課して、直接之れが輸出を阻止するに至れり。

一九二三年の洪水は各地方の米作地に至大の損害を與へたるが其結果供給高に不足を生じ、價格は未曾有と稱すべき程度に高騰し爲めに農夫は當分非常に有福なる生活を營みつゝあり。

知事代理は最後に述べて曰く、交趾支那の現情は今や何ら不安を齎さゞるもの、如しと。反對に之は總ての希望の正當なるを證するものなり。過去及び現在は將來に對する保證にして、既に過去に於て優秀なる成績は得居れり。從來と同樣の執著と將來の成功てふ希望を以て、事業を繼續することは彼等土人の義務にして知事は土人の代表者たる土人參事會議員に夫々交趾支那植民地開發上政府と協力せられんことを求めたり。（十一月二十七日英國商務院報告）

二　注目すべき製鹽業

地方新聞に最近揭載されたる一文に依ればバリア製鹽場は毎年鹽二五、〇〇〇噸を生產し、特に良年に於ては四〇、〇〇〇噸まで增產すと。

バクリウ町する約三、四キロメートルを隔つる海岸に數箇の製鹽場ありて其年產額平均約三萬噸なるも、一九二四年の生產額は前年の二三、〇〇〇噸に對し四〇、〇〇〇噸と豫想され居れり。バクリウは第二回及第三

Digitized by Google　Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

回採集に於て少量の灰色鹽を含む白鹽を生產し居れども、土人は魚類鹽漬用としてバリヤ鹽よりもバクリウ鹽を好愛す。バクリウ製鹽場は約五十年前經驗あるミンホン（支那人安南人混血兒）製鹽者の開始したるものなり。

交趾支那の製鹽業は總面積約二千ヘクターを占め毎年一ヘクターに付き三十噸乃至四十噸を產し居れり。バリヤ鹽田は必要なる勞働者を得るに何ら困難を見ざれども、バクリウ鹽田は支那人苦力を雇はざるべからずして、彼等も鹽の採集安南人よりも巧みにして遙かに高率の日給を仕拂はざるべからず。二十乃至三十ヘクタールの鹽田經營するには資本金五、六千比を要し、四十人乃至五十人の苦力を雇ひ、一名の苦力頭をして指配せしむ。苦力頭は一年を通じ堤防の維持及び取入口より入り來る海水の不斷の增減に對し其責に任ずべきものにて、堤防の維持に對しては年々沖積土の海濱に蓄積する關係上益々多くの經費を要する有樣なり。鹽田農夫は消費稅取締官憲に其生產鹽を總て提供し、鹽務當局は此鹽を中央鹽館又は支所へ鹽を送付すべきものにて此提供せる鹽に對し農夫は一噸當り一比三〇の代價を受け、更に一噸の鹽に對し販賣價格二比五〇即ち合計三比八〇を收得す。別に白鹽一噸に付き一比の別途手當あり。故にバクリウ農夫は製鹽業に依り大なる收益を見ざることを知すべし。唯一の運輸機關と僅かに狹き曲折せる溝渠に依る關係上運賃極めて高く而かも此溝渠は屢々沈泥にて閉塞せらるゝことあるを以て最近製鹽農夫の要求に基き主幹水路開鑿せられたり。バクリウ鹽は多少の灰色鹽を含有するが故にバリヤ鹽に比し色白からず、されど土人（即ち交趾支那住民三百八十萬人、東甫塞人二百四十萬人）は一般にバクリウ鹽を愛好す。目下の最新式方法にて鹽田を經營するの必要なきものゝ如し。

交趾支那の他の部分と製鹽場を有し居れるが、之れが經營にして良好ならんには他の極東市場に輸出し得

る丈の餘分の生産額を得るに至るべし。主なる製鹽場は東京及び南方安南の海岸にあり。今日までの所香港及び日本は交趾支那産鹽の唯一の顧客にして一九二二年に於て數量五二、七三七噸、價額五、七二四、〇〇〇法に上れり。製鹽業は發展の可能性を有するを以て佛領印度支那が外國市場に接近すると今日激烈なる競爭者なきを以て收益容易に増加し得べし。（英國商務院報告十二月二十五日號）

三　東京の製紙工業

東京に於ける製紙工業は比較的其歴史古く相當根底を有す。製法は極めて原始的の簡單なる方法に依り、一部は戸外にて一部は粗編みの竹屋根の下にて行ひ、使用材料は土製竈、樋、石臼、杵及び樹枝にて作れる粗製壓搾器等にして其製品は佛蘭西美術家の極めて愛好する所なり。されど標準的製造法なく專ら原始的方法に依る爲め輸出用として此紙を製造すること能はず。

歐洲大戰數年前ヴィアトリル一工場設立され竹よりの製紙を開始したるが、此計畫は世界に於て嚆矢とも稱すべきものなれど、之を確固たる商用價値ある基礎の下に製造することは極めて困難なりとす。されど此該工場は遂にダップカンに一製紙工場を所有する某會社買收し著く機械及設備を増加したるが將來有望なるものゝ如し。製紙に使用せらるゝ化學藥品は海防の化學工場より供給せらる。（英國商務院報告十二月十三日號）

Digitized by Google　Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

自由港問題に對する世界的觀察（二）

野波靜雄

二　北米合衆國に於ける自由港政策

米國に於ける自由港に對する考究は極めて最近の事に係る。故に未だ其の具體的政策として見るに足るべきものなし。其の最初に自由港設置の必要を唱へしは一千九百十三年にして商業組合を中心として自由港設置に對する計畫を發表せられたり。即ち此の計畫は紐育に自由區域を設置し以て海運界の隆盛を計らむとするに在り。其後商業組合は商業會議所と提携し國民自由地帶組合 (National Free Lone Association) を組織し極力之が實現に努むるところありたり。然るに此の運動は亞米利加保税倉庫業組合其の他より猛烈なる反對を受け遂に實現せしむること能はざりき。蓋し戰時中に於ける米國海運貿易は保税倉庫及び戻税方法の利用を以て之が圓滑なる運轉機關たらしむることを得たり。

Digitized by Google　Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

然るに戰時中急速の隆盛を來したる商工業の發達と米國海運界に於ける對外貿易の發展を戰後猶之を維持せんと欲する政策上茲に又再び自由港設置の運動を見るに至れり、而して一千九百十九年十月に至りて假規定の計畫あり、降つて一千九百二十一年四月に至るや元老院に於て自由港設置に關する新提案の提出を見るに至れり。此の提案によれば太西洋岸に七箇所、太平洋岸に三箇所、合計十箇所の自由港を建設せんと欲するものにして對外貿易に對する米國の抱負蓋し大なりと云ふべし。

米國は又其の領土なる比律賓呂宋島馬尼拉をして自由港たらしめんとする計畫あり。此の計畫は馬尼拉港修復當時より有したるものにして、其の自由區域の如きも既に一定の地域を保有せり。馬尼拉は人口二十三萬四千、木綿、絹、金屬及び機械類を輸入し、砂糖、マニラ麻、煙草及び染料を主要なる輸出品となせり。港灣は四乃至五尋の水深を有し市街より約一浬を隔つ、但し小船は十二呎の吃水を以て溯江し埠頭に着し得べく、埠頭は長さ四千二百五十呎あり。蓋し馬尼拉の自由港としての出現は對岸香港に對して重大なる影響を與ふるものにして且つ米國の對南洋貿易發展の政策上極めて重要なる使命を有するものなりとす。然れども馬尼拉自由港の利用は其の地理上米國に於て多少の不利の點なきに非ず。蓋し馬尼拉を利するものは近海諸港の第三者に在るものにして、此の點米國の憂慮するところなるが如し。馬尼拉自由港設置の計畫は既に久しき以前にして而かも今日猶其の實現なきは理由なきに非ざるなり。

然れども米國の自由港政策は今や樹立中に屬す。米國今後に於ける海運政策亦注目に値するものありと云ふべし。

一二　墨西哥に於ける自由港政策

羅甸亞米利加に於ける自由港政策は墨西哥及び伯剌西爾に於て之が企畫を有するのみにして他は今猶考究中に係るものの如く之に對する計畫を發表したるもの未だ是れなし。然れども羅甸亞米利加は今日世界に於ける原料國なる點に於て其の自由港に對する企畫亦直ちに世界經濟に齎らす意義甚だ重大なるものなくんば非ざるなり。

墨西哥に於ける自由港建設企畫は一千九百二十一年九月二十四日附大統領令を以て發布せられたり。即ち此の企畫によればサリナ・クルス、プエルト・メキシコ及びグワイマスの三港に對して自由港の任務を帶びさしめんと欲するものにして、プエルト・メキシコ及びサリナ・クルスの自由區域に對しては更に鐵道を敷設し以て太西洋乃至太平洋に於ける物資運輸の連絡を成さしめんと欲するものなりとす。

サリナ・クルスはオアサカ州に於ける海港場にして人口約六千を有し、テウアンテペクより二十一キロメートル（十三哩）プエルト・メキシコよりテウアンテペク鐵道を通じて三百三十キロメートル（百八十八哩）の地に在り。海運は桑港中米間のパシフイック・メール汽船會社、南米航路の東洋汽船會社及び北墨西哥サリナ・クルス間のナビエラ・デル・パシフイコ會社の競爭に係れり。此の港自由港として他日プエルト・メキシコとの連絡成るに至らば此の地方に於ける海運界の競爭亦必然的に一段の熾烈を極むるに至るべし。

プエルト・メキシコは一名コアトサコアルコスと云ひ、ベラ・クルス州に在り墨西哥灣に臨めり、海運は主として紐育玖瑪郵船會社太西洋汽船會社及び佛蘭西人の經營に係る太西洋汽船會社等の汽船に由りて營まれつゝあり。

グワイマスはソノラ州に依り人口一萬七千カリフオルニア灣に臨めり。メキシコ府を相距る二千六十三キロメートル（一千二百八十哩）にして此の地海運界に角逐するものにカリフオルニア灣郵船會社及び墨西哥東

Digitized by Google　Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

洋航海汽船會社あり。其の海灣は今日の施設を以て之を見れば殆んど論ずるに足るものなしと雖も墨西哥政府は自由港政策を以て海運貿易の繁盛を招來し併せて海港の發達を豫期せんと欲するもの、如し。

思ふに墨西哥に於ける自由港政策の目標は以上の諸港をして南北兩米乃至歐洲貿易に對する中繼港たらしむるに在り。從つて近海諸港に與ふる影響亦尠少ならざるべし。

一三　伯剌西爾に於ける自由港政策

伯剌西爾に於ける自由港政策は其の抱負甚だ雄大なるものあり。蓋し同國首府リオ・デ・ジャネイロに自由區域を設定し之を自由港として起たしめんとする議案の可決せられたるは一千九百二十一年一月五日にして、更に同年十月六日附大統領令を以て之が建造規約の制定を見るに至れり。

リオ・デ・ジャネイロは人口百五十萬を算し其の港灣の造營著々成り設備百般殆んど遺憾なし。蓋し此の港は世界第一の珈琲輸出港にして又ウルグワイの牛乾肉、北米の松材及び石腦油の集散場として著名なりとす。而して漸次内陸の產業發達と共に其の海運貿易も亦一層の活況を呈するに至るべし。今日此の地海運界に飛躍するもの米國あり、獨逸あり、伊太利あり、西班牙あり、且つ伯剌西爾亦之等に對抗せんと欲するあり、近く此の港の自由港としての出現は之等海運界に對する意義又尠少ならざるべし。

伯剌西爾の自由港政策はリオ・デ・ジャネイロの自由港完成後更にサントス、リオ・グランデ・ド・スルバイア及びペルナムブコをして逐次自由港たらしめ以て海運貿易の連絡を圓滑ならしめんと欲せり。

サントスは人口九萬を有しサン・パウロ府より五十哩、リオ・デ・ジャネイロ府より三百哩の地に在り。港はサン・アマロ島の東・エンガグアッス島の西に當り、船舶は三十呎の水深を有する其の東部水道を航行

するものにして港灣は四乃至十尋の水深を有せり、埠頭の水深二十四呎乃至二十八呎にして構內鐵道等の設備略々具はれり。此の港は珈琲の產地なるサン・パウロ州の咽喉を扼するを以て其の將來亦甚だ多事なるものありと云ふべし。

リオ・グランデ・ド・スルは人口五萬を有し・サントスより六百哩、リオ・デ・ジャネイロより七百三十哩の地に在り國內有數の開港場に屬し港灣は市街の五哩外に在り、木材、煙草及びマテ茶の輸出港なりとす。

バイアはナイア州の首府にして人口三十萬を有し、リオ・デ・ジャイロより七百三十八哩の地に在り。港灣は低潮時に於て二十六呎の水深を有せり。砂糖、棉花、煙草、珈琲、ココア及び木材の輸出港として甚だ著名にして其の將來亦注目に値するものあり。

ペルナムブコはペルナムブコ州の首府にして人口二十五萬を有しリオ・デ・ジャネイロより一千百二十哩、バイアの北方三百八十二哩の地に在り。砂糖、棉花、牛皮及び羊皮の輸出甚だ盛んにして其の將來又甚だ期待せらる・も港內に珊瑚礁あり。最近之が築港工事中に屬す。

思ふに伯剌西爾は今日猶發達の道程に在り、其の建國の歷史は十六世紀の當初に溯ると雖も內陸不盡の寶庫の開發の如きは漸く其の緒に入らむとするに過ぎず。今日の產業狀態を見るに珈琲の輸出三百數十萬袋、三億圓、護謨三萬數千噸、八千萬圓、柔皮四萬數千噸、四千萬圓、ココア四萬數千噸、二千五百萬圓、マテ茶七萬數千噸、一千九百萬圓、煙草二萬數千噸、一千七百萬圓及び砂糖五萬數千噸、一千三百萬圓を算すと雖も其の富源開發乃至產業貿易の發達は蓋し今後の事に屬す。而して此の國の將來は永く歐米諸國の原料國に甘んずるものに非ず、其の農產業、牧畜、林業、鑛業乃至機械工業の開發と相俟つて世界經濟界に角逐せんとする企畫を有するが如し。自由港政策亦伯剌西爾將來の經濟政策に於ける一要項たるべきなり。蓋し其の產

Digitized by Google　Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

業開發の曉に於ける國家經濟の發展は世界經濟界に齎らす意義極めて重大にして海運貿易亦後方地帶に於ける不盡の資庫開發により將來大いに見るべきものあるに至るべし。思ふに英米の對南米貿易競爭は最近漸く激烈ならむとする趨勢は伯剌西爾に於ける自由港政策の實現に由り更に一段の熾烈を極むるに至るべし。

一四 結論

夫れ自由港は今や海港政策に對する最新の一手段に屬す。而して之が得失は懸りて一に運用の如何に在り。故に、今之を消極的にして中繼港としての繁盛を求め。之を積極的にして國內產業の興隆と海運貿易の殷振を相計れり。中世紀に於ける自由港出現の目的は擧げて前者に屬す。是れ地中海諸國に於ける自由港發達の歷史に徵して瞭かなりとす。近世に於ける自由港發達の趨勢は其の意義盡く後者に在り是れ北海、バルチック海諸國乃至南米諸邦に於て自由港政策の樹立を見るに至りたる所以なりとす。而して其の政策の優れたるものは消極、積極兩つながら之を併せ用ひんとす。故に獨逸に於て新自由港政策の樹立あり。其の自由港に對する施設乃至之が運用亦殆んど遺憾なきに似たり。消極、積極二者別あるに非ず然れども政策の運用に至りて甚しく相違あり。況んや其の政策に基く自由港灣に對する施設をや。而して後方地帶に於ける產業狀態乃至植民地物資組合の關係に由りて各港灣の使命亦互ひに相異るものあり。故に自由區域、無稅地帶及び自由港地帶の別あり。(第一章參照)三者等しく自由港に屬すと雖も其の性質甚だしく相異るものあり。然りと雖も以上の三者は大自由港政策上に於ては互ひに密接なる關係を有するものにして其の海運政策に對する最新の形式なる點に於ては同一なりとす。蓋し海港政策乃至海運貿易政策より見れば、自由港設置可否の如きは最早論議の要なきなり。何となれば今日い自由港政策は盡く國家經濟を背景とするものにして、其の使命

Digitized by Google Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

は一に產業貿易の發達に對する重要なる助勢機關たるを以てなり。

然るに今、自由港に對する反對論者なきに非ず。而して此の反對論者は自由港政策の活用に於て他に比類を見ざる獨逸に於て最も多數を占め、從つて自由港の得失に關する研究は獨逸に於て最も細密に行はれたり。蓋し今日に於ける獨逸自由港政策は既に之等反對意見の杞憂を一掃し得たるものなりとす。今自由港反對論者の唱ふる所を聽くに其の說種々ありと雖も之を大別するに盡く二種の意見に歸す。其の一は自由港は密輸入の機關たるべき運命に陷るべしと云ふものにして、其の二は自由港區域內に於ける工業は本國製品の品價を劣すに至るべしと云ふもの卽ち是れなり。然るに此の二種の見解は盡く實情に通せざるものにして、總べて一片の杞憂に屬す。

自由港の密輸入に利用せらるべしと云ふは、自由港なるが故に密輸入あるに非ず。凡そ密輸入を企てんと欲する者は自由港なると關稅地帶たるとを問はず、其の必要に從ひ一律之を犯せり。思ふに自由港の密輸入に榮えしは中世紀に於ける地中海諸港にして、近世に於ける自由港の施設に殆んど遺憾なし。殊に獨逸に於ける施設の如きは最も完備せり。要は自由港に於ける施設と其の取締りの如何に在るのみ。

更に自由港內に於ける工業は斷じて本國製品の價値を減ずることなし。自由港內に於ける工業は一定の法規の下に行はるゝものなるを以て、此の工業製品の種類乃至製造人は、本國の產業狀態に鑑みて之に適應する法規を施行せば可なり。且つ自由區域內に於ては一般人民の居住を許可せざるを原則とするを以て、物價の變動を招くに至る虞れなし。若し自由港內に於て製造或は加工せられたる製品にして本國に輸入せらるゝ場合には、關稅地帶に於て之に課稅せば可なり。思ふに自由港は現行の保稅倉庫を一層擴大せるものにして、更に原料品の混合、改包、加工乃至製造をも許可するものなり。故に近世に於ける自由港は物資の需給を圓

滑ならしめ、其の工業製品は商機を逸せず迅速に世界市場に供給し得るものなりとす。之に由りて是を觀れば自由港の任務極めて重大にして、其の福音亦甚大なりと云ふを得べし。

然りと雖も自由港は其の後方地帶に於ける產業狀態に甚大なる關係を有せり、故に其の經濟狀態の如何に依り自由港の得失亦自づから一樣ならざるものあり。今、我が國に於ける自由港企畫亦以上の諸點を愼重考慮せざるべからず。其の一は我が國の產業能力なり。其の二は海外貿易の趨勢なり。其の三は船舶運輸の統一なり。其の四は勞働力の實勢なり。其の五は石炭及び鐵の需給なり。其の六は原料の配分なり。我が國の自由港政策亦之等の實勢に適應せざるべからず。若し夫れ以上の諸點にして未だ未發達の現狀に在るときは、宜しく其の缺を補ふべき自由港政策の樹立なかるべからず、蓋し自由港は產業乃至貿易と相依り相助け、以て國家經濟の發達に對する一保證たるべきを以てなり。

思ふに我が國の海港は北部、南部及び中部の三種に區別するを得べし。北部に於ける小樽、函館及び青森の三港は北海道本州間の經濟連絡を保つの外、西伯利亞の物資吸收及び我が國製品の西伯利亞販出に關して重要なる任務を有せり。況んや浦鹽斯德港亦自由港政策を有し、遠く支那及び南洋の物資を集散せんと欲する企畫あるに於てをや。我が國は能く他國の企畫に對して機先を制せざるべからず、更に大連の使命に至りては一層重大なるものあり。大連は支那の海關にして我が國の企畫盡く行ふを得ざるものありと雖も、關東州稅制改正は多年の懸案なり。我が國は宜しく自由港政策上より有利に稅制改正を斷行せざるべからず。蓋し滿蒙の開發は我が國人の手に由りて滿蒙の物資を集散し、我が國製品を滿蒙に販出するに在り。而して此の間に於ける大連港の活用は、小樽、函館及び青森の三港と相俟つて滿蒙、西伯利亞貿易に對し、重要なる使命を有せり。

Digitized by Google　Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

南部に於ける基隆及び高雄の二港は將來活用の道充分に存せり。基隆は主として我が國內地との經濟連絡を計りつゝありと雖も、更に對岸福建省と經濟關係を密接ならしめざるべからず。若し夫れ高雄に至りては我が國對南貿易の中繼港として寔に重要なる地位に在り。其の港口著しく狹小の嫌ひありと雖も他に造築の道なきに非ず。對岸香港の中繼港としての生命は最早幾許もなし。故に近海マニラに於て自由港施設の計畫あり。我が國は宜しく高雄に於て對岸南洋諸島及び印度亞弗利加に於ける原料を吸收製造し以て各地への輸出を企畫せざるべからず。蓋し高雄の將來は中繼港とし、對南貿易の根據地とし且つは重要なる工業地點としての任務を有せるものと云ふべし。

中部に於ては橫濱、神戶、下ノ關、門司、福岡及び長崎あり。橫濱は北米及び南米に對して重要なる位置に在り。殊に南米貿易に對して重大なる使命を有す。下ノ關は朝鮮、內地間經濟連絡に關し重要なる地位に在り。門司、福岡及び長崎は對支貿易に關して極めて重要なる將來を有せり。而して神戶は之等諸港に對する中心として、且つ大阪の工業と共に我が貿易經濟の中樞に位せり。其の將來亦日本各港と密接なる關係を有するものにして、我が國將來の自由港政策亦此の港を中心として、北部、南部及び中部に於ける各港灣と圓滑なる連絡を計らざるべからざるに至るべき乎。然りと雖我國の現狀より打算するに、產業狀態、工業能力及び需給の關係に鑑み世界的自由港としての建設は一大製鐵所を中心とする良港を選擇するの要あるが如し。

夫れ我國は宜しく國家百年の經濟大策樹立に當り自由港政策亦其の一要項として愼重研鑽の要あり。思ふに自由港の建設は一朝にして成し能はずと雖も、之が候補地の撰定乃至企畫の用意は實に今日に在らざるべからず。(完)

Digitized by Google
Original from
UNIVERSITY OF MICHIGAN

地質學上より觀たる臺灣の生命

理學士　市川雄一

人間が何よりも安全だと信じて安心して住んでゐる地球の表面は、實は頗る不安な變動の絶えないものである。多くの人は其の眼に映る山も河も、今まで一度だつて低くなつたとか、亡くなつたとかいふことがあるものではない。さうして之から先だつてソンな事があらう筈が無いと信じて居る。然し夫れは丁度曲つた線の一部分を見て夫れが直線であると考へて居るのと同じ間違ひだ。さうして又た夫れは人間の一生といふものが餘りに短いものだといふ證據にしかならない。この自然の豐滿と多樣と—夫れは未だ永劫といふ言葉でしか私は表はすことを知らないが—に比べては、人間の一生は幾何學の教へる點でしかあり得ない。夫れは長さも幅も厚さも無い。唯、有るといふ夫れだけだ。多くの人は又た人間の存在は神秘な崇高なもので、永遠に侵されることの無いものだと信じて居る。さうして現在あるやうに過去も未來も此の地上の絶對の支配者であると勝手に決め込んで居る。然し殘念なことには夫れは違つて居る。人間も亦た他日どの生物とも同じやうに、其の存在することに別段權威のある譯では無い。生物が今日に至るには單細胞の原始生物から進步分化の幾多の階梯を過ぎて來たのである。それは實に永い間に亘る盛衰興亡の歷史なのだ。斯くて或る時期に於て節足動物が地上に勢力を擴げた。或る時期に於て爬蟲類が榮えた。ある時期に於て巨大な體軀の哺乳動物が天下を支配した。而して今、人類が此の地上を我が物顔に振舞つて居る。然し乍ら夫れも亦た何時まで續く命脈だらう。やがて衰へる時が來て今に影を消して仕舞うだらう。その時には更に進んだ生物が

Digitized by Google　Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

現はれて人類を化石から色々に考へることだらう。

こんな事を思ふと、言ひ樣の無い淋しさが心の底から滲み出て來る。生れ出た以上は何時か一度は死んで行かなければならぬとは能く承知して居るが、そのズット後にしか起らぬ筈の人類の滅亡を考へるのは、自分の死を考へるよりも更に〳〵心細い感じがする。

夫れに就て私が今だに想ひ出すのは、地史學の講義を初めて聞いた時のことだ。あの重々しい講義室……横山教授の透徹したスラ〳〵と流れるやうな聲が、眞理のみの持つアノ侵し難い嚴肅さを以て、地球の創成から地殼と生物との變轉の跡を……。私は私から次第に遠ざかつて行つた。さうして微弱な因緣を此の地上に繋いで居る自分の小さい姿を見た。講義が濟んだ。誰も默々として講義室を出た。暗い廊下の處で「變な氣持だナア」といふ腹の底から出るやうな誰かの聲がした。壁に列んで居る古生物の古びた圖が或る大きい力を暗示して居るやうに感じた。

夫れにしても彼のチャールス、ダーキンが五箇年間の南米地質調査から歸つて來て進化論を出した當時、人々の心はドンなに動搖したことだつたらう。ゴリラと人間とは親類だと言つたとて、今なら道理で善く似て居る位で平氣で居るけれど。

然し今でも、人間が曾て水中に棲息する動物の時代があつたと言はれて、之を信ずる人は少いやうだ。でも之は爭ふべからざる證據がある。一つは瞬きをすることだが、之は水中に棲んで居る時分に眼球の表面が何時も水に接觸して居たので、今日陸上に棲むやうになつてからでも、眼球の表面が濡れて居ないと勝手が惡い所から、瞬きをしては何時も濡らして居る。考へて見れば實に厄介な話だ。夫れから又た母體の中にある胎兒の時、二箇月目位まで鰓孔が殘つて居る。この鰓孔といふのは水中に棲んで居る動物の呼吸孔である。

Digitized by Google　Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

之も明かに人間の水中棲息の時代ありしことを示すべき名殘なのである。

生物は外部の境遇に因つて變化して行くものだから、生物の激しい變遷がある以上、一方に又た外界の條件の變動も想像される。地球が宇宙に出來た太初のことを別にしても、生物が住むやうになつてからでも、今日までドレ程變化して居るか知れない。現在の地表の形狀などは極最近に變つたものである。ヒマラヤ、アルプス、ロッキー、アンデス、其他世界の大山脈は大低新しく隆起して出來たもので、日本列島、東印度諸島、英吉利などが大陸から分離して島になつたのは更に新しく、ソロ〳〵人間が現はれて來た時分のことだ。大陸と海洋とは大體に於て古くからさう違ひは無いが、大きさが變つたり、お互の連絡の斷續などは頻繁に反覆した。その中で特に著るしいものは、歐羅巴及び亞細亞の北部から北亞米利加の東側に連つて居た陸地でアンガラ大陸と呼ばれて居るもの、南半球に擴がつて印度の半島部、濠洲、南亞米利加及び亞弗利加に跨つて居たゴンドワナ大陸と呼ばれて居るもの、夫れから地中海が、亞米利加、亞細亞の方まで延びて居た大海でテーチス海と名づけられて居るものなどである。今は是等の大陸は分裂して其の大海は地中海として僅かに形を留めて居るだけになつて仕舞つた。

かういふ地殼の變動は二つの作用に大別することが出來る。その一は造山的作用と言つて强大な壓力が地殼の一部分に向つて急激に働く爲に、波狀に屈曲して地層が隆起し、多く山脈を造るものである。此の作用は急激である爲に、又た多數の弱線を地殼に生ぜしめるので火山作用が伴つて起るのが普通である。大山脈や弧狀を描く列島や、半島、島などが多く火山が伴つて居る理由も是に在る。他の一つの作用は、昇降運動といふので、之は前者に比して遙かに大きい結果を生むもので、極めて徐々に地殼が上昇し或は沈降する運動である。大陸、海洋は此の運動に由つて生じ、大きさや形狀を變化するのも主として之が爲である。

Digitized by Google
Original from
UNIVERSITY OF MICHIGAN

陸地が上昇するか海洋が沈降するかに由つて、海水は退行して陸地の面積が增す。又た陸地が沈降を始めるか海洋が昇起するかに由つて、海水が陸地を侵略することになつて陸地の面積は減ずる。その爲に大陸の緣邊は其の都度陸地になつたり海底になつたりするのを繰り返すことになる。こんな部分は地層の變化が多い。日本は古くから亞細亞大陸の緣邊を成して居たので、かういふ變化が最も多かつた部分だ。それで今から五萬年許り前に東支那海や日本海が出來て、大陸から離れて島になつて仕舞つた。瀨戸內海の小豆島附近、長崎、沖繩などから熱帶動物である象の類や水牛の化石が出るのは、この邊が大陸に續いて居て、是等の動物が自由に往來したこと、及び其の當時の氣候が今よりも暖かであつたことを示して居る。

氣候の變動も荐りにあつたもので、日本ではもつと北の關東地方にも象などの化石が發見される。又たシベリアにも此の種の化石が產するが、日本ばかりでなくシベリアまでも今より餘程暖かであつたことが最近あつた譯になる。シベリアに產する象の化石は雪に埋もれて居た爲に、夫れが自然の冷藏庫となつて、數萬年を經た今日、尙ほ其の象の肉が生のまゝで附著して居たので、探險隊の犬が喜んで之を喰つたといふ話を聞いて居る。此の時代には前後數囘全世界に亙つて寒冷期が起つた。卽ち洪積世の氷河時代だ。之は赤道地方にも其の痕跡が遺つて居る位だから餘程氣溫が下降したものに違ひない。此の變動の爲に生物は北へ遁れ南へ避けて彷徨した。高山植物といふ特殊な植物の分布が出來たのも此の時である。

偖て甚だ斷片的ではあるが、今まで述べたことで我が臺灣の辿つて來た過去の運命も波瀾重疊のものであることは大略推察し得られると思ふが、少し詳しく夫れを述べて見やう。

一體日本では從來の地質調査が眼前の應用方面にのみ集中して居て、學術的な根本的重要なことは甚だ怠つて居る。特に臺灣では其の應用方面の仕事すら殆ど努力されて居ない。石炭や石油の如き國家存立上極め

Digitized by Google　Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

て重大事で一日も等閑に付すべからざる事すらも、其の調査が未だ出來て居ないと言うて可なる程の仕末だから、學術的に亙る智識の方は全く缺けて居て、今日尙ほアフリカの奧地と同じ暗黑地域に取扱はれて居るのだ。日本人も最う少し科學の智識が進んでその價値が理解されるやうに早くなりたいものだ。こんな譯であるから臺灣について述べんとしても十分なことが出來ない。然しこゝには組織的に細かなことまで述べる必要もない。

先づ地質構成の大體を知る必要がある。それには左の分類に依るのが便利だ。

（一）　先第三紀層區　高山地帶で蕃地の殆ど全部がこれに入る。

（二）　第三紀層區　中山地帶で高山地帶の西側に竝走してゐる一帶。東部海岸山脈恒春半島部がまたこれに屬する。

（三）　第四紀層區　第三紀層區の西側に點綴する臺地と西部平野がこれに屬する。

此處にいふ第三紀とか第四紀とか云ふのは、地球の地殼が出來てから今日までの間を地殼と生物との變動に從つて分類されてゐる地質學上の時代の名稱である。第三紀層區と云ふのは第三紀時代に出來た地層から出來てゐる區域と云ふことだ。同じく第四紀層區は第四紀時代に出來た地層の區域を指す。第三紀と第四紀とは一括して新生代と言はれるもので、其の以前は非常に長い期間で始生代・原生代・古生代・中生代等に大別され、それが更に多數の小さい分類を持つてゐる。臺灣では第三紀以前に出來た地層は未だいづれの時代に相當するものか分つてゐないので、これを先第三紀層と云ふ名の下に一括してゐる。勿論今後の研究に依つて明かにされなければならないものである。

地質時代の名稱の中で第三紀が最もよく知られてゐる。それはこの時代には世界に亙つて海水が退行して

陸地が擴がり、それに新しい時代なので他の地層にあまり蔽はれず今日の陸地の廣い面積を占めてゐることによるのと、此の地層には石炭や石油其の他の有用鑛物が多く埋藏されてゐると云ふことゝの爲めに善く出てくる名だからだ。私がいつか或る人から第三紀時代と云ふのは何時頃のことか、神武天皇時代位に相當するかと問はれた事があつた。其の人の考では神武天皇時代は餘程古いつもりで言つたらしかつたので、さうして其の人が相當智識のある筈の人であつただけに私は一寸と意外な感じがした。然し後で考へると夫れは少しも意外にすることでは無かつたのだ。それが普通なのだ。人間を離れては何でも考へて見る事が出來ないのが人の癖だから。私はその後もこの種の質問を色々の人から屢々受けた。私がこの話をする氣になつたのは夫れが主なる動機である。地質時代の年數と云ふ事は勿論記錄がある譯で無いから明かに算出することは出來ない。然し人と云ふものは適確な觀念をそれに依つて得られないやうな場合でも、何でも數字で表はさないと氣がすまない。だから此處にも大體の見當で數字を使つて見る。第四紀時代は六萬年、現代は其の末端に位する。第三紀は第四紀のすぐ前の時代で約百萬年である。地球の年齡が一億年として見ると、第三紀などは頗る最近だ。人類は第三紀の終末に近く現はれたもので未だ十萬年位にしかならないのだから地球の歷史から觀たらまるで問題にならない。

次に時代を追ふて臺灣の變遷を述べる。

（一）　先第三紀時代　この時代に出來た地層は上部に木葉・海膽などの化石があり、又漣痕を印してゐる層があることから考へて海濱に沈積したものである。下部は比較的深い海底に出來たものであらう。地殼の上昇運動を造山作用が起つた。この激しい造山作用の爲めに既に今日の中央山脈帶は出來上つた。且つ其の後縮作用で東部縱谷野の一線に沿ふて其の東側の地塊が海中に陷落して淺海を造つた。同様に恒春半島部が沒し

Digitized by Google　Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

た。尚は中部を横斷する一線に沿ふて斷層があり。南半の地塊は海水面近く落下したらしい。この斷層作用と前後して火山作用が起り、處々に火成岩が迸入した。溫泉が南北に走る數條の線に沿ふて處々にあるのは此の影響である。臺灣が亞細亞大陸の一部としてこの時代には存在してゐたに違ひあるまい。

（二） 第三紀時代　沈降運動の爲めに陸地の一部が淺海となり、且つ斷層地盤が淺海を造つたので、そこに第三紀層が沈積された。北部は石炭層砂岩層の發達著るしいことから南部或は東海岸山脈の地帶より淺海であつたことが分る、然し東海岸山脈・恒春半島部及び南部の第三紀層は略ぼ同樣の系統で頁岩が多いが、埋木を挿み中央山脈を造つて居る岩石の礫層が發達するが故に、普通の粘土層の示すやうな深い海砂ではない。中央山脈帶の粘板岩から沈積したものが多いのだらう。この紀の終り近く地盤上昇運動が起り、更に續いて激しい造山作用が起つた。これは前記の造山作用の餘波であると見るべきだ。

前と同じやうに。この造山作用の後に火山作用が起つて處々に安山岩や玄武岩を迸出し、大屯山・金瓜石・龜山島・紅頭嶼・火燒島及澎湖群島を作り出した。

（三） 第四紀時代　此の時代の初期に大沈降運動が起つて東支那海等の出現となり、臺灣は爰に初めて亞細亞大陸から分離したものである。日本列島がさうあつたやうに。其の後漸次上昇運動が始まり、第三紀層の縁に千尺に近い高さの臺地と廣い西部平野とを作つた。さうして今も尚上昇を續けつゝある。臺灣が此の時代まで卽ち極めて最近まで亞細亞大陸に連續してゐたことは、現生植物の分布が大陸に甚だよく似てゐることでも分る。之を要するに、臺灣も亦た亞細亞大陸の周邊が受けた地殼の變動を同じく蒙つて來た。さうして同じ樣に大陸から今は分離してゐる。然し臺灣が特に他と違つて著るしいことは、第三紀末の造山作用の激甚であつた事だ。これが爲めに地層の構造は亂雜となつて處々に弱線を造つた。斷層の多い事、山勢急峻

で溪谷か深く刻まれてゐることなどは夫れを明かに示してゐる。地震が多く夫れが南北系統を異にしてゐることなども、臺灣を折半する大斷層線のあるのを肯かしめる。又た先第三紀層なども從來大分古い時代のもの、やうに思はれてゐるが、激しい造山作用と處々に起つた火山作用のために地層が著るしく變質され、遂に古い時代の地層に著しい程度にまで進んだのであつて、實際は案外新しい時代に相當するのではないかと思つてゐる。私が特に先第三紀層として之を概括して仕舞つた理由の一つは爰にあるので、專ら今後の詳しい研究の機會を持つてゐる次第である。斯くの如く臺灣の地盤は他と大分趣を異にした構造となつて居る上に、地質學的の現象が熱帶的氣候に影響を受けてゐることが甚だ多い狀態にある。

鑛業は勿論のことだが土木・建築・衞生・水害及震災の豫防等、其他苟も土地に關係ある仕事は、此の特殊な地質構造と其の由來とを深く慮らなければならないのであるが、其實際に就て見ると寒心すべきことが多々あるやうだ。是非共地質の根本に立脚して注意と努力とを與へ健實な發達を期したいものである、專門の熱に誘はれて少し脫線氣味だ。本筋に戾つて筆を擱くことにしやう。臺灣を作り上げてゐる地層は殆ど全部が海底に沈積して出來たものである。それが幾度が激しい變動を受けて今日に達した。現在は至極靜穩だ。然しやがてまた變動が繰返されて行く。地上の安定といふものは永遠に來らないものであらう。

臺灣が海底に沒する！それは生物は死ぬものだと云ふのと同じ平凡さでしかない。それ故に私等は安心して今日生きてゐる。想へば弱い存在だ。然し生れた以上、かけがへのない存在である以上これを愛撫して行くより途が無い。

Digitized by Google Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

桃の新竹公園……南國の春の名所の一つ

公園は新竹驛を距る數丁の丘陵地に在りて、登眺するのに可い。桃林は甚だ廣くはないが、蹊隧おのづから野趣に滿ちて居る。春温早く催ほして、數枝花蕾を破るの時、閑に曳杖を試むるのも、亦た風情がある。好し、之を春の名所の一つに數へやう。

Digitized by Google
Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

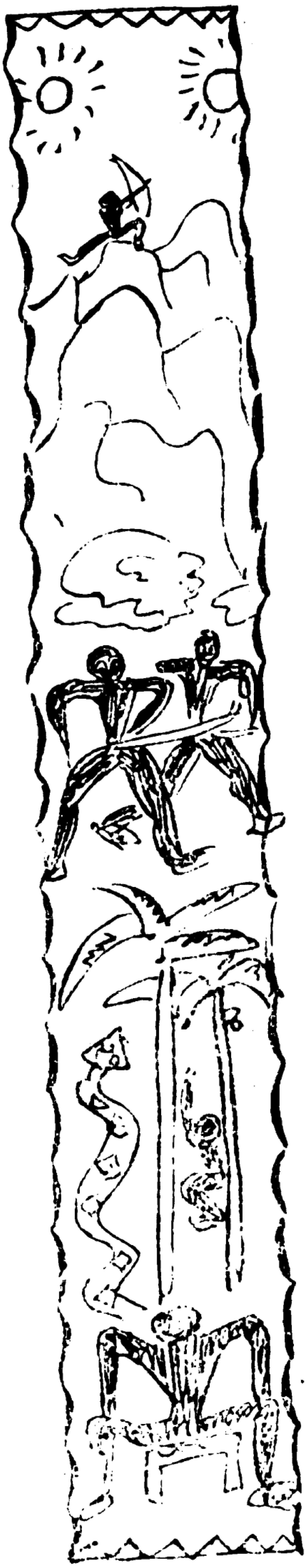

最近の歐洲見聞記

小林準一

何かの參考になるか、ならぬかは知らぬが、最近歐洲での見聞を、ノート片手にポツリ／＼と書いて見る。

倫敦市街の交通機關

ロンドン市街の交通機關（自用馬車及自働車を除く）の重なる者は、普通の鐵道（以下單に鐵道と申します）地下鐵道、電車、乘合自働車、タキシー自働車等が其の重なるものと思はれる。

タキシー自働車は澤山ある。然し最低賃金一志（即五十錢）で其率か仲々安くないから、一般公衆用といふよりは寧ろ特殊の階級及特殊の場合に用ゐるものとして本題から除外する。さうすると鐵道、地下鐵道、電車、乘合馬車、この四つが本問題の主要の目的物となるのである。

地圖の上で數へて見ると、倫敦市街の停車場の數は、鐵道が百個所、地下鐵道が百二十三個所、合計二百二十三個所である。之を臺北の臺北及萬華の二個所に比して百倍以上にあたる。無論之れは精確の數とは斷言せぬが、大した間違のない數だと思ふ。これだけで想像しても倫敦市中の交通が如何に頻繁

であるかを考へる事が出來ませう。

人口七百萬と稱し、之れに外來者を加へたらば、千萬に近き人口が百方哩内外の處に密集してゐるのです。是等の人々の十分一が交通機關を毎日利用するとしても、其の數は百萬人となる。かういふ數字は統計から出たのでなく私の推察であるが、兎に角それ程多數の人の交通であるに拘はらず、何時見ても格別の混雜もなく始末されて行くといふ事が、ロンドンのロンドンたる所ではないかと敬服する。

博覽會へも三回行きました。何時行つてもあの狹い(といふのは倫敦に比較しての話で二十五萬坪であるから決して絶對の意味に於て狹いのではない)會場に一日十萬内外の入場者を輸送するのに、場内も亂れず、輸送機關の押し合へし合ふといふ醜態を見せぬのは實際感服に堪へぬ。無暗に感服するやうであるが、日本のかうした企てに何時も交通機關の混雜するといふのは、決して當局の手腕の足らぬのではないと思ふ。ロンドンは英國のみの首府でなく、彼が有する千三百萬方哩、四億五千萬人の英帝國の首府である。私は倫敦に來て事毎にさうした感じがする。日本の富の程度が現在に於て到底英國に及ばぬのに、英國と同一の設備を當局に望まれるでせうか。

東京の電車は實に込み合ひます。私は當地の交通機關を利用する毎に、東京の電車の混雜を思ひ出す。それが窮極する所設備が十分でないからであらうが、それは亦一面全體の國富が十分の設備を整へる資金に不足してゐるのでないかと感慨に堪へぬのである。當局を責める前に國富の充實を圖る必要があるのではあるまいか。

ロンドンの叙上四種の交通機關は夫れ〳〵特殊の使命を帶びてゐる。鐵道は英國の各地方とロンドンとを結び付ける交通機關となつて、市街の交通機關としては餘り利用せられぬと考へる。地下鐵道は線路が非常に澤山ある。「デイストリクト」「インチーサークル」「ピカデリー」線とに分れて、非常に複雜である。淺いのは時々地上に出たり地下に入つたりするがピカデリー線の最も深い所は百四十尺位あるといふ。隨分深いのである。私の樣の田舍者には交通機關として利用するのみならず、其設備の模樣を見學する丈でも、價値が十分あると思つた。乘客をエレベーターやイスカレーターで運ぶ所は中々大仕

掛である。

地下鐵道は普通座席四十八人乘三十六人乘もある五六臺を一列車に編成してある樣です。夫れに一等車が一臺、餘は三等で、二等がない樣である。一等は五割增かで、何も設備の違つた所はない。只賃金が高いので混雜せぬだけである。そして朝夕など混雜するときは、三等切符で一等に入つても、腰さへかけねばよいのださうで、腰を下せば三等と一等の差額を徵收されるだけだといふ。こゝらは英國人にも面白い所である。乘り越したり間違つたりすれば何囘でも無料で目的地にやつて與れる。

朝の出勤時間や夕方の歸宅の時間には、可なり込み合ひます。それでも押し合ふ程の事は私は見なかつたのである。

荷物を持ち込んでも、之れを置く席さへあれば、一向に構ひませぬ。そして車掌か親切に其れを下してやつたり、乘せてやつたりするのをよく見ます。僅かの事ではあるが、見て居ても氣持がよいものです。發著の時間は定めてある樣ではあるか、絕えず來るので時間があつても無くても同じ樣で、市中の交通には時計は要らぬ樣である。是れは電車でも乘合でも同じである。

電車も可なり線路が澤山ある。市內の交通にも、市と郊外との連絡にも利用される。（重に二階附きである）電車の餘り混雜しておるのを見る事は少ない。郊外になど參りますと、殆んど空車だと思ふ位の少數の客を乘せて、平氣で運轉しております。客の有無に拘はらず、時間を定めて運轉しておるのでせう。

乘合自働車（バス）は非常に多い。恐くは何萬臺といふ數でせう。これが最も市の交通機關の調節を爲しておるのであらう。鐵道や電車の樣に固定した線路を造る事が要らぬので、必要の場所〳〵に何千臺でも出す事が出來るからである。

乘合は二階附で、下へ二十八人、二階へ二十八人（是れも大小種々ある）乘れるのが普通の樣である、其道の人に聞くとこんなに澤山の人を乘せるに拘はらず、其の機關は普通四五人乘りの贅澤な自働車と略同じで二十馬力乃至四十馬力のものだそうです。この乘合は多數乘れるのみならず、坐席の設備も好く（但し二階の坐席は板である。雨に濡れるからであらう）動搖も甚しからず、乘心地も好いのである。臺北などでも道路さへ良くば、こういふ自働車を

Digitized by Google
Original from
UNIVERSITY OF MICHIGAN

使用したら可からうと思ふが、隨分重くなるので、現在の道路では如何でせうか。

地下鐵道、電車乘合とも、賃錢は區制で、最低地下鐵道は一片半、電車と乘合とは最低一片である。電車と乘合は一二等の區別はなく、電車の座席は板が多いやうである。

交通機關の序に、倫敦の道路の見聞の一二を申し上げると、現今は矢張コンクリートの上に木煉瓦を敷いて、其上をアスフアルトにするのが最も良い事になつておるのでせう。巴里でもロンドンでも、新しく作り亦は修理しておる所は、そうしておる樣である。トラフアルガー、スクエアの道などは、搗き固めた上に鐵筋を敷き、其上に一尺以上のコンクリート、次に木煉瓦アスフアルトといふのであるから實に羨ましい程堅實の者である。尙は驚いたのは、ウエストミンスターの邊で水道修理の爲に道を掘るのに、壓搾空氣で器械を利用して掘るのを見たが、四尺以上も深く掘つておるのに、未だ底が見えぬ。其の位コンクリートで深く固めてあるのです。家屋の敷地かと見れば、其敷地になつておる方は。まだ深く煉瓦積になつておるので、純然たる道路敷に斯かる設計をしたといふ事よりはかゝる道路を造り得る英國の富が羨ましいのである。何となれば、こうした道路を造る事は、必ずしも英國人でなくては設計が出來ぬのでなくて、費用がないので止むを得ず姑息の道路を造るのであるからである。

東京の道路を「泥田の如し」「東京に道路なし」などいふ事を聞く。殘念ながら實際だから止むを得ぬ。東京にロンドンの如く乘合自働車を走らせたなら、夫れこそ行路の人は頭から泥除け外套を著ねばならぬ事でせう。雨が降つても。ロンドンにはそんな事のないのが幸ひである。

人口一人當りの道路を調べたら、上に高い歐洲の道路と違つて、横に廣い日本の都會の道路の延長が多いことであらう。是亦た日本の道路改造の前に横はる難關であらう。

簡樸に道路の良好なる事と、市内の交通機關が地下鐵道、電車及乘合馬車の二重になつておる上に、乘合自働車が其の繁閑を調節し得る機能を有するとでロンドンの大都市の交通が誠に都合よく運んでおる事と考へます。

賃錢を均一制にしたならば、之を利用する側には

Digitized by Google　Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

層都合がよからうがこの大都市である事と、恐くは各個の經營者の統一されてゐぬ事など、色々な理由があつて、均一になつて居らぬことゝ思ふ。

ロンドン市街には電線が引張つて無い。これは皆な地中に埋設してあるのだそうで、大都市には必要の事と考へる。電車も矢張り地下より電氣を取つて居る。但し郊外には空中より取る所も見たが、線は一本の樣に記憶して居る。

交通を取締つてなる巡査の態度は、誠によい感じを與へる。倫敦では、道を聞くときには巡査に金をやるなどゝ聞いてゐる。何でも或一部にはそんな惡習慣があると聞くが、私には是迄そうした經驗は無く、皆な親切に敎へてくれるし、ジロ／＼と人の樣子を見ながら談話する事も無かつた。巡査の手の擧げやう一つで、交通機關が運轉したり、靜止したりする樣も、誠に規則正しい、又た實際それ程澤山の馬車、自働車が自ら勝手に行動したら、夫れこそ人畜の殺傷や、機關其れ自身の出來事が、頻々として起るであらう。第一交通頻繁の場所などは、普通行路の人など通れなくなつて仕舞うでせう。交通の非常に劇しい場所には地下にトンネルの出來ておる所が澤山ある。これは安全第一で、少し道は遠くなるが、危險がなくて宜しい。空を飛んだり、地中をもぐつたり、文明といふものは漸次に人間に不自然の生活をさせるものだと思ふ。

ロンドンから巴里への飛行機の賃金は五ポンドだそうです。貧乏書生の小生には乘る氣になれなかつたが、私の友人はそれで巴里に行つたことであつた。

伯林市街の週遊自働車（ルンドファルト、アウトモビル）

歐洲では、大抵の都市に週遊自働車があつて、比較的安い賃錢で市街目貫きの場所／＼を週遊させます、巴里でも倫敦でも滯在期日に餘裕があつたのと懷の都合もあつたので、私は遂に之れを利用しなかつたが、伯林では滯在日數が少なかつた爲に、之を利用して市中見物を試みた譯であつた、

それは昨年九月のことであつた。尤も週遊自働車で見物した前に、折田醫學博士に伴うて一日伯林を見物し、それに由りて、伯林の短期滯在の人の觀るべきものは大體こんなものだと敎へられた譯であつた、其の後、北君と相携へて舊王城の博物館から、伯林古物博物館を見物した時のことであつた三時閉

Digitized by Google Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

館の鈴に驚かされて急いで館を出て、「ウンター、デン、リンデン」の通りをブラ／＼歩いておると「今、週遊自働車か出るから如何です」といふので、話の種に乘つて見やうではありませぬか、といふ申合せで、イクラかと聞くと、五マルクで二時半といひます、博物館見物で足も疲れておるし、丁度よからうと相談一決して乘つたのである。尤も伯林で乘合自働車（バス）は遠い所で二十ペンニッヒ（以下何文と書く、ペンニッヒはマルクの百分一で五厘六毛位に當る）近い所で十五文。そして電車は十五文均一制だから、時日さへあれば此の五マークを以て電車とバスとに乘れば、隨分澤山乘れるのであるが、伯林滯在は時日が少い爲に「時是れ金」で、金で、時間を買つたのである。偖て私共は自働車に乘つて滿員になるのを待つておる。矢張り都は都だ。西より東より南より北より、御のぼりさんがやつて來て、ボッリ／＼と人員が增して、何時となしに坐席か塞がつて行く。偶と日本人が二人、吾々の外に入つて來た誰かは知らぬが双方から脫帽して挨拶をする、最初案内人の出した十マークの受取書を社員が來て切符二枚と取り換へる。繪葉書や地圖や新聞などを賣る者かやつて來て頻りに勸める「ナインダンケ」と斷はる。寫眞屋が來て「今撮りますと一時間で出來上つて御持ち歸りが出來ます」とてカメラを向ける。向ふの端の方は立つて下さいとの事、私は端に居つたから立つた。こんな事になると知つたら、今少し「ハイカラ」をするのであつた。自働車は走り出した。やがて途中道普請をやつておる所へ行つた時、人足の一人が我々を「ジャップ」といひ、夫れから前の人を「ノルウキスチール」など言つておつた。前の人はノルウエー人かも知れぬ。歐洲へ來て「ジャップ」など、いはれたのは之が始めてだ。尤も瑞西で吾々が大學生と一緒にアーレを下つたときに、水を泳いでおる者が我々のことを「アフリカ、アフリカ」といつたことがあつた。多分魚か河童かゞ言つたのだらうと思ふて氣にも留めなかつた。此の伯林の人足の奴、青島あたりで戰死した軍人の遺族だかも知れぬ。

自働車の走るにつれて、案内人が一々說明して聞かす。成程過半は前日折田君の案内して吳れた場所だ。只說明が細かい一軒宛イヤ文部省、遞信省、交通省、など、いふ。折田君からは此邊は諸官省の所在地と說明された。米國大使館、英國大使館、外交

官倶樂部、などいふ所を、外交の中心地だと聞かされて居た。案內者は獨逸語で喋つて時々は英語に譯する。手に入つたもので、千何百何十何年誰それが建てたなど〻、私が千位の處を譯しておる內には別の說明をしておる。

市街を一週すると、今度は「チーヤガルデン」を乘り廻はす。紀念像の都だといはれる程、多くの紀念像を一々誰れ彼れで說明する、郊外の新發展地を、ビスマルクが何のかんの、と說明しながらヒタ走りに走る。何處のかカフエーの後に事を停めて十五分間休憩を宣告する。その時先刻の寫眞はがきは先き廻りして已にこ〻に來ておる。三枚二マルクといふ一枚約四十錢に當る。お上りさんの懷中を搾ることは中々上手である。

豫定の十五分休憩がすむと又た動き出す。今度は反對の側のチーアガルテンに向つて這入つて行く。北君は一生懸命地圖に赤いインキで通つた道を誌しておる。隨分あちこちと乘り廻して凱旋門をくゞつてウンテル、デン、リンデンを復たもと出た方に二度目の見參。これは途中參加した者の爲であらう。私共は前日から五六回も行つておる處で珍らしくない案內者が說明しつ〻走る內に又た元と出た場所に歸つて來た。愈々下車するとなると、降り口に案內人が立つておる。御客は大人ばかりで落ちる心配はないのだ。手を牽かねばならぬ老人はゐぬ。いふ迄もない事だ。十文錢二ッ降口で手に握らせる。ダンケシエンと禮をいふ。これで自働車での週遊が終つたのである。

Digitized by Google
Original from
UNIVERSITY OF MICHIGAN

熱帶學校園の話

臺中師範學校教諭　福原與之助

一

先づ「學校園の意義」に就て述べて見やう。凡そ庭園の分類には種々ある。そのスタイルの上から英國式とか、佛國式とか、伊太利式とか、日本式とか、或は支那式とか云ふ樣に、其の國名をつけて、各國庭園の特徴の表はれた所に分類の基礎を置いて分けたものもあれば、其の所屬又は、所有及び使用上から分類したものもある。即ち私園と公園とがそれである。個人住宅の庭園は前者に屬し、學校園・公園・神社佛閣の庭園、或ひは廣場(內地の二重橋前の廣場、臺北の新起町の榕園公園等)又は並木道の設備、或ひは三線道路の設備等の樣に迚も公園とも云ふことが出來ないが、庭園的の設備をしたものが市街地に多く設けてある。此等は皆後者に屬するものである。

以上の分類に依つて學校園は、公園であると云ふことは了解が出來る。然し一般の所謂公園とは、其の趣を異にするもので、學校を本位にして設けられたものであるから、其の意味に於て、充分の特色を發揮したものでなければならないのである。文部省では次の樣な條件を具備したものが、學校園として必要であると唱導して居るのである。その條件と云ふのは次の九箇條である。

(1) 博物教授の實地適用を行ふこと。
(2) 自然に接觸すること。
(3) 美的觀念を養成すること。
(4) 品性の陶冶に少なからざる效果を與ふること
(5) 考案の力を養ひ觀察力を助長すること。
(6) 兒童の心情と肢體とを活動せしめ、心身の圓滿なる發達を遂げしむること。
(7) 勤勉忠實の風習を發達せしむること。
(8) 學校生活と社會生活との接觸を保つ上に於て

最も適切なること。

(9) 學校を修飾して快感を與ふること。

要するに學校園なるものは、各學校の品位品格を保ち、兒童をして充分に趣味を起させ、作業の勞などは毛頭思はせないで、園内の資料は、日常各學科の敎材として成る可く多く利用し、其の他實用に適する樣に設置することを奬勵されて居るのである。

以上の事は何人もよく了解して居ることであるが諺にもある通り、「知るは易く行ふは難し」でなかなか思ふ樣に出來ないものである。尙之が遂行に當つては困難な問題が澤山に起つて來るので餘程熱心に根氣強く、萬難を打破して行かないと出來ないのである。それ故に私は本島の各學校園をして、何とか更に優良に設置、管理、經營利用されることを希望して、今更新しくもない學校園云々を繰返すのである。

二

夫れで學校園の「沿革」に就て觀ると、從來敎材の提供、校庭の修飾、或ひは實用の方面から花卉・蔬菜・果樹・其の他種々の植物を栽培して相當の成績を擧げた學校園があるが、此等は單に其の當事者が特別に趣味があつて行つたもので、學校園と云ふ名目はなく、誠に微々たるものであつたが、明治三十五・六年頃から文部省視學官針塚長太郎氏が學校園と云ふ題目を提げて、敎育社會に鼓吹唱導されたので、始めて學校園の本義を解する者が出て、之が經營や運用の方法を講究する樣になつたのである。

當時兵庫縣に於ては特に其の聲が高く、時の加古郡長三輪信次郎氏は、切に學校園の必要を認めて全郡擧つて、學校園を施設する樣に盡力され、且つ實際に敎育上に應用することを奬勵し、又同縣立農事試驗場長小野孫三郎氏、同農學校長吉田彥松氏、同試驗場技手太田甚次郎氏等の人々が、その設計指導に斡旋盡力された爲め、優良なる學校園が設けられ、國内各地に其の名が高まつて、全國各地方から視察調査に來る者が多く、同縣は本邦學校園の基礎を作り出したのである。

此等の學校園が基礎となつて、從來多少の施設をしたものは、更に其の步を進め、又其の筋の懇なる訓諭と奬勵に依つて、學校園は流行的呼物となつて、各學校は相競つて之が施設・管理・運用に努力した爲

Digitized by Google　Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

めに、學校園なる新題目は靡然として、敎育社會に流行して明治三十九年には、全國を通じて八千餘の學校園を見ることになつて、現今では學校園の設備の無い學校は皆無と云つてもよい位になつて居る。尙學校園は單に小學校（本島に於ては公學校をも含む）だけではなく、中等以上の諸學校に於ても各地方に適當なものが設けられる樣になつた事は敎育社會から見て誠に喜ぶ可きことで、又學校の相當の品格を保つ上に必要なことである。

唯遺憾に思ふのは未だ學校の設備・管理・運用の方面が理想に遠いことであるが、著々と步を進めて其の域に達するのを樂しく待つて居ることで、吾人敎育の任にある者は充分考慮し、前揭文部省指示の九箇條件の趣旨に從つて、完全なる學校園の設置に努め、その經營利用に盡したいものである。

以上は本邦に於ける概略の沿革であるが、參考までに歐米に於ける沿革の概略を述べることにする。

歐米各國に於ても、本邦と同樣に新しい歷史を持つて居て、今から約三十年前から設備される樣になつて以來、次第に進步發達したのである。フランスでは十九世紀の末に國民學校の學科課程があつた時に、農事と園藝の敎育を課することになり、尙學校園の設置を强制し、引き續いて千八百八十七年までは、學校園を附設しない小學校の設置を認可しなかつたので其の數は二萬七千校となつて、急に盛んになつたのである。

オーストリア、ハンガリーは歐洲に於て、學校園設置に關する法令を發布した嚆矢で、從つてその發達も著しく、その數は一萬八千校に及んで居る。

スヰスは、今から二十年前から學校園に留意し始めたのであるが、政府で之が奬勵・補助に盡力したので、現今では模範學校園を多數に持つて居る。

ベルギーはフランスと同樣に學校令に依つて、命令を出したので之が設備は行き渡つて、全國小學校で學校園のない學校はないと云ふことである。

イギリスは實地の方面に敏捷な國で、少年敎育のために手藝や園藝を重んじて、少年養成の任に當つて居る私立の組合・協會では商工業の他に、盛に耕耘や園藝に關する理論と實地を敎授したので、學校園の設備も完備して居ると云ふことである。

スヰーデンはオーストリア、ハンガリーと共に學校園設置の嚆矢であるが、何分にも國の位置が北偏

Digitized by Google
Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

して居るので學校園の設置・經營に困難な爲めに現今ではあまり振つて居ない樣である。

ドイツは學校園に關する規定は設けてないが、三十數年以來之が實行を續けて來て、尙都市には必ず中央庭園を設けて、多くの學校に植物を供給したので其の經營に便利なために他國に比較して發達して居ると云ふことである。

ロシアは中部以南の學校に多く設置して、學校園を設けない學校には補助金を與へなかつたので各學校は盛に設置したのであるが、現今ではあまり見る可きものがないと云ふことである。

カナダは近來極端な奬勵をしたのでよく普及して居る。又千九百〇三年には學校園規定を發布して、補助金交付面積・位置・器具・建物等に關する九箇條の制定をしたので盛んになつた。

合衆國は二十數年以來始めたが、歐洲各國の樣に法令を以てせず、各校隨意の發達を促したので一定の規矩はなく、自由な發達をして居るとの事である。

要するに學校園の歷史は本邦及歐米各國共に、新しいもので世の進步と共に進步發達して居るが、益々實地の研究をして、設置・經營・利用の方法を全うするに至らば結構なことであると思ふ。

三

偖て之から「學校園の分類」に就て述べやうと思ふ。學校園は校內の事情、周圍の關係、經費の關係、運用の關係等に依つて、その範圍・質量は一定して居ないのであるが、要するに只漠然たるものでなく、一貫した主義ある、系統的に組織的に纏りのあるものでなければならない。そして學校の品位品格を飽く迄發揮せしめるもので、趣味の分量を豐富にして、校內に淸新の生氣を澎湃たらしめ、適切な所に適切な敎材を配列し、實用に適することが肝要である。

次に學校園を此等の要綱に依つて分類すれば

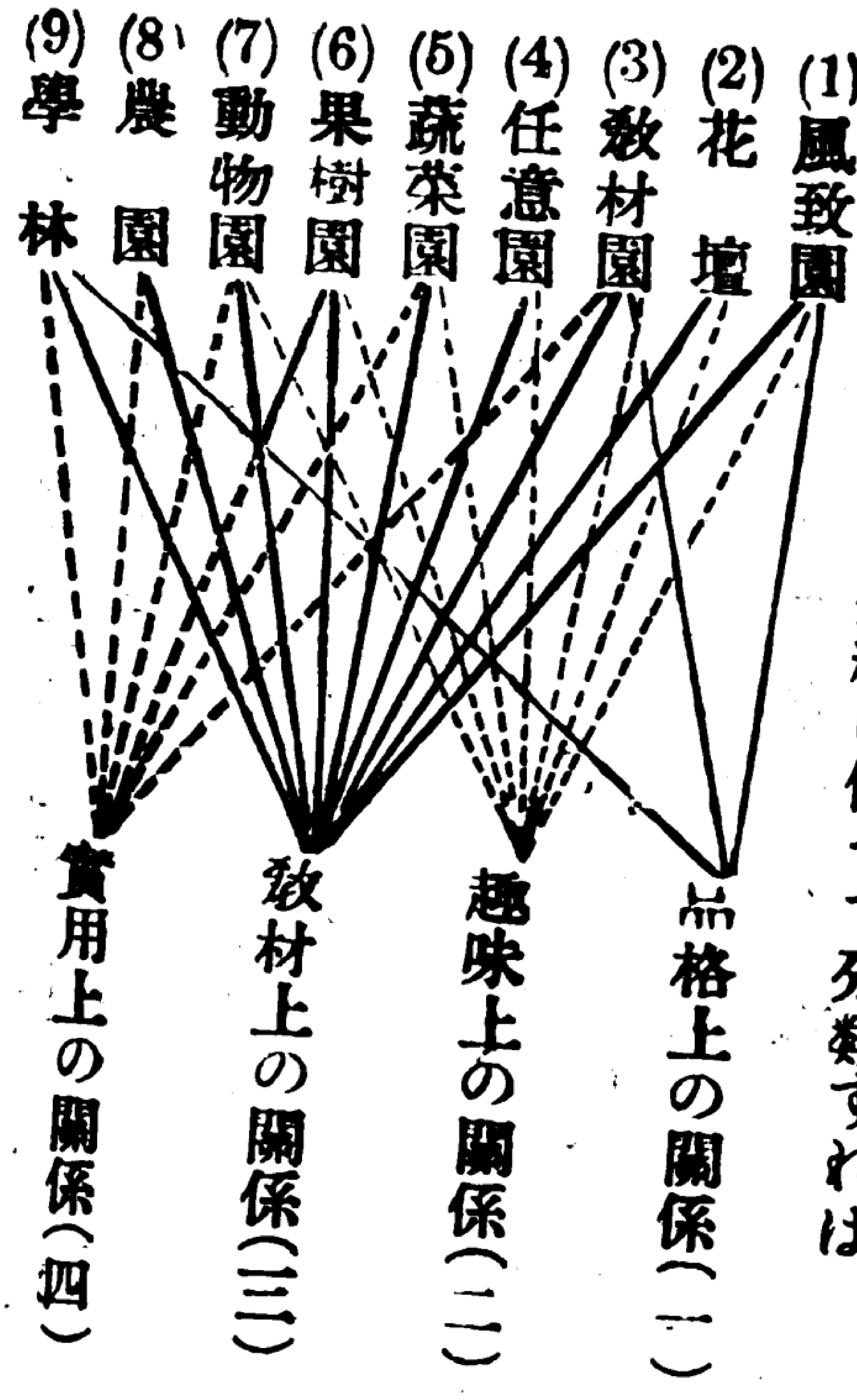

以上は比較的關係の深いものに依つて四つに分類したのであるが、精密に云へば決して離す可らざるもので何れも關連して居て、初めて學校園の價値が表はれるものであるから、當事者は大體に於て類別をして、全體としての良調和を保ち統一を計つて、經營に當つては熱誠を注がなければならないのである
其の他の分類法としては、場所に依る方法がある。即ち玄關園・後庭園・等と云ふのがあるが取り立て、書く程でないから省略する。

四

次に「學校園の必要」なる理由に就て述べて見たい日常吾々のよく耳にする言葉で不可解なことが決して少なくないが、今次に述べる言葉も亦其の一である。即ち學校園・否な運動場の面積は、兒童一人に付いて、一坪乃至二坪が適當であると云ふ言葉である。一體此の面積は何所から割り出したのか知らないけれども、之は限定的のものではあるまいと考へられるのである。

(1) 云ふまでもなく兒童の入學前は各々其の郷土の山河、或ひは自由の天地に平和な自然を友として、殆んど日沒をも忘れて、樂しく活動して居た者が、入學して以來一變して、狹隘な塵埃の多い比較的殺風景な校庭に窮屈に混同生活をしなければならないと云ふことは、如何にも心配でならないのである。其の意味に於て學校園の一部である運動場も經費の許す限り、成る可く廣くして兒童をして自由に活動させたいものである。そして學校としては、常によく管理經營して行きたいものである。

(2) 本島の兒童には眼病の者が少なくない樣であるが、之は血族の關係、或ひは周圍の狀況等種々の原因があると思はれるが、學校生活中にも其の害を受ける者も少なくないことゝ思ふ。特に本島は乾季の風の强い日には殆んど目も當てられない程に塵埃が飛散して居るが、あの塵埃のために目を害する人が學校以外にも多いことであらうが、少なくも學校としては、成る可くこの塵埃を避けるために、植樹をするとか或ひは芝生を張るとかすれば、幾分其の害を逃がれ、校庭の修飾にもなることであると思ふ。特に優良な芝生は兒童の遊戲場として適切なものとなり、大木は木陰を作つて、夏季の長い本島に於てはまた其の利用が多いと思ふのである。此の意味に

Digitized by Google
Original from
UNIVERSITY OF MICHIGAN

於ても學校園の必要を認めるのである。

(3) 吾々は云ふまでもなく兒童も、神社の前に行くと自ら頭が下り、又佛閣に行つても同樣に手を合せて禮をする氣持になるものであるが、之と同樣に學校園の適はしいものを作れば必ず、校門に入つたなら學校と云ふ敬愛の念を起させることが出來るのである。卽ち學校としての品位品格の備はつた場合は必ず兒童は無言の中に其の精神が學校を敬し、慕ふ樣になるものであるから此の意味に於ても相當の校庭特に玄關の設備が必要である。

(4) 日常四十分乃至四十五分の授業は幼少な兒童に取つては、相當な勞である。吾々人類が活動の裏面には、相當の慰安が必要である。之と同樣に兒童にも相當の慰安が必要である。而して學校生活に於ける兒童の慰安は十分乃至十五分の休み時間の運動場に於ける自由の活動が主なるものであると思ふ。同じ慰安を得るには相當の設備のある衞生的の場所がよいのであるから、此の意味に於ても亦學校園が必要である。

(5) 英國のマンチエスターでは野外研究所を設けて博物・理科・等の授業をして其の目的を遂し、併せて心身の發達を計つたと云ふことがあるが、之は誠に結構なことで、現今林間教授とか臨海教授とか云ふものが行はれて居る折柄此の森林的設備をした學校があるならば、遠隔の地に行つて、時間と費用をかけなくつても出來得ること丶思ふ。或ひは校庭にプールを設けて海に代へることも出來得ること丶思ふ。此の場合の利用にも亦學校園が實用上必要であることが了解されると考へるのである。

(6) 栽植した植物の莖・葉・花・果實等の實觀をするとか、或ひは種子の發芽の場合に土地・空氣・温氣・温度の關係が必要であるとか、或ひは種子の發芽から生長して開花結實する經過等を實觀するとか、或ひは蔓性植物の右旋・左旋の狀況等の實觀が坐ながら出來ると云ふ便利が多いことであつて、此の意味に於ても學校園が必要である。

(7) 花壇に咲き揃つた色彩の美なる觀、或ひは森林區の壯嚴の美、或ひは大芝生地で大平原を想像することも出來て、精神的に感ずることが少なくないこと丶思ふ。

(8) 作物の栽培中に、培土の用意、採種前後の手入、生長中の管理等は、自働的に兒童を活動せしめ

Digitized by Google
Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

て、眞に勤勞の興味を會得し、延いては實業精神の養成に效果を及ぼし、或ひは種子の發芽から開花結實するまでの經過に溢れる程の興味を起して、自然に勤勞を尊ぶ精神が起るであらうと信ずるのである。

(9) 雜草中の作物の生育を見ては、天然に打勝ち、雜草に打勝ち、此等幾多の困難に打勝つて勝利者となつたと云ふことを知り、延いては人生に於ても之と同樣に幾多の難問に打勝つて成功するのであると云ふ修身敦敎の助となることもあるであらうと思ふ

(10) 作業に從事してよく、實行する習慣を養ひ、此の習慣を繰り返して、終には品性をも向上させ此所に於て期待する所の知行合一の域に到達せしめて品性の光輝を發揮するに至つて、始めて圓滿な效果を擧げ得るのである。

(11) 尙校庭には音樂堂・體育訓練場・其の他野外講堂等の設備をして、地方青年團又は、學校同窓會等の場合に充分の利用をすることは、社會と學校とを親密に結ぶ上に必要なことゝ思ふ。

前述の樣に學校園の效用は廣く、且つ重要なものであるから、今更此の設置・設備に反感を抱く樣な者はなく、皆等しく其の必要を認めて居るのであるから、吾人は益々之が經營・管理・利用に心を用ひて、其の必要に應じたいものである。(つゞく)

Digitized by Google
Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

島情

督府の職業紹介部

舊臘行はれた行政整理が其の原由をなして總督府では二月二十一日左記の職業紹介部規程及同處務要項を發布し之によりて失業者の救濟を圖らんことを期して居る。

□臨時臺灣職業紹介部規程

大正十四年二月二十一日
訓令第十八號

第一條　今回ノ行政整理ノ爲離職シタル者ノ就職ヲ斡旋スル爲臺灣總督府ニ臨時臺灣職業紹介部ヲ、州及廳ニ其ノ支部ヲ置ク。

第二條　臨時臺灣職業紹介部ニ部長、副部長竝若干名ノ評議員、幹事及書記ヲ置ク。

臨時臺灣職業紹介部支部ニ支部長、支部副長竝若干名ノ評議員、幹事及書記ヲ置ク。

部長ハ臺灣總督府總務長官、副部長ハ内務局長ヲ以テ之ニ充ツ、支部長ハ知事又ハ廳長、支部副長ハ内務部長又ハ庶務課長ヲ以テ之ニ充ツ。

評議員及幹事ハ臺灣總督府部内高等官中ヨリ臺灣總督之ヲ命ス。

書記ハ臺灣總督府部内判任官中ヨリ部長又ハ支部長之ヲ命ス。

第三條　部長ハ部務ヲ總理ス。

副部長ハ部長ヲ補佐ス。

支部長ハ支部ノ事務ヲ總理ス。

支部副長ハ支部長ヲ補佐ス。

評議員ハ部長又ハ支部長ノ諮問ニ應シ求人開拓竝就職斡旋ニ關シ部長又ハ支部長ヲ補佐ス。

幹事ハ部長又ハ支部長ノ指揮ヲ承ケ部務ヲ掌理ス。

書記ハ上司ノ指揮ヲ承ケ庶務ニ從事ス。

第四條　本令施行ニ關シ必要ナル細則ハ部長之ヲ定ム。

□臨時臺灣職業紹介部處務要項

臨時臺灣職業紹介部處務要項左ノ如シ。

一　臨時臺灣職業紹介部ハ就職紹介ニ關シ常ニ各支部ノ聯絡統一ヲ計リ支部ニ於テ適當ニ紹介スルコト能ハサル求職票ノ送付ヲ受ケタルトキハ他ノ支部ノ需給關係ヲ査察シ就職ニ關スル適當ノ方途ヲ講スヘシ。

二　各支部ハ其ノ管内ニ於ケル銀行、會社、商店、工場其ノ他重ナル事業家及實業團體等ニ就キ求人開拓ニ努ムヘシ。

三　求人又ハ求職ノ申込ヲ爲サムトスル者ハ別紙第一號樣式又ハ第二號樣式ノ各項ヲ記載シタル申込票ヲ臨時臺灣職業紹介部ヘ差出スヘシ。

四　各支部ニ於テ求人又ハ求職ノ申込ヲ受ケタルトキハ住所氏名其ノ他必要ナル事項ヲ求人票(第三號樣式)求職票(第四號樣式)ニ登錄ノ上寫一通ヲ作製シ本部ニ其ノ都度之ヲ送付スヘシ。

五　本部ニ送付スヘキ前項各票ニハ紹介濟又ハ就職濟等處理ノ要項

Digitized by Google　Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

ヲ裏面相當欄内ニ記入スヘシ。
適當ニ紹介スルコト能ハサル求職票ニ對シテハ其ノ事由ヲ備考欄内ニ朱書ノ上本人自筆ノ履歴書ニ通ヲ添附スヘシ。（様式略）

特産課の分掌指定

舊臘官制改正に伴ふ事務分掌規程に於て殖産局特産課の分掌事務は糖業の外には「茶業其他特に指定する産物に關する事務」と規定せられたりしが今回左記の通り府議決定の旨一月十七日府報を以て發布された。

大正十三年訓令第百二號總督官房竝各局事務分掌規程第二十條第六號に依り特に指定する産物左記の通り府議決定す。

甘蔗　鳳梨　柑橘

州税徴收成績

――大正十三年度後期分――

大正拾三年度後期分州税徴收成績は別表の如く新竹州第一位を占め臺南州、臺中州、高雄州、臺北州の順序を以て之に亞き新竹州は前年度同期と同様第一位を持續し臺南州は第四位より第二位に進み臺中州は第二位より第三位に高雄州は第三位より第四位に低下し臺北州は依然最低位の成績を示せり。

□大正十三年度後期分州税徴收成績表

州名	税目	調定濟額	收入濟額 納期限迄	收入濟額 認定額ニ對スル歩合	收入濟額 前年度當期ニ於ケル歩合	收入濟額 歩合増△減	收入濟額 納期限後	收入未濟額
臺北州	戸税	円 七四、二一八	円 五九、六七二	円 〇・八〇四	〇・六〇四	〇・二〇〇	円 七、〇〇七	円 七、五三九
	營業税	四八五、七七二	三六四、五八〇	〇・七五一	〇・四四九	〇・三〇二	五一、八六二	六九、三三〇
	雜種税	一八、六二八	一四、九五八	〇・八〇三	〇・五五八	〇・二四五	一、九一一	一、七五九
	計	五七八、六一八	四三九、二一〇	〇・七五九	〇・四七四	〇・二八五	六〇、七八〇	七八、六二八
新竹州	戸税	二二四、三一五	二一八、二四六	〇・九七三	〇・九三四	〇・〇三九	一、六六八	四、四〇一
	營業税	八八、〇九四	八〇、三四三	〇・九一二	〇・八一四	〇・〇九八	三、〇七四	四、六七七
	雜種税	一六、一〇九	一五、三五九	〇・九五三	〇・八九六	〇・〇五七	一六五	五八五

計		三一三、九三〇	〇・九五五	〇・九〇〇	〇・〇五五	一四、九〇五	九、六六五
臺中州	月税	一六三、六三二	一五四、〇一〇	〇・九四七	〇・九〇八	〇・〇三九	七〇五	七、八二七
	營業税	一九七、九四七	一七八、六二七	〇・九〇二	〇・八六〇	〇・〇四二	一、三九七	一七、九二三
	雜種税	六〇、二八	五八、八八九	〇・九七六	〇・九五五	〇・〇二一	三二	一一七
	計	五六八、五九七	五三八、六〇六	〇・九二三	〇・八八四	〇・〇三九	二、二二四	二五、八六七
臺南州	月税	一九七、九七五	一八六、七五四	〇・九四三	〇・八九五	〇・〇四八	九、五八五	九、六五六
	營業税	二五六、八九七	二三六、五九一	〇・九一〇	〇・八四九	〇・〇六一	九、〇九一	一三、三二五
	雜種税	一一、〇五八	一〇、七〇五	〇・九六九	〇・九一〇	〇・〇五九	〇・一六三	一七三
	計	四四五、九〇八	四一三、〇四八	〇・九二六	〇・八七二	〇・〇五四	一四、八五七	一八、〇三三
高雄州	月税	一九八、〇八四	一四四、五二九	〇・九一四	〇・八九五	〇・〇一九	五六、二五四	八、五〇一
	營業税	一五六、〇一四	一三九、八六二	〇・八九六	〇・八五九	〇・〇三七	四、三九二	一二、八七〇
	雜種税	一二、四三六	一〇、五八五	〇・八五一	〇・七九〇	〇・〇六一	一、六五四	一九七
	計	三三六、五三四	二九四、九六六	〇・九〇三	〇・八七四	〇・〇二九	一一、三三〇	二〇、三六八
合計	月税	八一七、三二二	七六五、二九一	〇・九三四	〇・八八一	〇・〇五三	二〇、三三七	五三、七〇四
	營業税	一、二四二、七二四	九六三、七九五	〇・八四一	〇・六九二	〇・一五〇	六六、七一八	一二〇、三一五
	雜產税	六四、三三九	五七、四九六	〇・八九五	〇・八八八	〇・〇〇七	三、九一三	三、八五〇
	計	二、〇二四、一七五	一、七八三、五八〇	〇・八八一	〇・七七三	〇・一〇八	九三、八四六	一四八、七四九

（備考）一、本表ハ定期賦課ニ係ル年税ヲ掲記セルモノナリ。
二、本表ハ各税共納期限十日目ノ現計ヲ掲記セルモノナリ。

臺灣貿易統計

臺灣總督府税關

●貿易額

	一月	十三年累計
輸出	円 二、九〇七、五七〇	円 二、三七九、四五四
輸入	六、一五七、五六八	五、〇二八、二四四
計	九、〇四七、一五八	七、四〇七、六九八
輸出(入)超過	(入)三、二六七、九七八	(入)二、六四八、七九〇

	一月	十三年累計
移出	円 二九、四三六、七〇六	円 二五、二三一、九五七
移入	六、五二三、一八六	五、七一六、三〇七
計	三五、九五九、八九二	三〇、九四八、二六四
移出(入)超過	二二、九一三、五二〇	一九、五一五、六五〇

●輸出

		一月 數量	一月 價額	十三年累計 數量	十三年累計 價額
			円		円
石炭	噸	五七、五四八	五九九、五四六	五六、二五〇	五八六、六四五
砂糖	斤	六四〇、七〇〇	七三〇、二一〇	五、〇二八、六四	四三六、四八七
包種茶	同	三四八、八六七	二七六、六八二	三四八、九八〇	二六八、九九四
烏龍茶	同	一一三	一一七	三二一	九四
鹹魚及乾魚	同	七九五、三二六	一〇一、八八七	三一二、五〇八	四五、四二三
樟腦	同	一三一、五〇〇	二六五、八七二	七〇、〇〇〇	一三五、三七七
酒精	升	五七〇、五六〇	一六四、六二三	三四〇、六〇〇	一〇八、一二七
鹽	斤	二五六、二一一	一一〇、三三六	七四五、五〇五	二三七、一三四
綿織物	碼	二九六、七九八	一〇八、一五〇	二六〇、六一八	八三六、六一〇
セメント	斤	四〇一、七六六	八二、七九一	一、〇八二、五六九	二四一、三三四
苧麻	同	一〇二、〇七九	三九六、三七四	四六六、三九〇	二〇七、五六六
紙	同	二〇七、七四八	二三六、三三九	三一一、二五八	二六八、八三一
食鹽	同	三、〇〇〇、〇〇〇	一五、四〇〇	—	—
貝柱	同	一四七、三五	一六九、五七八	四、三七六	五、二二七
硝子罎	個	五八八、九八六	一六二、二三五	六四六、八三三	一六三、九九五
其他諸品		—	三五六、八五〇	—	四〇六、三一〇

●移出

		一月 數量	一月 價額	十三年累計 數量	十三年累計 價額
			円		円
砂糖	斤	一三七、八六六、九五〇	二一、三三六、八五九	一一八、九一六、〇〇〇	二〇、三三五、七七七
米(籾共)	同	四七、三七六、二五〇	六、七一五、九二九	二四、三一〇、二五〇	六、四一四、〇八一
芭蕉實	同	五、二六四、七七〇	二六六、五六〇	六、七四一、七八〇	三一九、六五四
樟腦	同	一五八、七六〇	二七四、〇〇〇	七五、六〇〇	一五三、〇〇〇
酒精	升	五八九、四〇〇	二七二、五四八	五三三、〇〇〇	一八九、八七四
樟腦油	斤	二三九、八九〇	一〇七、三〇七	四八一、四二二	二三五、六一〇
木材		—	三九七、九八九	—	二一一、三五五
石炭	噸	一九、一八〇	一九七、三五〇	二七、一一三	二八七、六七九
セメント	斤	四、二七五	七三	五、七六〇、〇七六	一五一、〇三五
鰹節	同	五、九四一	七、七二六	一三、五六四	一八、〇八〇
食鹽	同	七、五一三、二〇〇	七三、九五五	九、一七七、〇七〇	六四、五六六
切乾藷	同	二、五一二、三八〇	九三、七〇七	一九六、五六〇	九、二二五
鳳梨罐詰	打	二四、一九〇	八〇、二六一	四〇、〇七六	一二七、八一〇
模造パナマ帽子	個	二七一、八〇〇	九〇、七八四	七三、八〇〇	三六、九八〇
麻織物	碼	二三一、三八〇	五五、八四八	二一八、二六〇	五〇、六七九
其他諸品		—	五五七、七二一	—	六五八、五九二

		一月 數量	一月 價額 (円)	十三年累計 數量	十三年累計 價額 (円)
計		—	二、九〇七、五七〇	—	二、五七九、四五四

●輸入

		一月 數量	一月 價額 (円)	十三年累計 數量	十三年累計 價額 (円)
大豆油糟	斤	四四、八五一、〇八四	二、四六八、七九二	四〇、九六八、五一〇	二、〇六六、四五四
砂糖	同	五、一七二、〇六〇	四〇六、二六二	四、〇八七、九五六	五〇四、五七一
大豆	同	二、五五二、八五九	一九九、五六二	四、一五三、一〇一	二六二、九七九
木材		—	一〇九、五九八	—	五七二、九九五
硫酸アンモニウム	斤	四、四一七、二六六	四八二、七九八	—	—
ガンニー袋	箇	六八四、〇〇〇	五五六、二二四	二二一、六〇〇	四六、八一六
包蓆	枚	八三一、九二三	一九五、五九二	八九七、二三四	一九七、八二三
薬品類		—	四一、五〇四	—	一五六、八五五
小麦	斤	二、六〇五、〇九九	二五〇、五九九	一、六六五、八一六	九七、一七七
石油	瓦	一四九、〇五二	一〇一、〇五一	四五九、一六二	一七四、三五二
阿片	斤	八、二五〇	二五一、六二五	—	—
葉煙草	同	五、一八七	五、二一六	一六六、六四〇	五九、八一五
黄麻	同	二、〇〇〇	三一四	三〇五、九六一	四五、三七〇
毛織物	方碼	一二、三五八	二四、八四八	四九、六四八	七七、五五一
米(籾共)	斤	二、二七六、一五五	二一〇、五九九	五八、四四八	五、一〇一
綿織物	方碼	八、〇二〇	五、〇四一	三五、五六五	三一、一二〇
鹹魚	斤	一、二三八、四四一	一五五、三二〇	一五五、五七六	一八、七七三
禮拜紙	同	二〇六、〇六五	六九、六六八	一五〇、五八九	四一、一六〇
陶磁器		—	二五、八二一	—	一七、七九八
苧麻布	方碼	一七〇、七一〇	二九、七五二	三四、六五八	一〇、一二五

		一月 數量	一月 價額 (円)	十三年累計 數量	十三年累計 價額 (円)
計		—	二、九四五、七〇六	—	二五、三二一、九五七

●移入

		一月 數量	一月 價額 (円)	十三年累計 數量	十三年累計 價額 (円)
絹及綿織物		—	六一〇、六八八	—	四九〇、五八九
肥料	斤	二二、六〇七、八八四	六八六、八五三	一一、八五八、二七〇	六七〇、五二八
鹹乾魚	同	四、二八七、二六五	五二九、四二四	五、八〇五、六五六	四一一、七八四
鹽	同	二、八八五、七七四	四四八、七〇九	二、六五九、八八五	五五六、〇五五
薬品類		—	一六七、五三〇	—	一五八、四〇二
小麦粉	斤	一、七六四、五四五	二四八、七九五	八一九、三五五	七六、〇〇三
米	石	一、二六七	六〇、八一七	一五、一一二	三一七、九七六
紙		—	二一五、五六六	—	一五七、七五五
清酒	打	一六、一七二	一五五、一一一	一六、五五六	一六二、二九八
鷄	斤	四八八、三七〇	二五六、五七四	六七〇、五七〇	一九七、四二六
紙巻煙草	千箇	四七、四八〇	九七、九四〇	三九、六五八	七六、七〇九
ガンニー袋及黄麻袋	箇	五五八、一〇〇	二六五、一五五	一六一、七一四	五五、三四四
麦酒	打	六、九六〇	三五、六二四	七、三五二	五七、一〇七
鐵製品		—	九八、八九八	—	六六、三二七
燐寸	哥	九五、一八一	七五、五五一	九四、三二七	六五、四九一
絲類		—	六九、七二九	—	五五、三二一
砂糖	斤	一五二、〇〇五	四〇、五五一	一一五、二五四	五五、二七六
罐詰食物		—	五九、〇五五	—	六六、六二八
メリヤス肌衣		—	二九、四八四	—	二五、八二四
自轉車同部分品及附屬品		—	五五、五六五	—	五四、八五〇

唐紙	斤	一二八、九七六	一七、二八一	二八七、五三九	二五、七四二
燐礦石	同	—	—	二、四〇〇	一八
コンデンスドミルク	打	九六〇	三、四九〇	八、四八〇	五九、〇九九
綿絲	斤	五八、五四六	二〇、九四七	一六、九〇〇	一一、三五六
鐵道機關車及部分品		—	九、三四三	—	一六四、〇九四
石炭	噸	九〇〇	一〇、八〇〇	四、九〇〇	六五、七〇〇
機械用油	斤	七五一七	一、四六七	四一七、四九六	六九、八四二
苧麻絹布	方碼	—	—	七七七八	三、〇七七
輕油	瓦	—	—	八二九七	六、八四〇
豆素麪	斤	三九、四五三	一七、五六一	五一、七九四	一六、〇二九
パラフィンワックス	同	五九、四七一	一五、六四八	九〇、一八五	一六、五一七
家屋、橋梁、鐵道、船舶等建設材料	斤	二、五八七	四五〇	八四九、七六五	一〇〇、〇五四
其他諸品		—	四八七、四九六	—	三二五、一八四
計		—	六、一五七、五六八	—	三六、〇一八、二四四
醤油	石	七四一	五一、一八〇	九九八	六九、七四四
石鹼		—	三九、五八八	—	三四、九六九
鐵道建設用材料	斤	二六〇、〇八五	二〇、六二二	四二九、九五〇	五九、一〇〇
毛織物		—	六一、七七六	—	四九、二三二
機械用油		—	四九、六六四	—	四八、一二七
セメント	斤	三五、五六五、七〇六	七三、八五三	三五、九〇二、九五八	九八、二二八
陶磁器		—	二八、六六一	—	五七、六五五
菓子類		—	三七、〇六八	—	三四、二五八
靴其他服物類		—	三四、七九〇	—	一九、七五五
木材		—	七六、四一八	—	二九、〇一六
乾麪	斤	七九、五三〇	四二、九八一	七九、八四〇	三五、〇八八
石油	瓦	一二〇、六六〇	七四、七〇八	五三、八六〇	二四、七二一
其他諸品		—	一、七二四、二二六	—	一、六三五、六七八
計		—	六、五一二、一八六	—	三七、七一六、八〇七

◉金銀

	一月	十三年累計
輸出	円 —	円 —
輸入	—	—
計	—	—
移出	円 —	円 四五、六〇五
移入	—	—
計	—	四五、六〇五

◉仕向地及仕向地別

	輸出	輸入	計	十三年累計
支那	円 一、七七七、〇八九	円 三、五八七、〇四九	円 五、三六四、一三八	円 四、八二〇、七五七
北米合衆國	一五七、九五〇	三三三、九六三	四九一、九一三	三八六、五五二
英領印度	二三四、三四九	二七四、〇九〇	五〇八、四三九	八〇三、二八二

	移出	移入	計	十三年累計
大阪	円 三、六六〇、二四〇	円 二、〇六二、四八九	円 七、七二二、八二九	円 一〇、三二九、一五六
神戸	四、六七八、七八七	一、五一六、七四七	六、二〇五、五三四	五、三五五、四二二
東京	五、一〇六、九一九	八五三、九二六	五、九六〇、八四五	四、五一五、一二〇

Digitized by Google
Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

香港	四一八、三六六	一、九一七	四三〇、二九三	三九八、〇二三
英吉利	四三六、八九六	四三九、四八三	四八三、三五九	二五〇、〇八七
英領印度	—	七六四、五四二	七六四、五四二	一〇三、〇〇四
關東州	八〇、五一二	一〇、四三〇	九〇、九四二	一六五、三六四
暹羅	二四、一七七	一五四、〇八四	一五八、二六一	七三、〇八三
假置揚	—	一四六、一八〇	一四六、一八〇	—
波斯	—	—	—	—
濠太剌利	—	二、七五九	二、七五九	九七、八八五
獨逸	二〇、六五八	七四、〇七一	一〇四、七二九	一〇八、六〇三
佛蘭西	四六、四九七	三五、三三五	四九、八三二	八一、三七〇
英領亞米利加	—	二〇八、四八五	二〇八、四八五	九、四六八
比律賓諸島	三五、〇〇〇	八二	三五、〇八二	七〇、〇三三
英領海峽殖民地及英領ボルネオ	一九、三〇二	三五、八三五	二五、一三七	三一、三〇六
蘭領亞細亞	—	—	—	—
佛領印度	一二、一二四	三五、二九七	一七、五二一	九、二五〇
和蘭	—	八七、四〇九	八七、四〇九	八五
伊太利	一七、三五〇	—	一七、三五〇	七、〇三〇
其他諸國	—	五八、五八七	五八、五六七	三六、五六二
計	二、九〇七、五七〇	六、一三七、五六八	九、〇四五、一三八	七、四〇七、六九八

◉入港船舶

◉外國

	一月 隻	噸	十三年累計 隻	噸
汽船	一〇八	一七二、一五三	九七	一四八、六七六
帆船	六六	二、八五六	八七	四、八六二

門司	三五五、六三八	六八二、八一八	四、四三八、四九六	二、五三二、九六四
名古屋	三四〇八、七四六	八〇、八八七	三四八九、六三三	三六、八一〇、七六三
横濱	二、九六〇、五一八	二一〇、七四八	三一七一、二六六	一、七八三、二二一
下ノ關	一、一五八、三五八	一三六、七〇五	一、二九三、〇六四	一、二八五、四八四
函館	二三一、二一〇	六四八、二七五	八七九、五一五	二〇六、二八五
三他	九三四、七一九	—	九三四、七一九	八二五、一二九
小樽	三六九、三六五	一一、二六九	三八〇、六三四	四三七
長崎	二八七、一一七	三八、七五三	三三五、九三〇	七六二、二六七
鹿兒島	九〇、三〇〇	一二〇、一一二	一七〇、六三一	七九、〇八〇
那覇	一二六、四三五	二二、二二八	一二八、六五三	四五、三三〇
宇品	六、九九五	二五、一四九	二七、七四四	二三、九一六
八重山	三四、七二六	一八、一九五	五二、九二一	三七、〇七三
釜山	二二八、六六〇	二八	二二八、六八八	—
清水	—	—	—	四五、〇〇六
半田	—	—	—	一三、〇〇〇
京都	一〇〇	二〇、〇二三	二〇、一二三	一五、〇六〇
宮古（沖）	二三三、三九四	一七	二三五、四一一	二八、九一六
其他各地	四三一、五〇八	七五、七九九	五〇五、三〇七	一七一、七四〇
計	二七、四三七、七〇六	六、五一二、一八六	三五、九四九、八九二	三〇、九四八、二六四

◉内地

	一月 隻	噸	十三年累計 隻	噸
汽船	一〇五	二二六、二〇〇	七八	一四九、八一三
帆船	二	—	—	—

Digitized by Google　　Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

計	一七四	一七四、〇〇九	一八四	一五四、五三八	計	一〇七	二二六、二三三	七六	一四六、八一三

●收入額

	輸入税	製茶税	織物消費税	砂糖消費税	噸税	其他諸收入	計
一月	二七六、四三八円	八、七八七円	六、九五九円	一五円	三、六九四円	三、七〇二円	二九九、五九七円
十三年累計	一九六、九六八	九、三一二	一三、八八六	三、七七〇	四、一三八	三、二四二	二三一、三一六

●港別貿易額

	輸出	輸入	計	十三年累計	移出	移入	計	十三年累計
基隆	一、五九八、八〇七円	二、三五五、七一三円	三、九五四、〇二〇円	三、〇七九、六〇一円	八、九七二、四六六円	四、六六七、九四七円	一三、六四〇、四一三円	一二、〇五八、一一八円
臺北	二九〇、七一〇	一四〇、三四四	四三一、〇五四	六四三、八八四	—	—	—	—
淡水	四三、〇一三	一三七、九八九	一八一、〇〇二	三三四、六五一	—	二、一〇〇	二、一〇〇	—
舊港	一八、七八三	二二、〇四九	四〇、八三二	一五、七五五	—	—	—	—
後龍	一八、五九四	一六、〇七一	三四、六六五	四〇一	—	—	—	—
梧棲	—	—	—	二、五〇七	—	—	—	—
鹿港	一一、〇一八	八、一七四	一九、一九二	二八、五五〇	—	—	—	—
東石	三、四一四	二五、五〇五	二八、九一九	五八、六一八	—	—	—	—
安平	二二、四八〇	一四六、二三八	一六八、七一八	一三〇、〇四七	四〇、三〇五	三六八、二〇一	四〇八、五〇六	四六三、九二四
高雄	八九三、六二五	三、三〇四、〇一七	四、一九七、六四二	三、〇九一、六八六	二〇、一四八、六九五	一、四三七、九八八	二一、五八六、六八三	一八、五九七、〇三二
馬公	三六、六二六	三四、四六八	七一、〇九四	一九、九五六	二、五四〇	二八、八三〇	三一、三七〇	二九、三〇一
蘇澳	—	—	—	—	二四一、〇四〇	—	二四一、〇四〇	—
布袋	—	—	—	—	三〇、七五〇	—	三〇、七五〇	—
北門	—	—	—	—	—	—	—	—
大板埒	—	—	—	—	—	—	—	—
花蓮港	—	—	—	—	—	—	—	—
計	二、九三七、〇七〇	六、一三七、五六八	九、〇四六、一三八	七、四〇〇、六九八	二九、四三七、一〇六	六、五一二、一八六	三五、九四九、八九二	三〇、九四八、三六四

Digitized by Google
Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

詞苑

提唱文化在修身論

蔡南樵

五官四肢百體謂之身。身有三寶。曰精。曰神。曰氣。而能養夫精與神與氣者。五穀也。人生天地間。爲利欲。爲色欲。爲物欲。而不能無嗜好。徒欲而欲不我與。則百端營求。有時而恣情無忌。有時而無理取鬧。有時而犯法不知。三者皆能害人之身也。身亡而利欲色欲物欲。都歸於無何有之鄉矣。是不可無情。不可無理。不可無法。情理法所以衛夫吾身也。個人知之。一國之人共執情理法而研究之。一國之人相率而爲準情酌理守法之人。僅可以對本國。而不可以對鄰國。學士如是身。農士如是身。工士如是身。商士亦如是身。及觀夫鄰國之大學士。大農士。大工士。大商士。格一物。成一藝。而才華之人生焉。不似向者之僅作一準情酌理守法之身而已。於是而有四士中之賢者。講求教育。拔擢一國之科學。藝學。格物學。以敎一國之人士。而文化之風尙焉。歐美列國進化之士。至一十九世紀末。而文化之人。日出而日盛。文化之物日造而日奇。我苟守前此之固陋。而不進於文明。則歐美列國之士。不知將視我爲何物哉。吾國自明治維新以來。地日拓。國日强。人士日日進步。臺灣新開埠。學校林立。自北而中而南。上而靑年中年下而幼稚。三十年中文化之速。幾於電掣雷轟。亦可謂臺灣新附民之幸矣。降至大正八九年以來。本島文化。屢有變更。亦有改造。一。公學校規則改正。二。敎育令發布。三。中學校增加。四。專門學校新設。五。師範學校復活。六。商工學校設置。七。共學許可。八。自治制勃興。九。民商法實施。十。評議員會設置。無他。皇恩浩大。一視同仁。欲養內臺人。一體程度。一樣智識。既庶之外莫先於敎。敎育之中莫先於養。養心養性養氣養神。修齊治平雖曰進化之先聲。父兄之敎。不可謂不篤。其所謂父兄者。皆通達治體者也。試自本國、高、中、大、小、男、女、學校所立三大本。曰德育。曰智育。曰體育。參此三者而闡明之。通之歐美列國各學校。無不皆然。吾等父兄亦得參觀此文化之進步。豈古之所謂道一風同者歟。然今之國勢。列國之國勢。非一統之國勢也。歐美一舉一動無一不在文明之中。無一不在文化之內。奈何英不能統美。俄不能統支。法不能統德。意不能統墺。雖曰國與國通。民與民通。文化相成。何往而非立人達之理。

Digitized by Google　　Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

相與活動於天壤間乎。我國維新時代。亦從而步超焉。莫擒焉。積六十餘年來。革固鼎新。天生聖主賢臣。匡扶君國。飛天聲於大漢。抗軍國於俄都。勢均力敵。其一種臥薪嘗膽之志。比古人愈精而愈熟。嗚呼。明治先帝。其亦善於勵精國治哉。吳越之事。可爲殷鑑仇吳仇越。則爲沼吳沼越之兆。老成謀國。豈烈士殉名者比也。吾以是多明治維新諸臣。而恨吳越之不善變。而相隨於屠戮滅亡之慘。而不能謀國見之進化。相仇相殺。坐視覆國而無可如何。如俄如德。其不爲吳越蹟者幾希矣。明治之不仇鄰國。修其身爲天地間。可一不可二之身。吾是以知明治先帝之文化。在於修身立誠。修其身者。而不在於蔑視人國。斷無取於囂々然。冒々然。侈々然。空々然。依々然之所謂皮毀皮相文化者也。德育云乎哉。智育云乎哉。體育云乎哉。夫今之所謂德智體者。卽中庸之所稱智仁勇者也。然非好學不能近乎智。非力行不能近乎仁。非知恥不能近乎勇。知斯三者。則知所以修身。修身之道。文化之大本也。修身之養。文化之大端也。經國之道於是乎在。治法治人亦於是乎在。然非一國然也。則萬國亦莫不皆然耳。萬國之人如是身。萬國之人亦如是修。一國之人如此。萬國學校之人亦如此。積千萬人之精之神之氣。而彌綸於天地間者。養此精以求之。凝此神以開之。運此氣以行之。可以助學。可以助養。可以助致知格物之功效。可以進文化之普及。並可增文化之極端。更可耀文化之光彩。而其文化之中。蒸々日上。亦有大不同者。各挾一書。各執一藝。各課爾能。各奏爾功。同此體。同此智。同此德。而其所以進一國之文化。於上々。上中。以及上乘者。實此精。實此神。實此氣於吾身之中。日々修之。時々養之。無一日之或間。人々修之。人々實之。無一人之或輟。學士則有學士文化之進步。農士則有農士文化之進步。工士則有工士文化之進步。商士則有商士文化之進步。修身中之文化。健全之文化也。非電也。精也。非電也。神也。非電也。氣也。吾養之。吾修之。則文化之權操自人。而修身之道亦葆自己也。非天定也。人定也。天定勝人。人定亦可勝天。豈區々恃此化學。電學電力電氣爲生活哉。治人。治國。治家。平天下。亦猶是夫。

題墨竹

尾崎　古邨

滿地清陰碧作文。千竿高節拂層雲。
人間俗事老難去。何可一時無此君。

芝山巖

柳田　陵村

立盡碑前感慨多。嚠喨奈此笛聲何。
巖頭悄聽斜陽雨。唱出芝山一曲歌。

甲子春日佐藤鐵山翁賦一詩寄余今次其韻得四絕

藤村　蕉雨

我是長陽一老盲。胸中無物似瓢輕。
幽居寄跡蕉窓裡。朝聽啼禽夕雨聲。

我是灞城頑老盲。枯腸瘦骨逐年輕。
巴山夜雨想君坐。忍聽簷端點滴聲。

我是西陲一老盲。貧中苦樂似塵輕。
半甌郫酒探盃酌。喜聽兒孫笑語聲。

視官獲疾久爲盲。自笑貧中俗事輕。
人去人來非所識。只聽風雨掃蕉聲。

劍潭懷古

張　晴川

古寺青山煙雨微。空餘潭水映斜暉。
英雄遺跡今何在。感慨當時心事違。

漢詩及
漢文を
募る

臺灣日誌

■一月

▼十六日

□後藤長官初巡視を終りて歸府す

▼十七日

□基隆水產協會支部に於て水產功勞者を表彰す

□新竹州主催實業教育研究會を新竹郡關西公學校に舉行す

▼十八日

□愛國婦人會主催職業婦人慰安招待會を臺北芳乃館に開く

▼二十一日

□嘉義街主催園藝品評會褒賞授與式

▼二十二日

□南支學生視察團臺北を視察す

□臺灣人朝鮮人陸軍士官豫備校生徒に應募差支なき旨陸軍省の通牒あり

▼二十三日

□伊澤總督臺北水源地を視察す

□南支那學生視察團內地に向ふ

▼二十六日

□朴子街役場新築落成式、當日善行者を表彰す

□羅東信用販賣利用組合總會及敬老會開催

▼二十七日

□嘉義商工會店員表彰式

▼二十八日

□臺南市協議會

□臺中市協議會

□臺灣神社例祭

□高雄市協議會

▼三十日

□大屯山頂に降雪を見る

□高雄信用組合第十二回總會

▼三十一日

□軍艦夕張高雄港に入る

□基隆無電高速度通信を開始す

■二月

▼一日

□芝山巖三十年祭

▼二日

□伊澤總督教育に關する聲明書を發す

□全島中等學校歷史打合會

□北港街第二回蔬菜品評會及褒賞授與式

▼六日

臺北州郡守市尹會議

▼七日

□麻豆街主催農產品評會

▼九日

□片山殖產局長中南部視察の途に上る

▼十日

□新莊郡街庄聯合水稻增收競作會を和尚州公學校に開く

▼十一日

□總督府紀元節拜賀式

□臺灣社會事業團體へ御下賜金下付

□臺灣社會事業團體へ總督府より助成金交付

□教育研究懸賞論文當選者に賞金授與

□臺北州管內優良街庄表彰せらる

□汕頭博愛醫院開院式

□基隆商工會創立總會

□臺灣全島學校へ東宮殿下御巡遊記を下賜

□臺灣帽蓆評議會

▼十二日

□臺北州農會主催水稻增收競作會を士林公學校に開く

▼十三日

□基隆市協議會

▼十五日

□開山神社例祭

Digitized by Google
Original from
UNIVERSITY OF MICHIGAN

人事消息

自一月十六日
至二月十五日

▼阿部財務局長　一月十六日御用上京

▼木村英俊氏（元稅關長）　同日內地に歸還す

▼藤原英三郎氏（馬公要港部司令官）　赴任の途次十八日來北、臺灣神社に正式參拜を爲し伊澤總督を訪問す

▼中瀨拙夫氏（特產課長、本誌編纂委員）　佛領印度支那への答禮使山縣公一行に加はるべく十九日出發

▼北村吉之助氏（三十四銀行支店長、本誌評議員）　十九日內地に赴き、二月十二日歸臺

▼後藤總務長官　十九日御用上京

▼渡邊參謀長　二十二日內地より歸る

▼井村大吉氏　二十三日上京

▼長屋順耳氏（東京外國語學校長）　視察の爲め二十八日來臺、二月十三日歸還

▼伊澤總督　二月一日御用上京

▼平山泰氏（秘書官、本誌編纂委員）　同日總督に隨伴して上京

▼鎌田正威氏　三日外遊の途に上る

▼青木敬一氏（軍參謀、本誌編纂委員）　四日支那視察を了へて歸臺

▼城間垣人氏（高雄州內務部長、本誌編纂委員）　二月十三日着任

▼武田英一氏（新任高商校長）　二月十五日着任

任命

自大正十三年十二月二十五日
至同　十四年　二月五日

▼十二月二十五日

州事務官　東　忠藏
任樺太廳警察部長

宮上龜七
產業技師ニ任ス、臺北州產業技師ニ補ス

▼一月六日

法院判官　金子保次郎
補高等法院上告部判官

同　大里武八郎
補臺中地方法院長

同　田中吉雄
補臺南地方法院長

同　上田貞藏
補臺南地方法院部長

同　鈴木英男
補高等法院覆審部々長

同　飫澤榮三郎
補臺北地方法院新竹支部判官

同　山本二郎
補臺南地方法院嘉義支部々長

同　石崎皆市郎
補臺北地方法院判官

同　芝崎政和
解本職專補臺北地方法院判官

同　讚井　健
補高等法院覆審部判官

同　伊東榮信
補臺中地方法院判官

同　高嶺方美
補高等法院覆審部判官

同　矢田精一郎
補臺中地方法院判官

同　本田熊善
補臺南地方法院嘉義支部判官

▼十二月二十五日

府視學官　古山榮三郎
內務局文教課勤務ヲ命ス

▼十二月三十一日

醫院醫官　永松　完
嘉義醫院長恩地功不在中代理ヲ命ス

▼一月九日

府技師　鈴木進一郎

Digitized by Google　Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

殖產局附屬養蠶所長兼務ヲ命ス
▼十二月二十五日　府技師　大橋準一郎
内務局地方課勤務ヲ命ス　府技師　本間喜代松
歸府ヲ命ス
法院判官　望月恒造
同　宇野庄吉
（各通）同　山田示元
同　金子保次郎
法院判官懲戒委員ヲ命ス
法院判官　伴野喜四郎
同　堀田眞猿
（各通）同　鈴木英男
法院判官豫備懲戒委員ヲ命ス
▼一月十日
東京商科大學附屬商學專門部教授　武田英一
任總督府高等商業學校長
▼一月十二日
財務局長　阿部滂
上京ヲ命ス
▼十二月二十七日
衞生技師　安達敬智
衞生技師ニ任ス、新竹州衞生技師ニ補ス
▼十二月二十五日、

岩灣浮浪者收容所長兼務ヲ命ス　地方警視　赤城佐太郎
▼一月十三日
府技師　素木得一
（各通）同　櫻井芳次郎
同　一色周知
殖產局特產課兼務ヲ命ス
同　荒木安宅
殖產局農務課兼課ヲ命ス
▼一月十三日
法院判官・岩澤彰二郎
判任事
營林所嘉義出張所阿里山派出所主任ヲ命ス　府技師　上野忠貞
▼一月十四日
中央研究所技師　加福均三
中央研究所工業部長ヲ命ス
地方技師　羽鳥重郎
中南米諸國ヘ出張ノ序ヲ以テ歐洲ヘ出張ヲ命ス
▼一月十四日
醫院醫長兼醫學專門學校教授　雲英元孝
文官分限令第十一條第一項第四號ニ依リ休職ヲ命ス
休職醫院醫長　伊藤朓

復職ヲ命ス
▼一月十六日　關一造
產業技師ニ任ス
▼一月十日
高等商業學校教授　切田太郎
高等商業學校長武田英一不在中代理ヲ命ス
▼一月十四日
府技師　三宅可
殖產局山林課兼殖產局營林所作業課勤務ヲ命ス
▼一月十六日
府事務官　富田松彥
財務局長阿部滂不在中代理ヲ命ス
府事務官　中田榮次郎
株式會社臺灣銀行監理官阿部滂不在中代理ヲ命ス
產業技師　關一造
高雄州產業技師ニ補ス
▼一月十七日
府事務官　高橋親吉
總督官房祕書課兼務ヲ命ス
總務長官　後藤文夫
上京ヲ命ス
府地方技師　荒井善作

Digitized by Google　Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

東京及大阪ノ二府ヘ出張ヲ命ス

▼一月十七日

府事務官　鼓　包美
法院判官　金子保次郎
同　鈴木英男
府事務官　平山泰
同　一戸二郎
（各通）

法令取調委員會委員ヲ命ス
法院判官　大里武八郎

法令取調委員會委員ヲ免ス
府財務局長　阿部滂

普通試驗委員長ヲ免ス
府事務官　鼓　包美

普通試驗委員長ヲ命ス
府事務官　一戸二郎

普通試驗委員ヲ命ス
交通局理事　白勢黎吉
府事務官　鼓　包美
交通局參事　深川繁治
（各通）

文官普通懲戒委員ヲ命ス

▼十二月二十五日

高等學校教諭　吉川貞次郎
任高等學校教授兼高等學校教諭

▼一月十九日

福岡縣衛生技師　榊原保
州警察醫ニ任ス、臺南州勤務ヲ命ス

高知高等學校教授　西田正一
任總督府高等學校教授

▼一月十六日

公立中學校教諭　中村三元
高雄中學校長吉川祐戒不在中代理ヲ命ス

▼一月十七日

公立高等女學校教諭　廣松良臣
臺北第三高等女學校長事務取扱ヲ免ス

公立高等女學校教諭　大橋捨三郎
臺北第三高等女學校長事務取扱ヲ命ス

休職府技師　井上茂
復職ヲ命ス

▼一月十九日

府內務局長　木下信
總務長官後藤文夫不在中代理ヲ命ス

府事務官　中瀬拙夫
佛領印度支那ヘ出張ヲ命ス、佛領印度支那ヘ出張ノ途次神戸ヘ出張ヲ命ス

▼一月二十日

府技師　大石浩
內務局地方課兼務ヲ命ス

府技師　大島金太郎
同　色部米作
同　三宅勉
（各通）
同　土井秀太郎
殖產局農務課兼務ヲ命ス

醫學專門學校教授　松井實
府編修官　土性善九郎
（各通）
教員檢定委員會常任委員ヲ免ス

師範學校教諭　浮田辰平
教員檢定委員會常任委員ヲ命ス

▼一月二十一日

殖產局長　片山三郎
專賣局長　宇賀四郎
交通局理事　白勢黎吉
高等商業學校長　武田英一
稅關長　伊藤兼吉
府事務官　佐藤續
交通局參事　深川繁治
府事務官　淺野安吉
（各通）
中央研究所評議會員ヲ命ス

臺南州知事　喜多孝治
州事務官　田端幸三郎
（各通）
中央研究所評議會員ヲ免ス

內務局長　木下信
殖產局長　片山三郎
吉田坦藏
（各通）
中央衛生會委員ヲ命ス

府事務官　佐藤續

Digitized by Google　Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

中央衛生會委員ヲ命ス、中央衛生會幹事ヲ命ス

高等商業學校教授　切田太郎

東京府下ヘ出張ヲ命ス

▼一月二十一日

交通局技手　濱謙也

任交通局技師

專賣局技手陸軍藥劑官　中山富次郎

任專賣局技師

公立高等女學校教諭　鹽塚勝之

任公立高等女學校教諭、補臺南第一高等女學校教諭

▼一月十九日

府事務官　中瀨拙夫

殖產局農務課長今川淵不在中代理ヲ免ス

府事務官　淺野安吉

殖產局農務課長今川淵不在中代理ヲ命ス

府事務官　橫光吉規

殖產局特產課長中瀨拙夫不在中代理ヲ命ス

▼一月二十二日

府事務官　佐藤續

警察及監獄職員語學試驗委員ヲ命ス

▼一月二十一日

高等商業學校教授　切田太郎

高等商業學校長武田英一不在中代理ヲ命ス

高等商業學校教授　遠藤壽三

高等商業學校長武田英一不在中代理ヲ命ス

▼一月二十四日

府事務官　鼓包美

（各通）同　橫光吉規

專賣局副參事　松下芳三郎

中央研究所評議會員ヲ命ス

▼一月二十六日

專賣局書記　奧村文市

任專賣局副參事

地方技師兼府技師　前田兼雄

免兼官

府技師　板谷孫市

一時歸府ヲ命ス

▼一月二十八日

府事務官　佐藤續

地方病及傳染病調査委員會幹事ヲ命ス

州事務官　田端幸三郎

地方病及傳染病調査委員會幹事ヲ免ス

▼一月二十九日

秘書官　平山泰

伊澤總督上京ニ付隨行ヲ命ス

▼一月三十一日

高等學校教授　西田正一

總督府在外研究員ヲ命ス、一年四箇月間獨逸國ニ在留スヘシ高知縣下ヨリ上京ヲ命ス

交通局技師　長尾正元

英領香港、海峽植民地、蘭領東印度諸島、比律賓群島ヘ出張ヲ命ス

地方技師　小野勇五郎

英領香港、佛領印度支那、爪哇、スマトラ、海峽植民地ヘ出張ヲ命ス

▼一月三十日

府事務官兼專賣局參事　川村直岡

免本官專任專賣局參事

▼一月三十一日

府技師　井上茂

支那廈門ヘ出張ヲ命ス

▼二月二日

田丸直之

高雄州協議會員ヲ命ス

▼二月三日

府事務官　鼓包美

同　佐藤續

（各通）同　辰野龜男

同　一戸二郎

總督府訴願審査會員ヲ命ス

州知事　古木章光

總督府訴願審査會員ヲ免ス

▼二月三日

Digitized by Google　Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

衛生技師 桐林茂

願ニ依リ本職ヲ免ス、任州港務醫官、臺北州勤務ヲ命ス

鈴木外男

衛生技師ニ任ス、臺北州衛生技師ニ補ス

▼二月四日

殖產局長 片山三郎

交通局理事 白勢黎吉

(各通) 府事務官 鼓包美

同 高橋親吉

府技師 五十嵐大輔

市區計畫委員會委員ヲ命ス

州知事 喜多孝治

(各通) 州事務官 田端幸三郎

市區計畫委員會委員ヲ免ス

州知事 吉岡荒造

交通局技師 照屋宏

地方理事官 太田吾一

(各通) 同 村田三郎

府事務官 横光吉規

地方技師 永野幸之丞

市區計畫委員會臨時委員ヲ命ス

府事務官 中瀨拙夫

(各通) 地方理事官 林繁三

市區計畫委員會臨時委員ヲ免ス

委員、高橋親吉

市區計畫委員會幹事ヲ命ス

府技師 大島金太郎

同 田賀奈良吉

內務局長 木下信

警務局長 坂本森一

殖產局長 片山三郎

(各通) 府事務官 鼓包美

同 宮田松彥

同 今川淵

同 中瀨拙夫

府技師 荒木安宅

水利委員會委員ヲ命ス

府事務官 高橋親吉

同 水越幸一

水利委員會委員ヲ命ス、水利委員會幹事ヲ命ス

府事務官 一戸二郎

兼任祕書官、祕書課勤務ヲ命ス

▼二月五日

祕書官 一戸二郎

官房祕書課長平山泰不在中代理ヲ命ス

寄贈書目

書名		發行所
臺灣日々新報	每號	其社
臺灣新聞	同	其社
臺南新報	同	其社
臺灣經世新報	同	其社
高朝報	同	其社
九州日々新聞	同	其社
國報	同	其社
東亞經濟研究	同	其社
實業之臺灣	同	其社
臺法月報	同	其社
糖業	同	臺灣糖業研究社
臺灣教育	同	其社
臺灣貿易表	同	臺灣總督府稅務課
朝鮮	同	朝鮮總督府
支那	同	東亞同文會
東拓月報	同	東洋拓殖會社
會報	同	名古屋市教育會
臺灣鐵道	同	其會
臺灣農事報	同	臺灣農友會
稅務月報	同	稅務職員共慰會
貿易	同	日本貿易協會
臺灣鑛業會報	同	其社

Digitized by Google
Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

臺灣警察協會雜誌	同	其社
南洋協會雜誌	同	其社
海事新報	同	帝國海事協會
週報（上海貿易）	同	上海日本商業會議所
東洋	同	東洋協會
南洋經濟新報	同	新嘉坡商品陳列館
偕行社記事	同	陸軍偕行社
海友	同	大連海務協社
地方行政	同	帝國地方行政學會
內外情報	同	外事課調查課
臺灣パック社	同	臺灣パック社
統計學雜誌	同	統計學會
遞信協會雜誌	同	遞信協會
滿蒙實業彙報	同	大連商業會議所
會計	同	明治大學出版部
統計集誌	同	東京統計協會
一味	同	本願寺臺灣開敎々務所
茶業界	同	其社
學士會月報	同	學士會
對岸時報	同	福井縣對岸實業協會
國際經濟	同	國際經濟協會
產業事報	同	日本產業協會
臺灣醫學會雜誌	同	醫學專門學校
專賣通信	同	專賣局煙草課
日印協會々報	同	日印協會

臺灣之茶業	同	臺北茶商公會
讀書會雜誌	同	滿鐵讀書會
警察彙報	同	朝鮮其社
滿洲之社會	同	滿洲社會事業研究會
農業時報		高雄州農會
臺灣山林會報	同	臺灣山林會
南支南洋經濟	同	同研究會
稅	同	國民租稅協會
臺灣之產業組合	同	其社
臺灣遞信協會雜誌		臺灣遞信協會
社會政策時報		財團法人協調會
臺灣詩薈	同	其社
朝鮮地方行政	同	帝國地方行政學會朝鮮本部
能率研究	同	中外產業調查會
海外重要記事	同	官房調查課
內外評論	同	其社
闌領印度時報	同	南洋協會爪哇支部
新高新報	同	其社
朝鮮及滿洲	同	其社
中央佛敎	同	其社
語苑		臺灣語通信研究會
人と人	同	協調社
海運月報	同	其社

臺灣總督府
內務局編纂（再版）
臺灣地方制度法規輯覽
紙數七百五十頁
諸法令三百十餘件
定價郵稅共
一部一圓五十錢
但し地方課へ
申込の分に限り
一圓廿錢
臺灣時報發行所

Digitized by Google
Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

‖豫約募集‖

臺中師範學校教諭 福原與之助氏著

實用 熱帶果物蔬菜加工法

定價一部 金二圓五十錢 郵稅共

▼本裝、四六版、美本、約三百頁、口繪熱帶果物寫眞十葉、記事中寫眞數葉▲

時代の進歩に伴ふ家庭生活の向上と共に、日常食物の調理方法に密接の關係ある罐詰、壜詰、其他加工品製造法の改善を指導して世の文化的生活に資せんとするは卽ち本書なり。內容は左記の如く熱帶及び溫帶の果物蔬菜に亙り、文章平易、說明叮寧、製造家は勿論、一般家庭の爲め便利重寶なること此書の上に出づるなし。

(目次概要) 第一編總論‖第二編製造法各論‖第一章乾果の製法‖楊桃○柚茶○芭蕉粉末○乾龍眼○肉龍眼○甘藷粉○甘藷切干○芭蕉乾果○乾蓮○檬果(以上製法十節)‖第二章罐詰法——(諸製法十節)‖第三章壜詰法——(製法三節)‖第四章砂糖漬の製法(諸製法十八節)‖第五章樽詰法(諸製法九節)‖第六章趣味ある漬物さ其加工法(諸製法十五節)‖第七章ジャムさゼリーの製法(諸製法十一節)‖第八章羊羹の製法(諸製法三節)‖第九章蕃茄の加工法(諸製法六節)

右今回當所に於て發行可致候　豫約申込期限四月十日迄

臺灣總督府內 臺灣時報發行所

電話總督府內八九番
振替臺灣第二〇七〇番

Digitized by Google
Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

輸出國としての獨逸
Germany as an Exporter. (S. No. 2444, Dec. 27, '24. P. 1105.)

獨逸の復舊と一九二四年度現勢
Germany's Recovery Remarkable Record of 1924. (S. F. P. Feb. 9, '25. P. 3.)

和蘭政界近狀
Dutch Politics. A Country of Stability. (S. F. P. Feb. 6, '25. P. 5.)

■阿 弗 利 加■

一 般

南阿聯邦化學藥品取引
The Chemical Trade of the Union of South Africa. (Com. R. No. 51, Dec. 22, '24. P. 665.)

東部阿弗利加の財政と貿易
East African Finance and Trade. (E. No. 4245, Jan. 3, '25. P. 15.)

南阿鐵道諸情
South African Railways. (E. No. 4246. Jan. 10, '25. P. 54.)

トランスバールの白金產
Platinum in the Transbaal. (E. No. 4446, Jan. 10, '25. P. 58.)

■兩 米 大 陸■

加奈陀及合衆國

加奈陀の鑛業
Canadian Mining. (S. No. 2443, Dec. 20, '24. P. 1070.)

加奈陀諸問題
The Problems of Canada. (E. No. 4246. Jan. 10, '25. P. 50.)

世界市場に於ける米國自動車類輸出狀況
American Automotive Exports in World Markets. (Com. R. No. 1, Jan. '25. P. 30.)

米國の石油產額
The Output of Oil. (E. No. 4245, Jan. 3, '25. P. 13.)

米國經濟界現況：一九二五年の豫想其他
U. S.-The Economic Position: Forecasts for 1925, etc. (E. No. 4245, Jan. 3, '25. P. 17.)

コロンビア大學の支那部門
The Department of Chinese of Columbia University. (R. F. E. Vol. XXXI, No. 5, Jan. 3, '25. P. 128.)

米國產金と歐洲に及ぼす影響
America's Gold. Can Europe do Without it? (S. F. P. Jan. 8, '25. P. 5.)

大統領クーリッヂ氏の外交政策
President Coolidge's Foreign Policy. (R. F. E. Vol. XXXI, No. 6, Jan. 10, '25. P. 154.)

西 印 度 諸 島

一九二四年ハイチ對外貿易入超
Haitian Trade Balance Unfavourable in 1924. (Com. R. No. 51, Dec. 22, '24. P. 664.)

玖馬の糖產
The Cuban Sugar Crop. (E. No. 4246, Jan. 10, '25. P. 56.)

南 亞 米 利 加

南米に於ける外國人
The Foreigner in South America. (S. F. P. Dec. 15, '24. P. 14.)

一九二四年亞爾然丁機械類貿易
The World's Machinery Trade in 1924-Argentina. (Com. R. No. 50, Dec. 15, '24. P. 608.)

アルゼンチンの財政と貿易
Argentine Finance and Trade. (E. No. 4245, Jan. 3, '25. P. 15.)

パラガイの現狀
Position in Paraguay. (E. No. 4245, Jan. 3, '25. P. 9.)

…………<○>…………

Digitized by Google
Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

新年度の或種事業
Some Tasks for the Coming Year. (E. No. 4245, Jan. 3, '25. P. 4.)

一九二四年度の新規資本募集額
New Capital Issues in 1924. (E. No. 4245. Jan. 3, '25. P. 7.)

英國木材貿易
The Timber Trade. (E. No. 4245. Jan. 3, '25. P. 9.)

護謨の恢復
The Recovery in Rubber. (E. No. 4245, Jan. 3, '25. P. 14.)

一九二四年英國造船界
Shipbuilding in 1924. (E. No. 4245, Jan. 10, '25. P. 46.)

一九二四年度株式取引
The Stock Exchange in 1924. (E. No. 4246, Jan. 10, '25. P. 48.)

石炭鑛業協商
The Coal Mining Agreement. (E. No. 4246, Jan. 10. '25. P. 53.)

一九二四年の紡績業
Cotton Spinning in 1924. (E. No. 4246, Jan. 10, '25. P. 57.)

金本位制に就て
The Gold Standard. (S. No. 2446, Jan. 10, '25. P. 37.)

一九二四年度英國造船業
British Shipbuilding in 1924. (S. F. P. Feb. 9, '25. P. 14.)

愛蘭自由國の財政
Irish Free State Finance. (E. No. 4246, Jan. 10, '25. P. 52.)

愛蘭自由國の電化
The Electrification of the Irish Free State. (S. No. 2446, Jan. 10, '25. P. 47.)

佛蘭西・白耳義・伊太利

佛獨商議
The Franco-German Negotiation. (E. No. 4256, Jan. 10, '25. P. 52.)

佛國：一國庫債券發行：弗借款：對獨通商條約
France.-Treasury Bond Issue: The Doller Loan: Commercial Treaty with Germany. (E. No. 4246, Jan. 10, '25. P. 60.)

一九二五年度白耳義豫算
The Belgian Budget for 1925. (Com. R. No. 52, Dec. 29, '24. P. 719.)

白耳義の財政
Belgian Finance. (E. No. 4246, Jan. 10, '25. P. 54.)

伊太利現內閣の威信失墜
The Fascist Regime. Loss of Prestige. (S. F. P. Dec. 22, '24. P. 5.)

伊太利の新危機
The New Crisis in Italy. (E. No. 4246. Jan. 10, '25. P. 44.)

露西亞・獨逸・和蘭

一九二四年一ノ九月ソヴイエツト・ラシヤ對外貿易
Foreign Trade of Soviet Russia, Jaunary-September, 1924. (Com. R. No. 50, Dec. 15, '24. P. 635.)

露西亞の再現
Revelations from Russia. (S. F. P. Eeb. 9, '25. P. 9.)

獨逸に於ける農業制度
Agriculture in Germany. (S. F. P. Dec. 15, '24. P. 6.)

一九二四年一ノ九月獨逸に於ける石油貿易
German Petroleum Trade. (Com. R. No. 51, Dec. 22, '24. P. 681.)

Digitized by Google
Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

米國は比島の國際聯盟加入を望む
U. S. wants P. I. in League. (M. T. Jan. 27, '24. P. 1.)

アレマニー氏の"比島獨立問題に就て"に對して
Versus "Not to Have is to Hold. by Mariano M. de los Reyes. (M. T. Jan. 27, '25. P. 1.)

トーマス・フランクリン・ミラード氏の來比
T. F. Millard, Far Eastern Expart, Here on Jackson. (M. T. Jan. 28, '25. P. 1.)

米國下院の比島問題討議
U. S. House Debates P. I. Issue. (M. T. Jan. 30, '25. P. 1.)

より良き比島移民法の探求
Better Immigration Law is Sought. (M. T. Jan. 30, '25. P. 2.)

蘭領東印度・英領北ボルネオ其他

蘭印政府護謨制限加入絶望か
Native Rubber no Hope of Dutch Gov. Restriction. (S. F. P. Dec. '24. P. 9.)

パプア島に於ける鑛物資源
Mineral Resources of Papua. (B. I. I. No. 4, '24. P. 487.)

蘭印に於ける灌漑及河川整理
Irrigation and River Control in the N. E. I. (F. E. R. No. 1, Jan. '25. P. 35.)

蘭印經濟生活の基調
The Backbone of Neth. India's Economical Life. (I. O. No. Jan. '25. P. 19.)

一九二四/二五年の英領北ボルネオの回顧及豫想
1924-1925 Retrospect & Forecast. (B. N. B. H. Jan. 2, '25. P. 1.)

新西蘭に於ける金鑛探査
The Quest for Gold in New Zealand. (S. F. P. Feb 11, '25. P. 14.)

■歐　羅　巴■

英吉利及愛蘭

貨幣の地位
The Monetary Position. (S. No. 2443, Dec. 20, '24. P. 1061.)

失業者救濟案
Unemployment Plans. (S. No. 2443, Dec. 20, '24. P. 1069.)

英帝國と國際聯盟
The Empire and the League. (S. No. 2444. Dec. 27, '24. P. 1113.)

英對歐貿易
Anglo-European Trade. (S. No. 2444, Dec. 27, '24. P. 1114.)

英領各植民地に於ける製紙原料に關する化學的研究
Investigations of Paper Making Materials. (B. I. I. No. 4, '24. P. 418.)

英國皇領植民地及保護領に於ける洋灰製造業と其可能性
Cement Manufacture and Its Possibilities in the Crown Colonies and Protectorates. (B. I. I. No. 4, '24. P. 433.)

英本國に於ける石油取引
Petroleum Trade of the United Kingdom. (Com. R. No. 1, Jan. '25. P. 40.)

英國市場概觀
The Market Outlook. (S. No. 2445, Jan. 3, '25. P. 4.)

新關稅政策
The New Tariff Policy. (S. No. 2445, Jan. 3, '25. P. 7.)

一九二四年の英國金融界
Money in 1924. (E. No. 2445, Jan. 3, '25. P. 4.)

Digitized by Google　Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

南支那及南洋其他
海外重要記事

臺灣總督官房調查課

■ 新聞雜誌略號一覽表 ■

B. I. I.	Bulletin of the Imperial Institute.
Com. R.	Commerce Reports (U. S.)
E.	Economist.
F. E. R.	Far Eastern Review.
I. O.	Inter Ocean.
M. T.	Manila Times, daily with Sunday.
N. B. H.	British North Borneo Herald.
P. H.	Philippines Herald, daily with Sunday.
R. F. E.	Review of Far East, weekly.
S.	Statist.
S. F. P.	Singapore Free Press, daily.
T. I.	Times of India.

■ 世　界 ■

一　般

一九二四年一ノ十月世界石炭輸出情況
The Coal Export Situation. (Com. R. No. 50, Dec. 15, '24. P. 612.)

一九二四年に於ける世界資本流通高
Capital Issued in 1924. (S. No. 2445, Jan. 3, '25. P. 12.)

世界小麥現況
The World Wheat Position. (E. No. 4245, Jan. 3, '25, P. 5.)

一九二四年世界經濟界發達觀
Review of World Economic Progress in 1924. (Com. R. No. 1, Jan. 5, '25. P, 16.)

借款さ保證
Debts and Security. (S. No. 2446, Jan. 10. '25. P. 45.)

巴里商議
The Paris Negotiations. (E. No. 4246, Jan. 10, '25. P. 52.)

一九二五年の世界產糖豫想
Sugar Crop to be Biggest in History. (M. T. Jan. 26, '25. P. 1.)

護謨界に於ける米國の地位
Rubber Position: An American View. (S. F. P. Jan. 28, '25. P. 14.)

■ 亞　細　亞 ■

日　本

朝鮮に於ける煙草業
The Tobacco Industry of Chosen. (F. E. R. No. 1, Jan. '25. P. 31.)

日本に於ける護謨業
The Rubber Industry in Japan. (Com. R. No. 1, Jan. 5, '25. P. 48.)

日本は支那に對して侵略の意圖なし
Japan has no Aggressive Plan against China. (M. T. Jan. 23, '25. P. 1.)

比島の產額に接近しつゝある臺灣の產糖額
Formosa's Sugar Crop will be Near P. I. Figure. (M. T. Jan. 25, '25. P. 3.)

支　那

支那の國債
Chinese Bond. (S. No. 2443, Dec. 20, '24. P. 1664.)

廣東に於ける政局及商況の恢復
China,-Politics and Business-Recovery in Canton (E. No. 4245, Jan. 3, '25. P. 22.)

支那の武力統一
Re-unification of China by Force. by Charles Dailey. (R. F. E. Vol. XXXI. No. 5, Jan. 3, '25. P. 131.)

Digitized by Google　Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN